

第4次 豊中市一般廃棄物処理 基本計画

平成30年度(2018年度)-平成39年度(2027年度)



平成30年(2018年)3月
豊中市



はじめに

豊中市では、平成22年度（2010年度）に「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「協働とパートナーシップに基づき『もったいない』のこころでつくる循環型社会」を基本理念に掲げ、焼却・破碎等処理されるごみの量を平成32年度（2020年度）には、平成21年度（2009年度）より20%削減することを目標に、市民・事業者・行政の三者で取組みを進めてきました。この結果、ごみの量は平成26年度（2014年度）までは順調に減少しましたが、近年は大規模集合住宅の建替え等による人口増加の影響もあり、ごみの量は増加傾向にあります。

本計画では、「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の基本理念を発展させ、発生抑制・再使用・再生利用の考え方から、すべての市民・事業者・行政の今後の行動指針となって欲しいという思いを込めて、「協働で取り組む循環型社会の構築」を基本理念として定め、新たな減量目標として平成39年度（2027年度）には平成28年度（2016年度）実績より焼却処理量を8%削減させ、大阪府内自治体の上位水準を上回ることを掲げました。この目標達成に向け、ごみ減量のこれまでの取組みを継続・強化していくとともに、食品ロスの削減に向けた取組みの拡充、地域での3R活動の活性化、事業系ごみ減量の取組みの促進などに力を入れて取り組むこととしています。

また、豊中市の生活排水処理の現状としては、公共下水道普及率はすでに100%に近い状況にありますが、今後は浄化槽設置家庭等の状況把握及び公共下水道への切替えを促進する必要があります。

なお、本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づくとともに、「第4次豊中市総合計画」の分野別計画として、また、「第3次豊中市環境基本計画」を上位計画として、定めたものです。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議を賜りました廃棄物減量等推進審議会委員の皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成30年（2018年）3月
豊中市長

目 次

第1部 ごみ処理基本計画

ページ

第1章 総論 -----	1
第1節 計画策定の趣旨 -----	1
第2節 計画の概要と位置付け -----	2
第3節 計画目標年度 -----	3
第2章 循環型社会の構築に向けた取組みの現状と課題 -----	5
第1節 豊中市の現状 -----	5
(1) 豊中市の概況 -----	5
(2) 大阪府内の他都市と本市との比較並びに他都市の取組み -----	8
第2節 循環型社会の構築に向けた取組みの現状 -----	12
(1) 処理システムの概要 -----	12
(2) ごみ排出量の動向 -----	15
(3) 循環型社会の構築に向けた取組み -----	18
(4) ごみ質の現状 -----	21
(5) ごみ収集・処理の現状 -----	24
(6) ごみ処理費用の現状 -----	27
第3節 減量目標の達成状況と計画策定にあたっての課題 -----	28
(1) 減量目標の達成状況 -----	28
(2) 計画策定にあたっての課題 -----	29
第3章 基本構想 -----	35
第1節 基本理念 -----	35
第2節 基本方針と基本施策 -----	36
(1) 基本方針 -----	36
(2) 基本施策 -----	36
第4章 循環型社会構築のための基本フレーム（減量目標等） -----	37
第1節 ごみ発生量の予測 -----	37
第2節 減量目標 -----	39
第3節 減量目標を達成した場合の焼却処理量等の推移 -----	41

第5章 基本理念の実現に向けた基本施策 -----	45
第1節 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高い再生利用の推進 --	45
(1) 市民・事業者・行政の協働による循環型社会の構築 -----	45
(2) 家庭系ごみ減量等に関する取組み -----	46
(3) 事業系ごみ減量等に関する取組み -----	47
第2節 廃棄物の適正処理の推進 -----	49
第3節 美しいまちづくりの推進 -----	51
第4節 災害廃棄物の適正処理 -----	52
 第6章 計画推進のために -----	 53

第2部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と基本的課題 -----	55
第1節 生活排水処理の現状 -----	55
(1) 生活排水処理システムの概要 -----	55
(2) 生活排水の処理方式の現状 -----	56
(3) し尿・浄化槽汚泥の収集状況 -----	57
(4) し尿処理手数料 -----	58
(5) 処理施設の状況 -----	59
(6) 公共下水道整備の進捗状況 -----	59
(7) 市内河川等の水質の現状 -----	61
第2節 計画策定にあたっての基本的課題 -----	62
第2章 生活排水処理計画の基本フレーム -----	65
第1節 計画目標年度 -----	65
第2節 し尿・浄化槽汚泥処理量の予測 -----	65
第3章 生活排水処理基本計画 -----	67
(1) 収集・運搬体制 -----	67
(2) 処理体制 -----	67
(3) 浄化槽対策 -----	67
(4) ディスポーザー排水処理システムへの対応 -----	67
(5) し尿処理手数料の適正化 -----	67
(6) 効率的な改築・更新、運営管理のための取組み -----	67

資料編

資料1	計画の策定経過	69
(1)	策定経過	69
(2)	豊中市廃棄物減量等推進審議会での検討経過	69
資料2	目標値と計画収集量	76
資料3	用語の解説	87

第1部

ごみ処理基本計画

第1節 計画策定の趣旨

① 第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画の策定にいたる背景

豊中市総合計画は、豊中市自治基本条例（平成19年（2007年）4月施行）に基づき、市政運営の根幹となるまちの将来像を明らかにし、これを達成するための施策を総合的、体系的に示すものです。

豊中市では、昭和44年（1969年）から総合計画に基づくまちづくりを進めてきました。平成13年度（2001年度）からは、「第3次豊中市総合計画（目標年度：平成32年度（2020年度））」のもと、市民・事業者・行政が協働・連携しながら、まちの将来像の実現に向けて取り組んできました。

この間、昭和62年（1987年）から減少傾向にあった本市の人口は、大規模住宅の建替えなどにより、平成17年度（2005年度）以降は増加傾向にありますが、少子高齢化や世帯人数の減少は進行し続けています。また、ライフスタイルや個人の価値観の多様化をはじめ、子育て・子育て環境の充実や安全・安心な暮らしの確保、都市の活力向上などの課題も顕在化してきています。さらに、周辺地域では、鉄道や高速道路などの整備などが進み、人の流れも大きく変化しようとしています。

こうした本市を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応したまちづくりを進めていくため、「第3次豊中市総合計画」の目標年度を前倒しして「第4次豊中市総合計画」を策定することとなり、また、これに伴いその分野別計画である「第3次豊中市環境基本計画」の下位計画として「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。

②さらなるごみ減量に向けた新計画の必要性

近年の本市の人口は、本市が教育文化都市として良好な住環境等が評価されていること、また、千里ニュータウン地域の大規模集合住宅の建替え時期とも重なったことで、「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」策定時に想定した人口とは大きな乖離がある状況です。現在は、市民一人ひとりの努力により焼却処理量の増加は抑えられていますが、当面の間、人口は微増傾向が続く可能性があり、このままでは、今後、焼却処理

量は増加することが予想されます。豊中市伊丹市クリーンランドのごみ焼却処理施設には、「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」策定時の計画量（約100千t/年）を上回るごみが搬入されており、余力を持って処理することが困難な状況となっています。また、本市のごみの最終処分先である大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場については、現行期の最終処分場の供用が終了するまでの間や、その後も延命化を図る必要があることからさらにごみ減量を進めていく必要があります。

また、廃棄物行政を取り巻く社会的潮流としては、近年頻繁に発生する自然災害への対策の強化が求められているとともに、紙ごみや食品ロスの削減に向けた取組みの充実へ機運が日本だけでなく世界的に高まりつつあります。

このような状況を踏まえ、現行の「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の基本理念である「協働とパートナーシップに基づき『もったいない』のこころでつくる循環型社会」の考え方を発展させ、3R（発生抑制、再使用、再生利用）から2R（発生抑制、再使用）に比重を置く方向性を盛り込んだ「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」を策定することとなりました。

第2節 計画の概要と位置付け（図1-1参照）

「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条で市町村に策定が義務付けられています。循環型社会の構築に関わる法律や条例との整合性を保ちつつ、「第4次豊中市総合計画」や「第3次豊中市環境基本計画」を上位計画として、本市の循環型社会構築に向け、ごみの発生抑制から収集運搬・処理（再資源化）・処分までの廃棄物処理行政全般にかかる取組みの基本指針を定めたものです。また、国・大阪府や周辺の地方公共団体と広域的事業を実施する場合の指針ともなるものです。

「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」において、循環型社会の構築に向けて本市が取り組む基本施策を明らかにするとともに、市民・事業者・行政が取り組むべき基本的な方向性を定めたものです。ごみ減量に向けた基本施策に係わる個別の取組み内容については、同時に策定している「第4次豊中市ごみ減量計画」で具体化しています。

なお、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」は、豊中市廃棄物減量等推進審議会の提言及び審議内容を踏まえて策定しています。

第3節 計画目標年度（図 1-2 参照）

「第4次豊中市総合計画」及び「第3次豊中市環境基本計画」の最終目標年度がともに、平成39年度（2027年度）であることから、これら上位計画の最終目標年度と一致させるため、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の期間を、平成30年度（2018年度）を初年度とし、10年後の平成39年度（2027年度）を最終目標年度とします。

なお、平成34年度（2022年度）を中間目標年度として、計画の進捗状況等に応じた見直しを行います。

図 1-1 第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画の位置付け

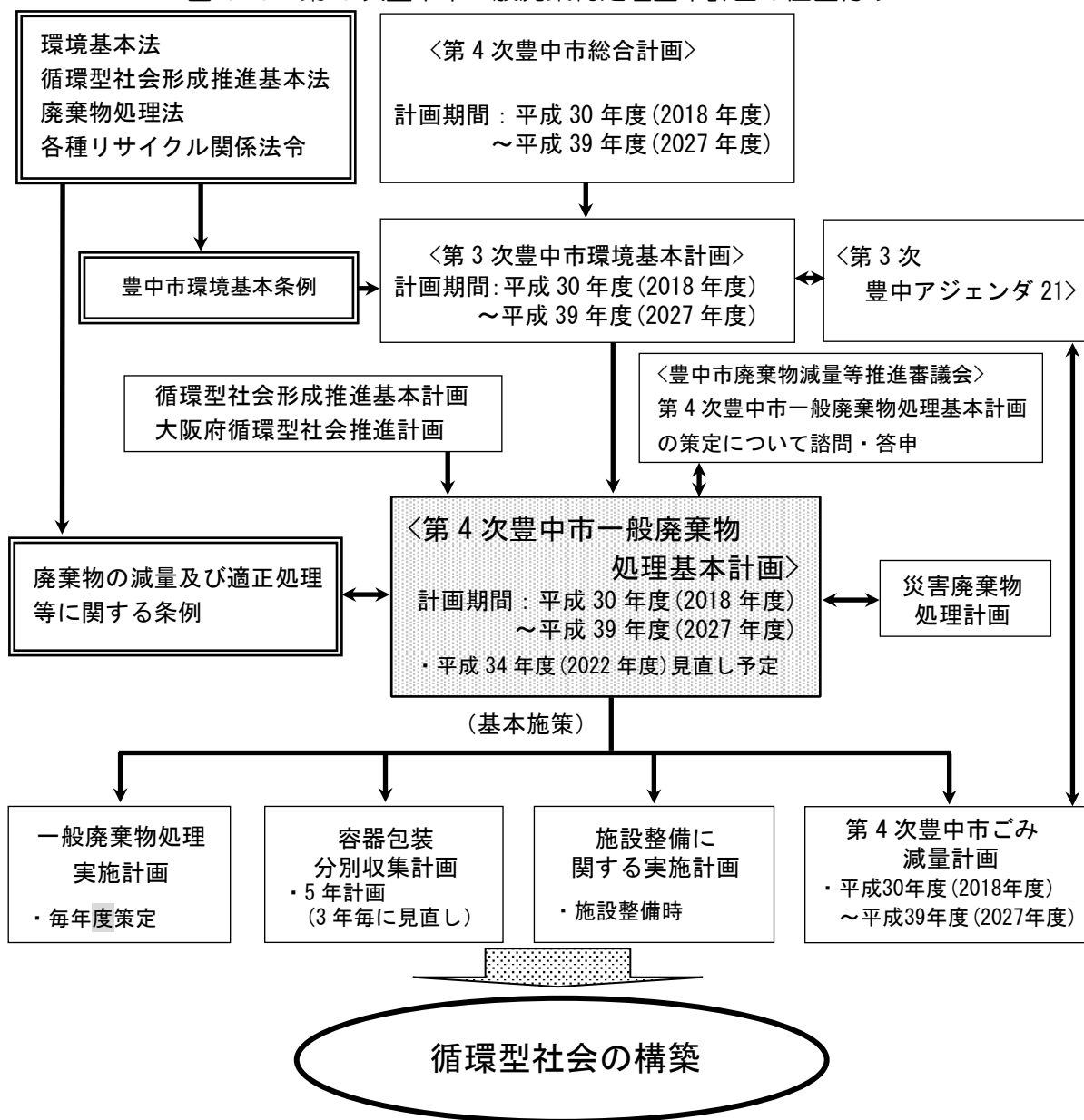
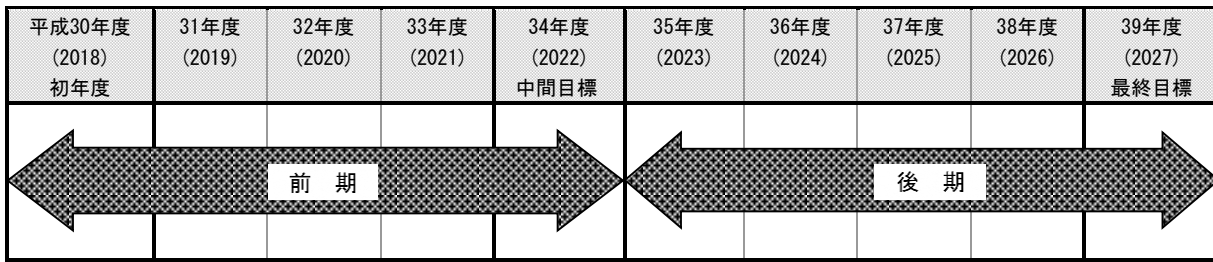


図 1-2 第 4 次豊中市一般廃棄物処理基本計画



第1節 豊中市の現状

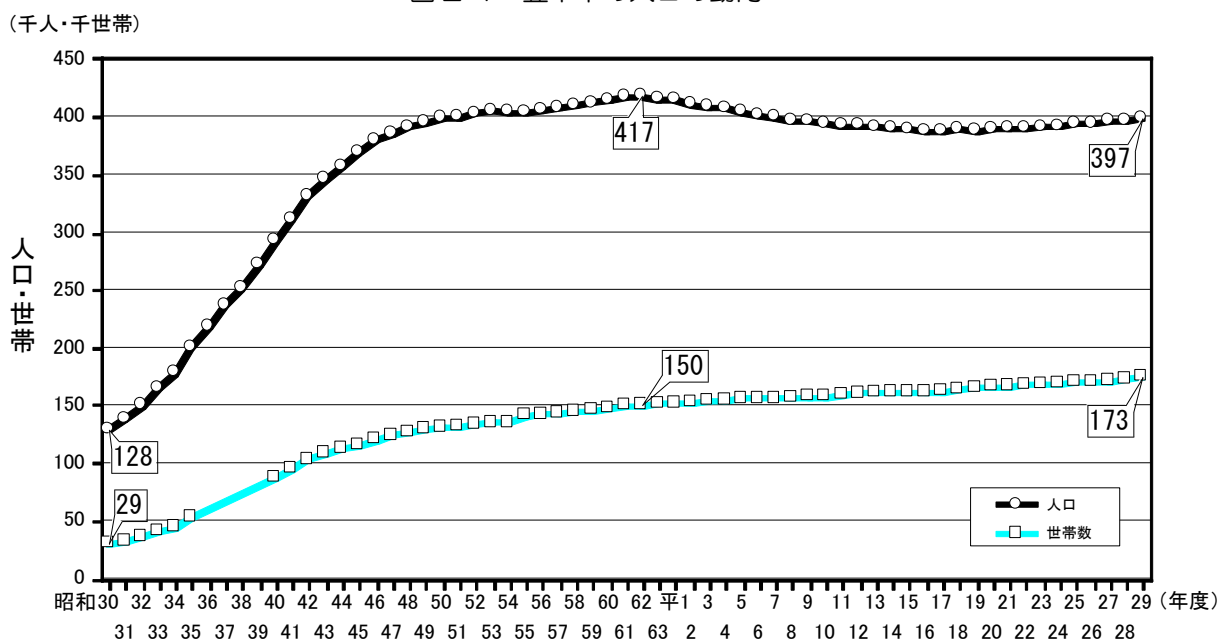
(1) 豊中市の現状

本市は、面積約 37k m²、東西に約 6km、南北約 10km で、大阪市の北に隣接しています。

大阪都市圏の拡大に合わせ、昭和 30 年（1955 年）前後から、庄内地域を中心に多くの木造賃貸住宅や文化住宅、小規模な戸建て住宅等が建設されるとともに、昭和 40 年代に入ると千里ニュータウンの開発が進み、急速に人口が増加しました。

人口は、昭和 62 年（1987 年）をピークに減少傾向にありましたが、平成 17 年（2005 年）を起点に増加傾向へと転じており、平成 29 年（2017 年）で 397,490 人（平成 29 年 10 月 1 日現在豊中市推計人口）となっています（図 2-1 参照）。老年人口（65 歳以上）は増加、生産年齢人口（15～64 歳）及び年少人口（0～14 歳）は減少しており、少子高齢化が進行しています。

図 2-1 豊中市の人口の動向



本市の産業は、高度経済成長期に庄内地域や阪神高速道路沿道地域へ機械、金属、電気機械の中小工場が立地するようになりました。

近年は、卸売業、小売業などの第3次産業が事業所数、従業者数ともに大部分を占めています（表2-1参照）。

表 2-1 豊中市にある業種別事業所数と従業者数（平成 26 年（2014 年））

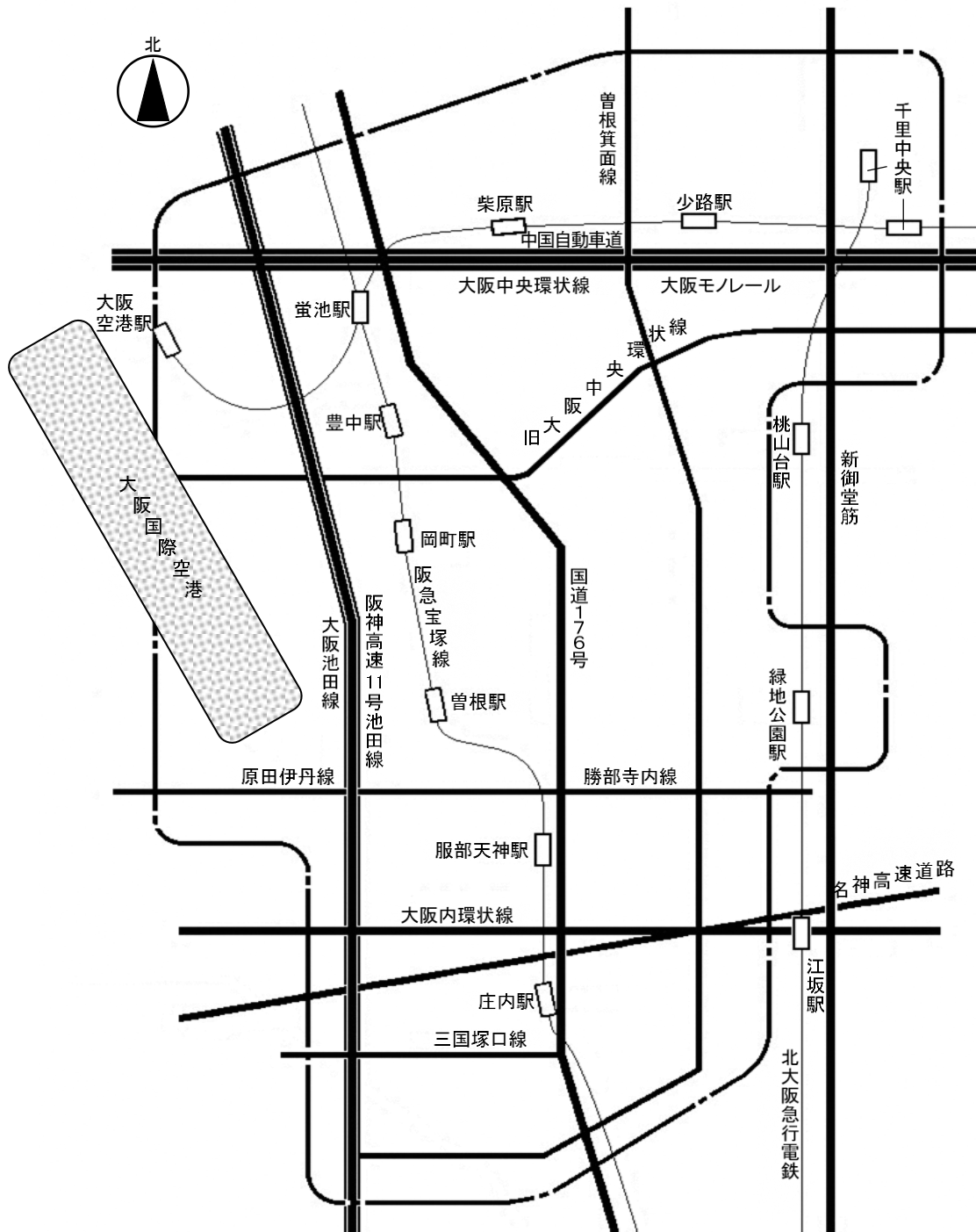
		平成26年 (2014年)			
		事業所数		従業者数	
		件	%	人	%
第1次	農林漁業	9	0.1	57	0.0
第2次	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
	建設業	829	6.0	6,701	4.8
	製造業	1,295	9.3	14,939	10.6
第3次	電気・ガス・熱供給・水道業	12	0.1	840	0.6
	情報通信業	110	0.8	2,176	1.6
	運輸業、郵便業	306	2.2	7,946	5.6
	卸売業、小売業	2,932	21.1	26,464	18.8
	金融業、保険業	184	1.3	3,719	2.6
	不動産業、物品賃貸業	1,631	11.7	5,551	3.9
	学術研究、専門・技術サービス業	411	3.0	3,104	2.2
	宿泊業、飲食サービス業	1,751	12.6	13,006	9.2
	生活関連サービス業、娯楽業	1,242	9.0	5,778	4.1
	教育、学習支援業	691	5.0	12,815	9.1
	医療、福祉	1,658	11.9	24,789	17.6
	複合サービス事業	53	0.4	663	0.5
	サービス業	732	5.3	9,489	6.7
	公務	31	0.2	3,004	2.1
全業種合計		13,877	100.0	141,041	100.0

（出典：平成26年経済センサス - 基礎調査）

本市は、南北に阪神高速11号池田線、大阪池田線、国道176号、新御堂筋、東西に中国自動車道、大阪中央環状線、名神高速道路、大阪内環状線などの幹線道路が格子状に整備されています。また、鉄軌道では、南北に阪急宝塚線、北大阪急行電鉄、東西に大阪モノレールが整備されています（図2-2参照）。

北部は、住宅地域として戸建てが広がり、千里中央駅周辺はニュータウンとして集合住宅が多い地域です。南部は、住工共存地域であり、庄内駅周辺には古くからの商店街や市場もあります。また、西部には大阪国際空港があり、物流・工業区域となっています。

図 2-2 豊中市内の概略図



(2) 大阪府内の他都市と本市との比較及び他都市の取組み

平成 27 年度（2015 年度）の環境省一般廃棄物処理事業実態調査から、府内の人口 10 万人以上の 22 市の総ごみ排出量、生活系ごみ量、事業系ごみ量等の比較を行いました（表 2-2 参照）。

本市の総ごみ排出量の市民 1 人 1 日当たりの排出量では、22 市中最も少なくなっています（1 人 1 日当たり 818.5g）。本市に次いで少ないのは守口市（府内 2 位、1 人 1 日当たり 819.8g）、松原市（府内 3 位、1 人 1 日当たり 840.7g）です。

生活系ごみ量（集団回収含む。）の市民 1 人 1 日当たりの排出量では、本市は少ない方から数えて 4 番目です（1 人 1 日当たり 530.6g）。府内の上位は泉佐野市（府内 1 位、1 人 1 日当たり 464.8g）、大阪市（府内 2 位、1 人 1 日当たり 469.4g）です。生活系ごみ量（集団回収・資源除く。）の市民 1 人 1 日当たりの排出量は少ない方から数えて 5 番目です（1 人 1 日当たり 418.5g）。府内の上位は、守口市（府内 1 位、1 人 1 日当たり 338.0g）、大阪市（府内 2 位、1 人 1 日当たり 364.1g）です。事業系ごみの市民 1 人 1 日当たりの排出量は少ない方から数えて 12 番目でした。府内の上位は、富田林市（府内 1 位、1 人 1 日当たり 129.8g）、河内長野市（府内 2 位、1 人 1 日当たり 174.0g）であり、本市の 287.6g と比べて大きな差があります（表 2-2 参照）。

表 2-2 大阪府内人口 10 万人以上の 22 市とのごみ量の比較（その 1）

市区町村名	総人口 (外国人 人口含む) (千人)	総ごみ排出量 (生活系+事業系+集団回収)			生活系ごみ量(集団回収含む)			生活系ごみ量(集団回収・資源除く)			事業系ごみ量		
		ごみ量 (千 t)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (少ない順)	ごみ量 (千 t)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (少ない順)	ごみ量 (千 t)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (少ない順)	ごみ量 (千 t)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (少ない順)
豊中市	403	120.8	818.5	1	78.3	530.6	4	61.8	418.5	5	42.5	287.6	12
守口市	145	43.4	819.8	2	26.8	505.6	3	17.9	338.0	1	15.5	293.6	14
松原市	122	37.6	840.7	3	28.7	642.6	17	21.7	484.7	14	8.6	192.6	3
吹田市	366	114.1	852.6	4	78.7	588.5	10	64.2	479.6	13	35.3	263.6	10
枚方市	406	126.9	853.0	5	92.0	618.5	12	66.0	443.4	8	34.4	231.3	7
池田市	103	32.1	855.8	6	20.6	548.0	5	17.0	452.8	9	9.5	252.1	9
寝屋川市	240	75.9	865.8	7	54.4	620.2	13	37.6	428.3	6	19.2	218.6	5
和泉市	187	59.2	866.4	8	39.2	573.6	8	31.1	455.5	10	20.0	292.7	13
八尾市	269	85.4	867.1	9	63.2	642.3	16	50.0	508.2	17	21.8	221.4	6
河内長野市	110	35.4	881.8	10	27.3	680.4	20	20.1	499.6	15	7.0	174.0	2
大東市	124	40.1	884.7	11	30.6	676.0	19	25.5	562.6	20	9.5	208.7	4
高槻市	355	118.3	910.1	12	81.0	622.7	14	65.2	501.6	16	37.0	284.8	11
羽曳野市	114	38.6	921.7	13	28.8	687.6	21	25.1	600.3	21	9.8	234.1	8
富田林市	115	39.8	943.5	14	32.0	760.6	22	26.1	619.8	22	5.5	129.8	1
箕面市	135	47.3	954.5	15	28.3	570.1	7	22.7	458.3	11	16.6	334.9	16
堺市	846	310.2	1,001.2	16	201.2	649.4	18	161.3	520.7	18	101.4	327.4	15
岸和田市	199	75.7	1,037.0	17	41.3	565.7	6	30.1	413.0	4	32.4	443.7	18
大阪市	2,680	1,021.3	1,041.2	18	460.4	469.4	2	357.1	364.1	2	560.9	571.8	21
門真市	126	47.9	1,042.1	19	26.9	585.7	9	19.8	430.1	7	19.3	419.5	17
茨木市	279	110.4	1,079.5	20	61.2	598.3	11	47.8	467.2	12	49.2	481.1	20
東大阪市	497	200.5	1,102.0	21	115.4	634.3	15	95.3	524.0	19	85.1	467.7	19
泉佐野市	101	47.1	1,271.6	22	17.2	464.8	1	14.8	399.5	3	29.9	806.8	22

(出典：環境省 平成 27 年度一般廃棄物処理事業実態調査結果)

集団回収量では、本市は1人1日当たり43.9gであり、多い方から数えて19番目と他市と比べ少なくなっています。そのため紙類の資源化量も、多い方から数えて20番目となっています。プラ類の資源化量については、多い方から数えて6番目ですが、最も多い寝屋川市は、本市の2倍程度あります（表2-3参照）。

表2-3 大阪府内人口10万人以上の22市とのごみ量の比較（その2）

市区町村名	総人口 (外国人人口含む) (千人)	集団回収量			資源化量（紙類）		資源化量（プラ製容器包装+白色トレイ）	
		量 (t)	1人1日 当たり	順位	1人1日 当たり	順位	1人1日 当たり	順位
			(g/人/日)	(多い順)	(g/人/日)	(多い順)	(g/人/日)	(多い順)
枚方市	406	17.6	118.5	1	109.8	3	29.4	3
河内長野市	110	4.2	104.1	2	119.2	1	16.9	10
富田林市	115	4.1	96.4	3	90.0	8	14.2	13
茨木市	279	9.8	96.0	4	98.6	4	0.0	18
八尾市	269	9.0	91.3	5	86.0	9	13.7	14
高槻市	355	11.3	87.2	6	91.4	7	0.0	18
箕面市	135	4.2	85.5	7	84.9	10	0.0	18
岸和田市	199	6.2	84.9	8	81.1	13	28.8	4
堺市	846	26.2	84.6	9	82.0	12	14.5	12
門真市	126	3.8	82.0	10	94.7	6	18.3	9
寝屋川市	240	6.7	76.7	11	112.0	2	42.6	1
松原市	122	3.3	74.8	12	96.8	5	22.5	5
東大阪市	497	13.1	71.8	13	67.6	16	11.9	15
守口市	145	3.8	71.0	14	84.5	11	36.8	2
吹田市	366	9.4	70.0	15	77.8	14	0.0	18
和泉市	187	4.7	68.2	16	76.8	15	3.2	17
羽曳野市	114	2.8	66.6	17	63.3	17	0.0	18
大東市	124	3.0	65.3	18	60.4	18	20.5	7
豊中市	403	6.5	43.9	19	58.0	20	20.8	6
池田市	103	1.6	42.9	20	59.6	19	6.1	16
大阪市	2,680	42.0	42.8	21	55.4	21	18.4	8
泉佐野市	101	0.8	20.5	22	27.5	22	16.6	11

（出典：環境省 平成27年度一般廃棄物処理事業実態調査結果）

資源化量全体（溶融スラグ除く。）では、本市のリサイクル率は高い方から数えて14番目で、平均より下になっています（リサイクル率13.3%）。資源化量（溶融スラグ除く。）が多い上位の市は、河内長野市（府内1位、リサイクル率24.3%）、寝屋川市（府内2位、リサイクル率21.9%）、枚方市（府内3位、リサイクル率21.2%）となります。河内長野市は、剪定枝と魚あらのリサイクルを行っている量が一定量あり、他市と比べリサイクル率が高くなっています。

焼却処理量について、本市は総ごみ排出量が少ないこともあり府内で6番目に少ない量になっています（1人1日当たり703.4g）。焼却処理量が少ない上位の市は、守

口市（府内 1 位、1 人 1 日当たり 645.8g）、寝屋川市（府内 2 位、1 人 1 日当たり 665.2g）、枚方市（府内 3 位、1 人 1 日当たり 667.9g）になります。守口市、寝屋川市、枚方市は、1 人 1 日当りの総ごみ排出量は本市よりも多くなっていますが、リサイクル率が高いため、結果的に本市よりも焼却処理量が少なくなっています。

最終処分量について、本市は府内で 11 位であり、他市と比較して中位程度の水準です（1 人 1 日当たり 109.4g）。最終処分量が少ない上位の市は、吹田市（府内 1 位、1 人 1 日当たり 50.9g）、茨木市（府内 2 位、1 人 1 日当たり 51.0g）、枚方市（府内 3 位、1 人 1 日当たり 71.7g）となります。吹田市は、焼却灰を溶融スラグ化し、路盤材等へのリサイクルを推進しており、このことが最終処分量の低減に寄与しています。茨木市、枚方市は、リサイクル率が高く、焼却処理量が少ないため、結果的に焼却灰等の埋立処分量が少なくなっています（表 2-4 参照）。

表 2-4 大阪府内人口 10 万人以上の 22 市とのごみ量の比較（その 3）

市区町村名	総人口 (外国人 人口含む) (千人)	資源化量（溶融スラグ除く）			焼却処理量			最終処分量		
		資源化量 (千 t)	リサイクル 率 (%)	順位 (多い順)	処理量 (千 t)	1 人 1 日 当たり (g/人/日)	順位 (少ない順)	処理量 (千 t)	1 人 1 日 当たり (g/人/日)	順位 (少ない順)
河内長野市	110	8.6	24.3%	1	27.3	678.8	4	3.5	87.6	6
寝屋川市	240	16.7	21.9%	2	58.3	665.2	2	10.6	121.4	13
枚方市	406	26.9	21.2%	3	99.4	667.9	3	10.7	71.7	3
守口市	145	9.0	20.8%	4	34.2	645.8	1	4.4	83.7	5
松原市	122	6.9	18.5%	5	30.6	685.4	5	3.9	87.9	7
富田林市	115	6.5	16.3%	6	33.7	800.9	13	4.3	102.8	10
堺市	846	48.6	15.7%	7	267.3	863.0	16	24.7	79.8	4
門真市	126	7.2	15.0%	8	40.7	885.4	17	7.0	151.2	20
八尾市	269	12.6	14.7%	9	71.7	728.7	7	12.1	122.5	15
岸和田市	199	11.1	14.7%	10	64.7	887.1	18	8.9	121.8	14
茨木市	279	15.6	14.2%	11	97.0	948.3	20	5.2	51.0	2
吹田市	366	16.1	14.1%	12	98.9	739.1	8	6.8	50.9	1
箕面市	135	6.5	13.7%	13	41.0	827.7	14	4.5	90.8	8
豊中市	403	16.0	13.3%	14	103.8	703.4	6	16.1	109.4	11
高槻市	355	15.5	13.1%	15	102.7	789.8	12	11.9	91.8	9
大東市	124	5.0	12.4%	16	35.1	774.6	11	6.5	144.0	18
和泉市	187	7.3	12.3%	17	50.9	744.0	9	7.6	111.2	12
池田市	103	3.7	11.6%	18	28.1	747.4	10	4.6	122.8	16
羽曳野市	114	4.0	10.4%	19	35.4	847.1	15	5.2	124.5	17
東大阪市	497	20.0	10.0%	20	180.5	992.1	21	33.6	184.5	22
大阪市	2680	98.7	9.7%	21	922.5	940.5	19	145.0	147.8	19
泉佐野市	101	3.3	6.9%	22	43.8	1,183.8	22	6.1	164.0	21

（出典：環境省 平成27年度一般廃棄物処理事業実態調査結果）

また、22市のごみ排出ルール等についての比較は表2-5のとおりです。

表2-5 大阪府内人口10万人以上の22市の取組み

市区町村名	総人口 (外国人人口含む) (千人)	可燃ごみの袋						粗大ごみ収集		
		自由袋	透明・半透明袋	推奨袋	単純指定袋		有料指定袋		電話申込	有料制
					市から無料配布	販売店購入	単純従量制	超過量有料制		
豊中市	403					○			○	○
大阪市	2,680		○						○	○
堺市	846		○						○	○
岸和田市	199						○		○	○
池田市	103						○			○
吹田市	366		○							
高槻市	355		○							
守口市	145		○						○	○
枚方市	406		○						○	○
茨木市	279		○							
八尾市	269				○				○	○
泉佐野市	101						○		○	○
富田林市	115							○		○
寝屋川市	240		○						○	○
河内長野市	110							○		○
松原市	122		○						○	
大東市	124		○						○	
和泉市	187		○						○	○
箕面市	135							○	○	○
羽曳野市	114		○							
門真市	126		○						○	○
東大阪市	497		○						○	

市区町村名	総人口 (外国人人口含む) (千人)	缶・びん・ペットボトル (混合収集)	ペットボトル (単独)	プラスチック製 容器包装		小型家電	事業系有料指定袋	
		3種・3種混合 (PET含む) 2種・2種混合 個々・個々に収集		収集の有無	収集頻度	(試行実施含む)	導入の有無	概要
豊中市	403	個々	○	○	週1回	拠点	-	-
大阪市	2,680	3種	-	○	週1回	拠点	-	-
堺市	846	2種	○	○	週1回	拠点	-	-
岸和田市	199	3種	拠点	○	週1回	-	-	-
池田市	103	2種	○	1/1のみ	月2回	拠点	-	-
吹田市	366	個々	拠点	-	-	-	-	-
高槻市	355	個々	拠点	-	-	-	-	-
守口市	145	個々	○	○	週1回	拠点	-	-
枚方市	406	2種	プラと一緒に	○	週1回	拠点	-	-
茨木市	279	3種	-	-	-	-	-	-
八尾市	269	2種	○	○	週1回	-	-	-
泉佐野市	101	3種	-	○	週1回	宅配	-	-
富田林市	115	2種	○	○	月2回	-	-	-
寝屋川市	240	2種	プラと一緒に	○	週1回	-	-	-
河内長野市	110	2種	○	○	月2回	-	-	-
松原市	122	3種	-	○	週1回	-	○	平22.10～(180円/70%)
大東市	124	2種	プラと一緒に	○	週1回	宅配	-	-
和泉市	187	2種	プラと一緒に	ペットボトル 1/1回収	月2回	拠点	○	平21.7～(100円/70%)
箕面市	135	2種	拠点	-	-	-	-	-
羽曳野市	114	2種	拠点	-	-	-	-	-
門真市	126	2種	○	○	週1回	拠点	-	-
東大阪市	497	2種	○	○	週1回	拠点	-	-

(出典：各市ホームページ掲載情報から作成)

第2節 循環型社会の構築に向けた取組みの現状

(1) 処理システムの概要

家庭系ごみについては、平成16年（2004年）4月から市指定ごみ袋制を導入し、粗大ごみについては、戸別電話申込制を平成13年（2001年）10月から、有料化を平成18年（2006年）10月から実施しました。

平成24年度（2012年度）には、それまで一部のモデル地区で実施していたプラスチック製容器包装の回収を全市域に拡大し、容器包装以外のプラスチック類は、不燃ごみから可燃ごみへの区分変更を行いました。平成29年度（2017年度）は可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ、空き缶・危険ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、ガラスビン、紙・布の分別区分で収集しています（図2-3参照）。また、使用済小型家電については、平成28年（2016年）1月から市内16箇所（平成30年（2018年）3月末現在は19箇所）の拠点で回収しています。

平成29年（2017年）4月には、全市域で可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの収集を民間事業者へ委託し、プラスチック製容器包装やガラスビンなどの再生資源については、行政で回収を行う収集運搬体制になりました。また、水銀汚染防止法に基づき、水銀使用廃製品の適正処理を行うため、平成29年（2017年）7月から市内4箇所の拠点で回収しています。

事業系ごみについては、平成24年（2012年）4月に小規模事業所の指定袋制を廃止し、許可業者収集や自己搬入へ完全に移行しました。

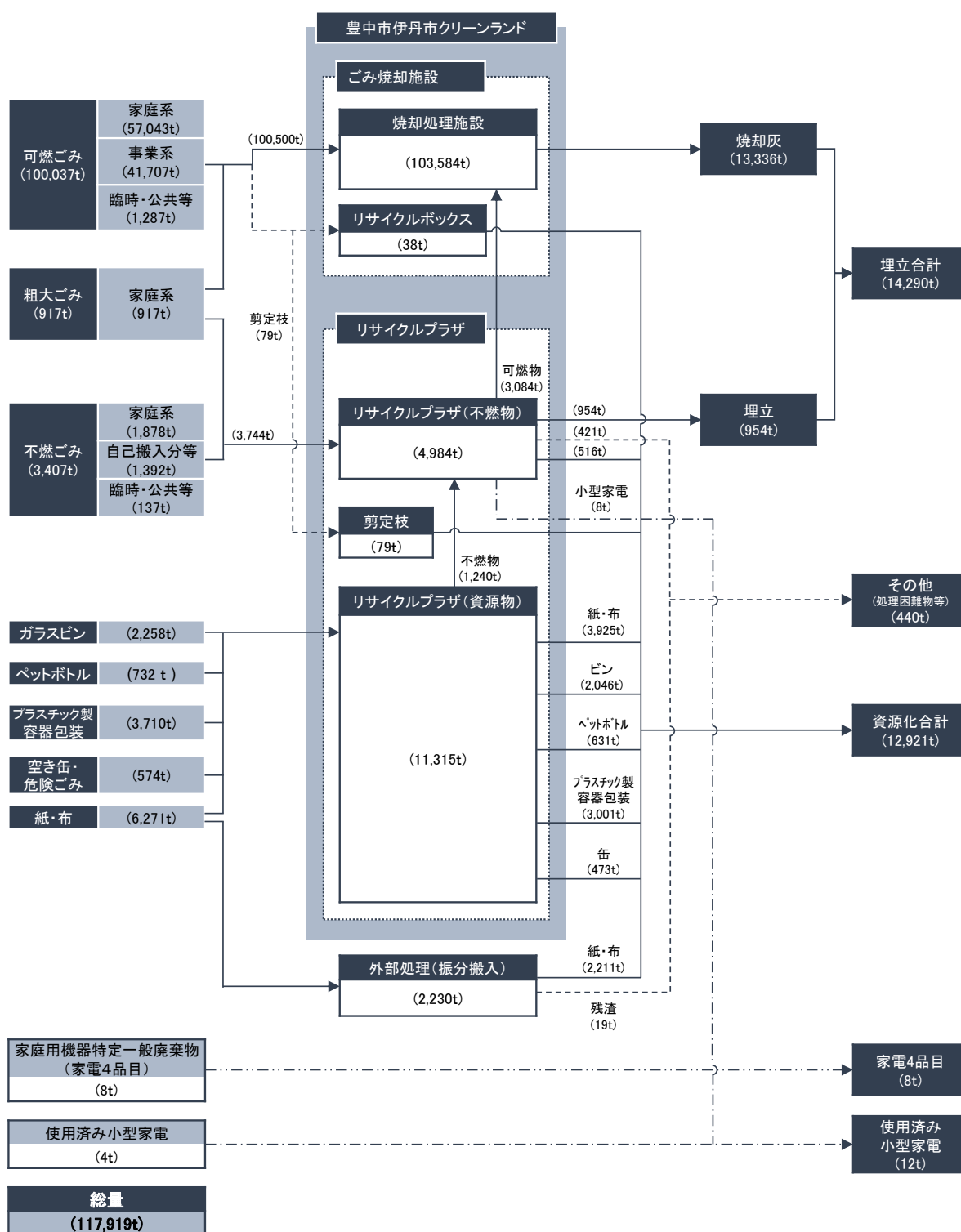
ごみの資源化及び処理については、一部事務組合の豊中市伊丹市クリーンランドに搬入し、選別・圧縮、焼却処理、破碎処理などを行っています（図2-4参照）。

豊中市伊丹市クリーンランドでは、平成24年（2012年）3月にリサイクルプラザが竣工し、平成28年（2016年）3月には新たなごみ焼却施設が竣工しています。

図 2-3 家庭系ごみの分別収集区分

<p>可燃ごみ 週2回</p>	
<p>粗大ごみ 月1回 申込み制</p>	
<p>不燃ごみ 4週間に1回</p>	
<p>空き缶・危険ごみ 2週間に1回</p>	
<p>プラスチック製 容器包装 週1回</p>	
<p>ペットボトル 4週間に1回</p>	
<p>ガラスビン 2週間に1回 専用回収容器収集</p>	 <p>※ごみ集積所に専用回収容器がない場合は不燃ごみとして排出</p>
<p>紙・布 2週間に1回</p>	
<p>使用済小型家電 拠点回収</p>	
<p>水銀使用廃製品 拠点回収</p>	

図 2-4 ごみ処理の流れ（平成 28 年度（2016 年度）実績）



注 1) 数値は平成 28 年度（2016 年度）実績。四捨五入の関係で個々の和が計と一致しない場合があります。

2) 家庭用特定機器一般廃棄物（家電 4 品目）については推計値です。

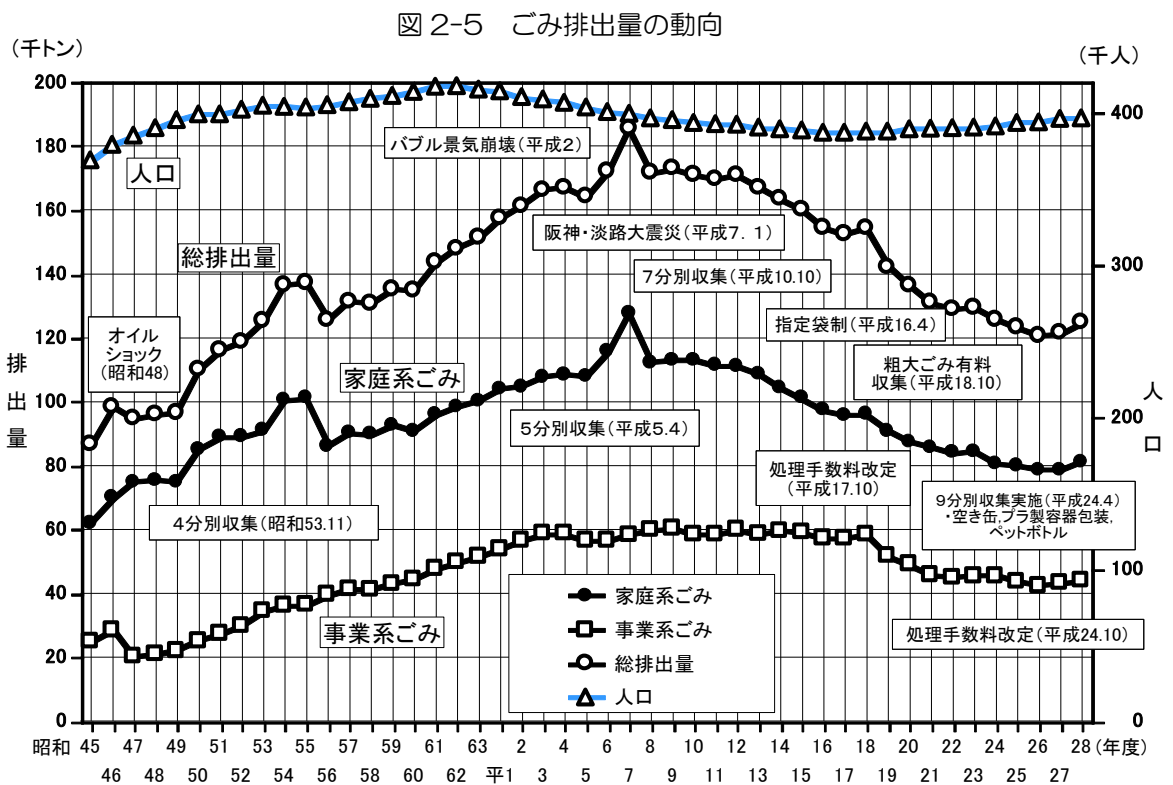
3) ガラスビン、空き缶等の再生資源には教育施設からの許可業者収集量も含まれます。

4) 不燃ごみの内訳にある自己搬入分等とは、家庭から排出される引越し等に伴う臨時ごみの不燃物を許可業者が収集したものや市民がクリーンランドに直接搬入したものです。

(2) ごみ排出量の動向

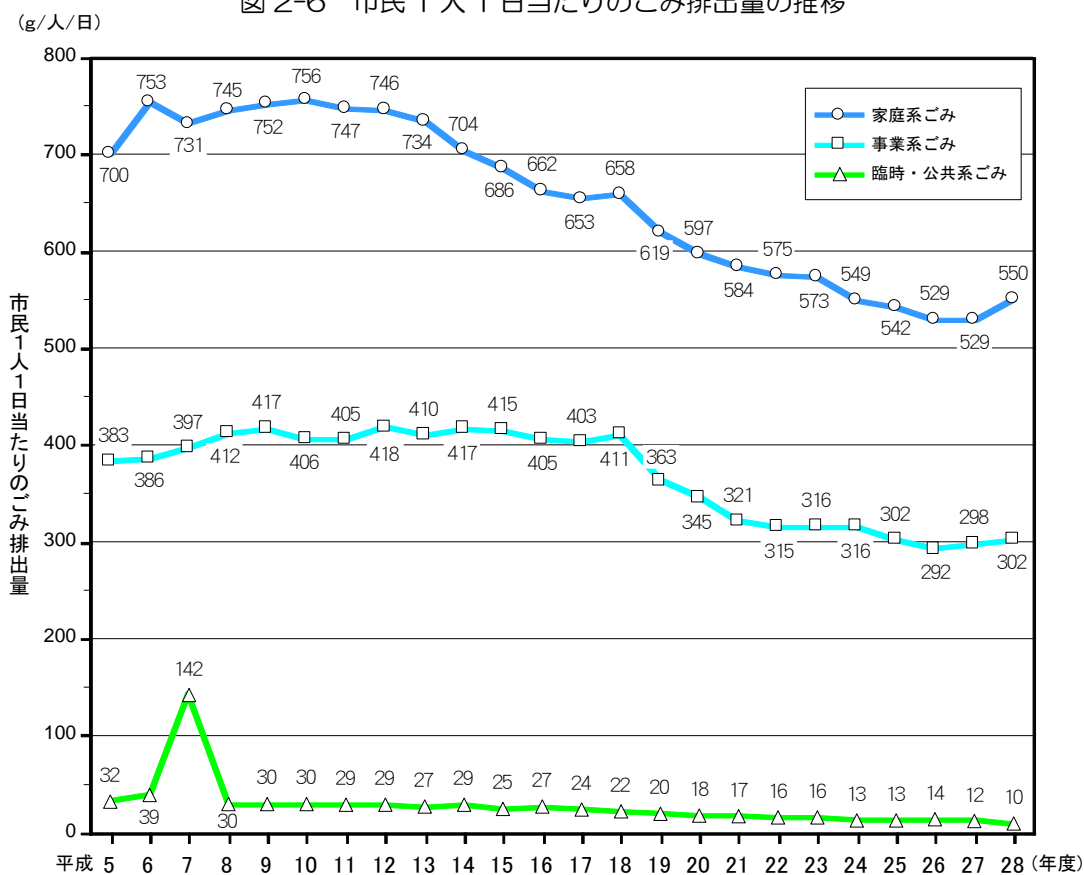
総ごみ排出量（集団回収量、庁内古紙回収量等を含む。）は、平成7年(1995年)1月の阪神・淡路大震災で発生した災害廃棄物の影響を受け増加しましたが、それ以降は分別区分の拡大、市指定ごみ袋制度の導入、粗大ごみ有料収集の実施、ごみ処理手数料の適正化などにより、平成8年度(1996年度)の約17万tから、平成26年度(2014年度)は、約12万tへと大幅に減少しています（図2-5参照）。しかしながら、平成27年度(2015年度)からは、微増傾向を示すようになっていました。これは、平成20年(2008年)頃から、市内の北部・中部・東部での大規模マンション等の建設に伴い、子育て世代を中心とした市内への転入者が多くなったことによって人口が増加していることなどが影響しています。

市民1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、平成27年度(2015年度)までは減少傾向にありましたが、平成28年度(2016年度)は「再生資源等持ち去り行為の禁止規定」の施行の影響により大幅に増加しています。事業系ごみは近年横ばい傾向を示すようになっていています（図2-6参照）。



- 注1) 臨時・公共系ごみは家庭系ごみに含めています。家庭系ごみには集団回収量、事業系ごみには庁内古紙回収量、給食残渣堆肥化量、機密文書リサイクル事業等を含めていますが、減量計画による事業所の自主的資源化量は含めていません。
- 注2) 環境省で使用している数値と市で使用している数値は、算定方法が異なるため、一致しないことがあります。

図 2-6 市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移

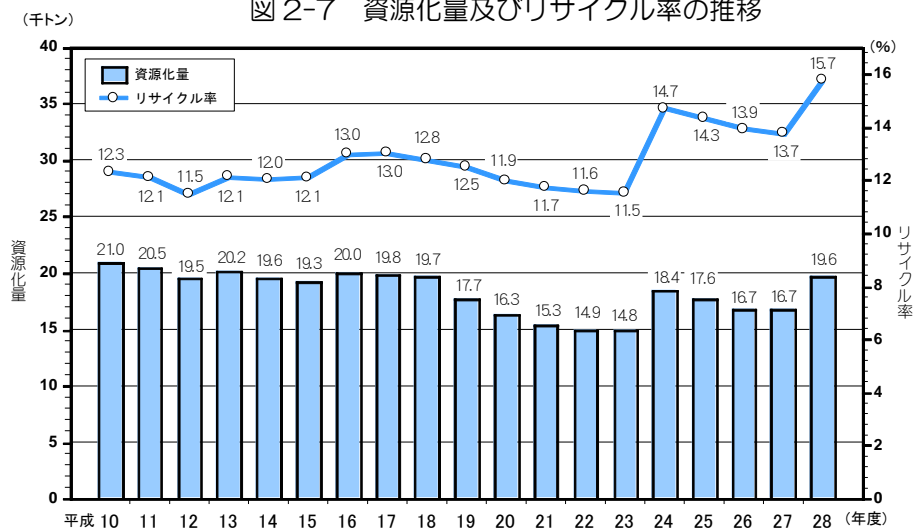


注1) 家庭系ごみには集団回収量、事業系ごみには市内古紙回収量、給食残渣堆肥化量、機密文書リサイクル事業等を含めていますが、減量計画書による事業所の自主的資源化量は含めていません。

注2) 環境省で使用している数値と市で使用している数値は、算定方法が異なるため、一致しないことがあります。

本市の集団回収等の公共事業を利用しない民間の自主回収量を除く資源化量は、平成16年度(2004年度)以降減少傾向に転じていましたが、平成24年(2012年)4月から実施した家庭系ごみの分別区分の拡大(空き缶、プラスチック製容器包装、ペットボトルなど)により資源化量、リサイクル率とも飛躍的に増加しました。その後は再び減少傾向に転じていましたが、平成28年度(2016年度)は「再生資源等持ち去り行為の禁止規定」の施行による効果や継続した周知活動などにより大幅に増加しました(図2-7参照)。

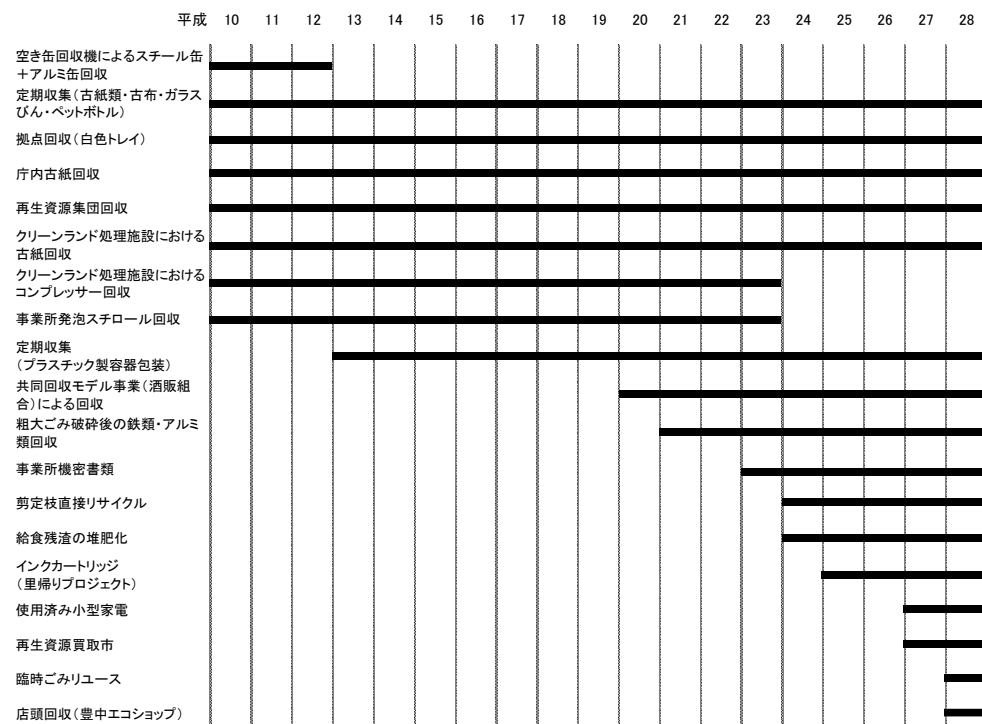
図2-7 資源化量及びリサイクル率の推移



◇リサイクル率：資源化量÷(ごみ総量+庁内古紙回収+再生資源集団回収+共同回収モデル事業(酒販組合)+事業所機密書類+剪定枝直接リサイクル+給食残渣の堆肥化+インクカートリッジ(里帰りプロジェクト)+再生資源買取市+臨時ごみリユース+店頭回収(豊中エコショップ)+空き缶回収機による回収量)

注) 環境省で使用している数値と市で使用している数値は、算定方法が異なるため、一致しないことがあります。

<参考>再生資源回収実施時期



(3) 循環型社会の構築に向けた取組み

廃棄物処理法が改正された平成3年度（1991年度）以降に取り組んできた循環型社会の構築に向けた取組みを以下に整理しました（表2-6、2-7、2-8参照）。

表2-6 これまでの豊中市のごみ減量等の取組み状況

平成3年度 (1991年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量・リサイクルシステムづくり懇話会の設置 ○集団回収報奨金制度の創設 ○白色トレー回収事業（2月）
平成4年度 (1992年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ペットボトル回収事業開始（府のモデル事業） ○生ごみ堆肥化容器設置助成事業 ○図書券プレゼント付あき缶回収事業（平成12年(2000年)4月末で廃止） ○第1次ごみ減量計画の策定
平成5年度 (1993年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行 ○5分別収集の実施（一部モデル地区にてガラスびん分別収集） ○ペットボトル回収事業開始（市の独自事業） ○廃棄物減量等推進審議会の設置 ○廃棄物減量等推進員制度の創設
平成6年度 (1994年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第1期審議会答申 「仮称リサイクルセンター基本構想について」 「事業系ごみ減量対策について」 ○事業系ごみ減量対策の担当部門設置 ○あき缶リサイクル車の導入 ○リサイクル工房の設置
平成7年度 (1995年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量セミナーの開講（平成7年度(1995年度)～平成10年度(1998年度)） ○大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置及び届け出に関する規則の施行
平成8年度 (1996年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○多量排出事業所への減量指導 ○容器包装リサイクル法に基づく第1期分別収集計画の策定 ○第2期審議会答申 「ごみ分別の基本的なあり方について」
平成9年度 (1997年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○7分別収集の実施（ガラスびん収集開始 市内全世帯の1/2で実施） （10月） ○仮称リサイクルセンター施設整備基本計画の策定
平成10年度 (1998年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○全市域でガラスびん分別収集開始（10月） ○マイバッグキャンペーンの実施
平成11年度 (1999年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○容器包装リサイクル法に基づく第2期分別収集計画の策定
平成12年度 (2000年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第3期審議会答申 「ごみ減量をさらに進めるための方策について」 ・ごみ処理手数料の見直し検討 （平成13年(2001年)10月から事業系ごみ：150円/10kgを170円/10kgへ改定） ・市推奨ごみ袋無料配布サービスの見直し検討 （平成13年度(2001年度)から1世帯100枚を50枚に改定） ○ごみ収集の一部委託（平成13年度(2001年度)で市収集の約10%委託）

表2-7 これまでの豊中市のごみ減量等の取組み状況

平成13年度 (2001年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○家電リサイクル法対象4品目の申込み・有料回収開始 ○新分別収集の実施（10月） <ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ戸別申込制の導入 ・プラスチック製容器包装のモデル地区分別収集の開始（市域の世帯数の約10%を対象に実施） ○第1回ごみ減量フォーラムの開催（現在も継続）
平成14年度 (2002年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第4期審議会答申 「第2次豊中市一般廃棄物処理基本計画の策定について」 ○容器包装リサイクル法に基づく第3期分別収集計画の策定 ○第2次豊中市一般廃棄物処理基本計画の策定 ○第2次豊中市ごみ減量計画ーとよなか・へらそーや33プランーの策定 ○生ごみ・剪定枝堆肥化事業の開始（緑と食品のリサイクルプラザの設置）
平成15年度 (2003年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○2市2町合同マイバッグキャンペーンの実施（平成18年度まで実施）
平成16年度 (2004年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○プラスチック製容器包装のモデル地区分別回収の拡大（市域の世帯数の約10%から約27%に拡大） ○家庭系ごみの市指定ごみ袋制の導入 ○ごみ収集委託地区の拡大（市域の世帯数の約20%に拡大）
平成17年度 (2005年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第5期審議会答申 「粗大ごみの適正な費用負担の導入に関する計画について」 ○リサイクル交流センターの開館 ○事業系ごみの市指定ごみ袋制の導入（市収集事業所のみ）（10月） ○ごみ処理手数料の改定（10月） ○容器包装リサイクル法に基づく第4期分別収集計画の策定
平成18年度 (2006年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第5期審議会答申 「第2次豊中市一般廃棄物処理基本計画・ごみ減量計画の改定について」 ○粗大ごみ有料化の実施（10月） 〔処理手数料〕品目毎に300円、600円、1,200円、1,800円の4区分 ○ごみ処理手数料の改定（10月）
平成19年度 (2007年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ収集委託地区の拡大（市域の世帯数の約30%に拡大） ○容器包装リサイクル法に基づく第5期分別収集計画の策定 ○ひと声ふれあい収集の開始（7月） ○事業系再生資源集団回収実験事業の実施（3月） ○第2次豊中市一般廃棄物処理基本計画・ごみ減量計画の改定 「発生予測量、減量目標について見直し」
平成20年度 (2008年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第6期審議会答申 「今後のごみ分別収集の基本的な考え方について」 ○豊中市におけるマイバッグの持参促進及びレジ袋の削減に関する協定締結（2月）
平成22年度 (2010年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第7期審議会答申 「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画策定について」 ○第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画の策定

表2-8 これまでの豊中市のごみ減量等の取組み状況

平成23年度 (2011年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業系ごみの市指定ごみ袋制の廃止（4月） ○ごみ処理手数料の改定（10月） ○第3次豊中市ごみ減量計画の策定
平成24年度 (2012年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○9分別収集の実施（空き缶、プラスチック製容器包装、ペットボトル） ○ごみ収集委託地区の拡大（40%） ○中核市移行による産業廃棄物に関する事務譲渡 ○リサイクル交流センターの閉館（環境交流センターとして閉館） ○リサイクルプラザ（豊中伊丹スリーR・センター）の竣工
平成25年度 (2013年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○豊中市エコショップ制度の運用開始 ○北摂地域共通マイバッグキャンペーンの開始（現在も継続）
平成26年度 (2014年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○粗大ごみインターネット受付の開始 ○ごみ収集業務ごみ種別委託の一部実施
平成27年度 (2015年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第9期審議会答申 「再生資源等の持ち去り行為に対する条例による規制等その対応について」 ○「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の一部改正（9月29日公布） ○市域全小学校での環境学習の実施 ○事業系ごみ減量マニュアルの発行（7月） ○使用済小型家電の拠点回収の試行実施（実証事業）（1月） ○「豊中市におけるマイバッグの持参促進及びレジ袋削減に関する協定」の締結（2月） ○新ごみ焼却施設の竣工（3月）
平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○再生資源等の持ち去り防止対策の実施 ○使用済小型家電の拠点回収の開始
平成29年度 (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第10期審議会答申 「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画策定について」 ○ごみ収集業務ごみ種別委託の完全実施 ○水銀使用廃製品の拠点回収開始（7月）

(4) ごみ質の現状

1) 家庭系ごみ

買い物時のマイバッグの持参(約 8.3g/人/日)や無駄の少ない食生活の実施(約 23.2 g/人/日)などの発生抑制・再使用行動により、新たに約 31.5g/人/日のごみ減量が可能です(表 2-9 参照)。また、平成 24 年(2012 年)の可燃ごみに含まれる手つかずのまま廃棄される食品の割合は 4.6%となっています(図 2-8 参照)。

表2-9 発生抑制等により新たにごみ減量が可能な割合・量

発生抑制行動等	ごみ組成中の品物	ごみ中の組成 (注1)	定期収集ごみ量 (注2)
		%	g/人/日 (t/年)
買い物袋の持参	手提げレジ袋	1.7	8.3 (1,196)
無駄の少ない食生活	手を付けていない食品	4.6	23.2 (3,355)
合計		6.3	31.5 (4,549)

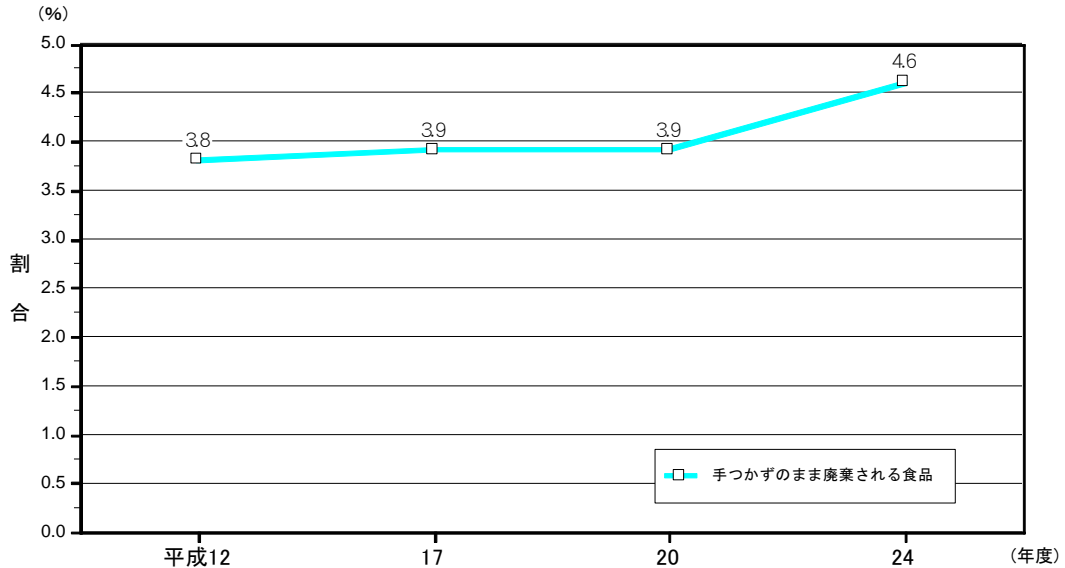
注1) 平成24年度(2012年度)調査結果より。比率により算出。

2) 平成28年度(2016年度)に含まれている量(粗大ごみを除く)。

3) 四捨五入の関係で個々の和が計と一致しない場合があります。

(出典：平成 24 年豊中市家庭ごみ排出実態調査業務報告書(平成 25 年(2013 年)3 月))

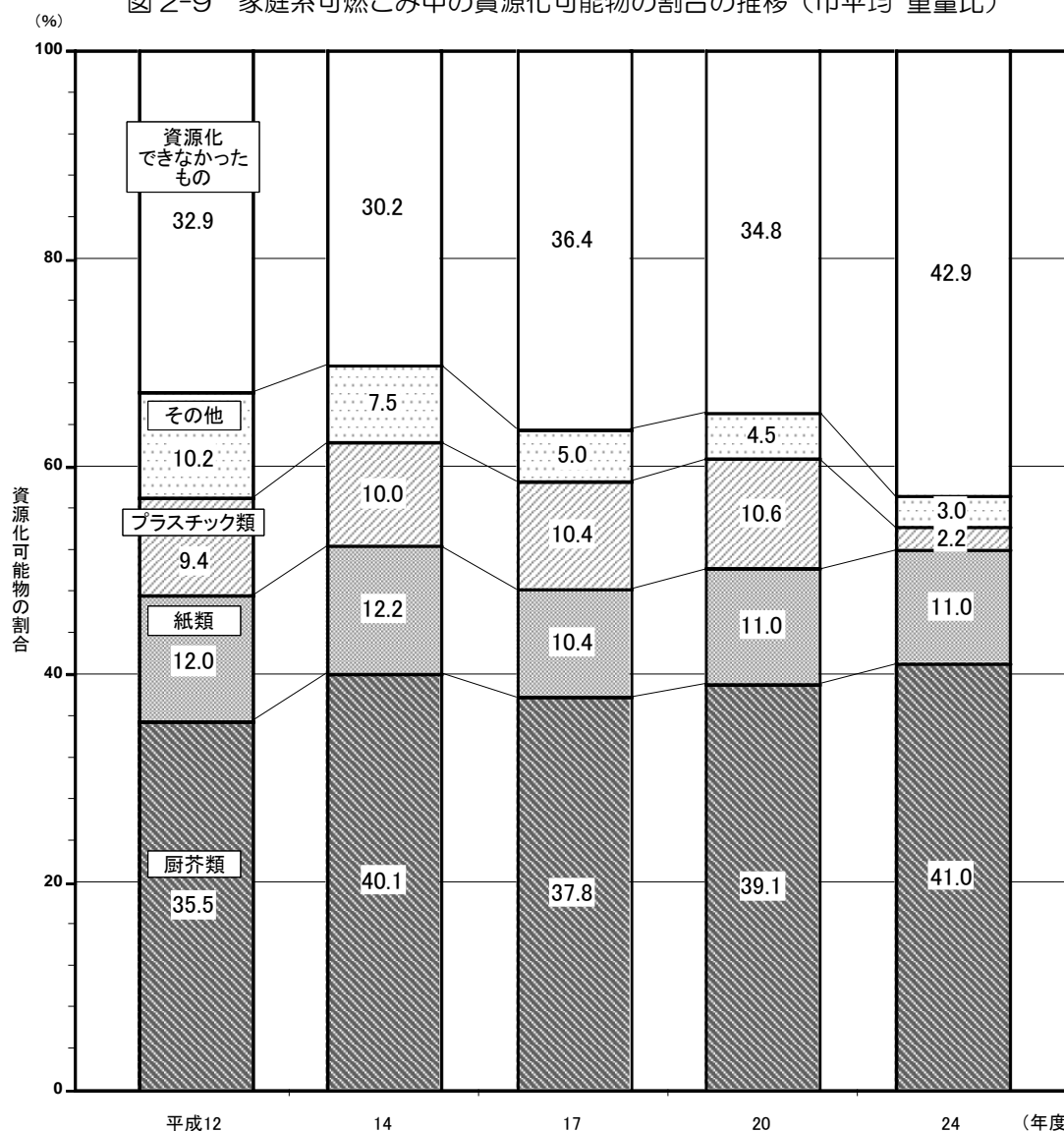
図 2-8 家庭系可燃ごみ中の手つかずのまま廃棄される食品の割合(市平均 重量比)



(出典：「平成 24 年豊中市家庭ごみ排出実態調査業務報告書」(平成 25 年(2013 年)3 月))

家庭から排出されている可燃ごみのうち、資源化可能物の割合(紙類・プラスチック類・繊維類・剪定枝)は約 15%、堆肥化の対象となる厨芥類は約 41%です。(図 2-9 参照)。

図 2-9 家庭系可燃ごみ中の資源化可能物の割合の推移（市平均 重量比）



		平成12年度 2000年度 資源収集を除く 4分別収集区分合計	平成14年度 2002年度 焼却・破砕処理 されているごみ	平成17年度 2005年度 焼却・破砕処理 されているごみ	平成20年度 2008年度 焼却・破砕処理 されているごみ	平成24年度 2012年度 焼却・破砕処理 されているごみ	
厨芥類		35.5	40.1	37.8	39.1	41.0	
資源化 可能物	紙類	12.0	12.2	10.4	11.0	11.0	
	プラスチック類	9.4	10.0	10.4	10.6	2.2	
	その他	びん類	2.8	3.3	1.7	1.3	0.6
		金属類（缶含む）	2.1	2.6	1.7	1.8	0.6
		繊維類（衣服系のみ）	1.3	0.9	0.6	0.7	1.0
		剪定枝	3.9	0.7	1.1	0.7	0.9
計		10.2	7.5	5.0	4.5	3.0	
計		31.6	29.6	25.7	26.0	16.2	
資源化できなかった物		32.9	30.2	36.4	34.8	42.9	
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

注) 端数処理のため合計は100%とならない場合があります。

(出典：平成 24 年豊中市家庭ごみ排出実態調査業務報告書（平成 25 年（2013 年）3 月）)

2) 事業系ごみ

食品スーパー等の売れ残り食品を減らすための販売管理の徹底等の取組みによる発生抑制（約 7,728t/年）や搬入物調査の拡充による不適正排出に対する是正等（約 922t/年）により、新たに約 8,650t/年のごみ減量が可能です（表 2-10 参照）。

表 2-10 発生抑制等により新たにごみ減量が可能な割合・量

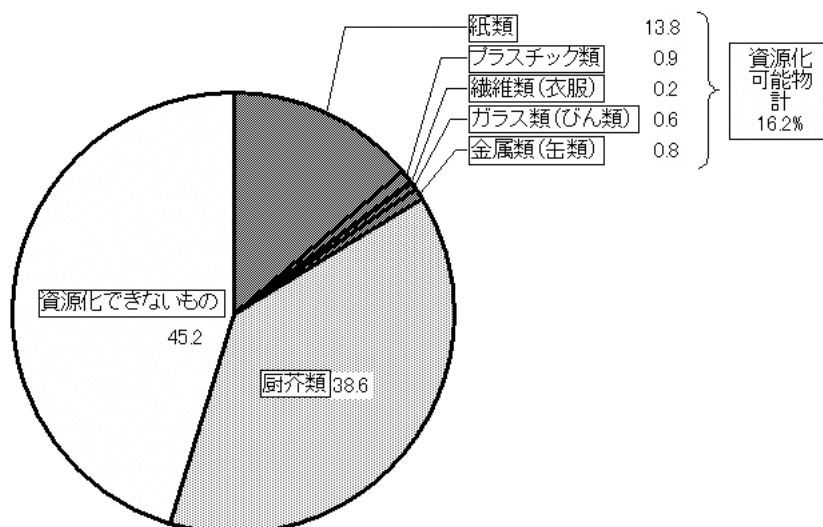
	発生抑制等	ごみ組成中の品物	ごみ中の組成*1 (*1 平成26年度 (2014年度) 調査)	事業系ごみ量*2 (平成28年度(2016年 度))に含まれている量	
			%	g/人/日	(t/年)
可能物	発生抑制	輸送用梱包紙材(段ボール)	5.9	17.7	(2,552)
		輸送用梱包紙材(トロ箱)	0.1	0.3	(39)
		ペーパーレス化(コピー紙)	0.7	2.2	(315)
		販売管理の徹底(売れ残り食品)	11.2	33.4	(4,823)
		小計	17.9	53.6	(7,728)
	不適正排出に 対する是正等	印刷残紙	0.0	0.0	(0)
		プラスチックくず	0.3	0.8	(121)
		繊維くず	1.5	4.6	(664)
		ガラスくず	0.0	0.0	(0)
		金属くず	0.2	0.6	(91)
		食品加工くず ※食品製造業のみ	0.0	0.0	(0)
		その他(可燃系その他)	0.0	0.1	(9)
		その他(不燃系その他)	0.1	0.3	(39)
		小計	2.1	6.4	(922)
発生抑制等可能物合計			20.1	60.0	(8,650)

注) 四捨五入の関係で個々の和が計と一致しない場合があります。

(出典：平成26年豊中市事業系ごみ排出実態調査業務報告書(平成27年(2015年)3月))

事業系ごみに含まれる資源化可能物の割合(重量比)は古紙を中心に約16%です。堆肥化・バイオマス化の対象となる厨芥類は約39%含まれています(図2-10参照)。

図2-10 事業系ごみ中の資源化可能物の割合(全業種平均 重量比)



注) 四捨五入の関係で個々の和が計と一致しない場合があります。

(出典：平成26年豊中市事業系ごみ排出実態調査業務報告書(平成27年(2015年)3月))

(5) ごみ収集・処理の現状

1) ごみ収集体制

家庭系ごみの収集は、平成 12 年度(2000 年度)から一部民間委託を導入しました。その後、順次委託収集区域を拡大し、平成 19 年度(2007 年度)に市域全世帯数の約 30%で委託、平成 24 年度(2012 年度)には市域全世帯数の約 10%を新たに委託収集地区に加えました。

平成 26 年度(2014 年度)からは公・民の最適な役割分担の観点から、効率的かつ効果的なごみ収集運搬体制の構築と災害時等における市民生活の安全・安心及びセーフティネットの確保を図ることを目的として、全市域をごみ種別に公・民が分担(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの収集を民間委託収集業者、それ以外は本市(直営)で回収)して収集運搬を行う方式に順次移行し、平成 29 年度(2017 年度)からは同方式に完全移行しました(表 2-11 参照)。

一方で、事業系ごみの収集については、事業系一般廃棄物の許可業者に委託するか、事業者が直接豊中市伊丹市クリーンランドに自己搬入を行っています。

表 2-11 家庭系ごみの種別ごとの収集の分担

収集担当(全市域)	豊中市(直営)	民間委託収集業者
ごみ種	空 き 缶 ・ 危 険 ご み	可 燃 ご み
	プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	粗 大 ご み
	ペ ッ ト ボ ト ル	不 燃 ご み
	ガ ラ ス ビ ン	
	紙 ・ 布	

※臨時ごみは豊中市で収集します。

2) 焼却処理・破砕処理施設

本市と伊丹市の両市域において排出された家庭系のごみや事業系の一般廃棄物を受け入れ、中間処理を行うために設立した一部事務組合の豊中市伊丹市クリーンランドで、焼却処理・破砕処理等を行っています（表 2-12、図 2-11、図 2-12 参照）。

表 2-12 豊中市伊丹市クリーンランドの施設概要

リサイクルプラザ		ごみ焼却施設	
所在地	大阪府豊中市原田西町 2 番 1 号	所在地	大阪府豊中市原田西町 2 番 1 号
建築面積	5,126.06 平方メートル	建築面積	13,540.40 平方メートル
構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、 鉄筋コンクリート造、鉄骨造
延べ面積	11,031.46 平方メートル	延べ面積	36,411.21 平方メートル
建築高さ	24.186 メートル	建築高さ	43.7 メートル（煙突高さ 45 メートル）
着工年月日	平成 21 年（2009 年）5 月 14 日	着工年月日	平成 23 年（2011 年）11 月 18 日
竣工年月日	平成 24 年（2012 年）3 月 31 日	竣工年月日	平成 28 年（2016 年）3 月 15 日
処理能力	134t/5 時間	処理能力	175t/日×3 炉 合計 525t/日
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトル、 ビン類、プラスチック製容器包装、缶 類、古紙・古布	処理対象物	可燃ごみ
			

（出典：豊中市伊丹市クリーンランドホームページ）

図 2-11 豊中市伊丹市クリーンランド施設配置図

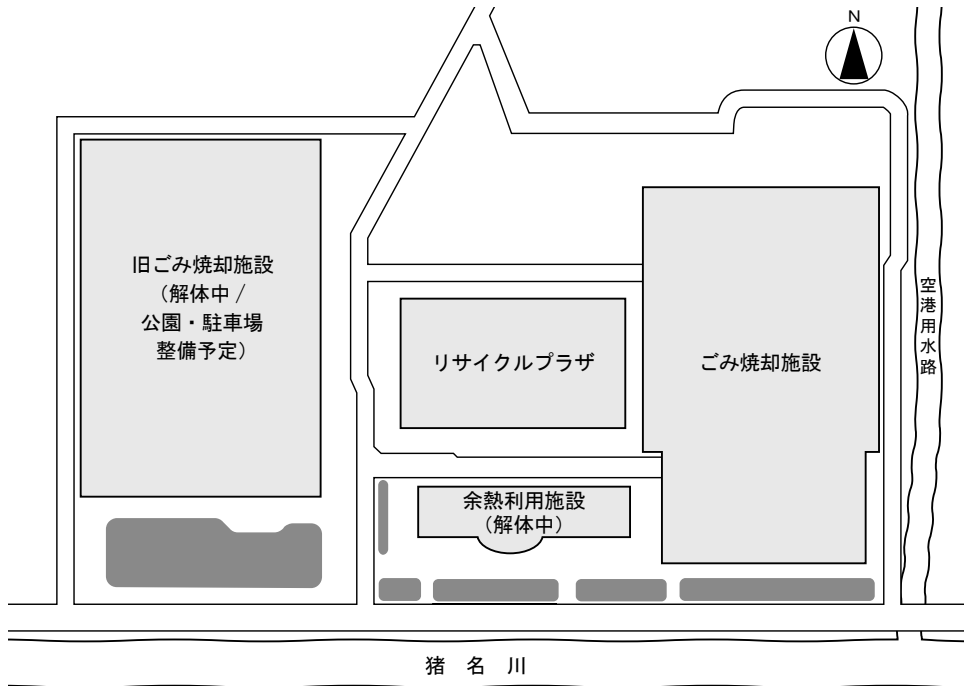
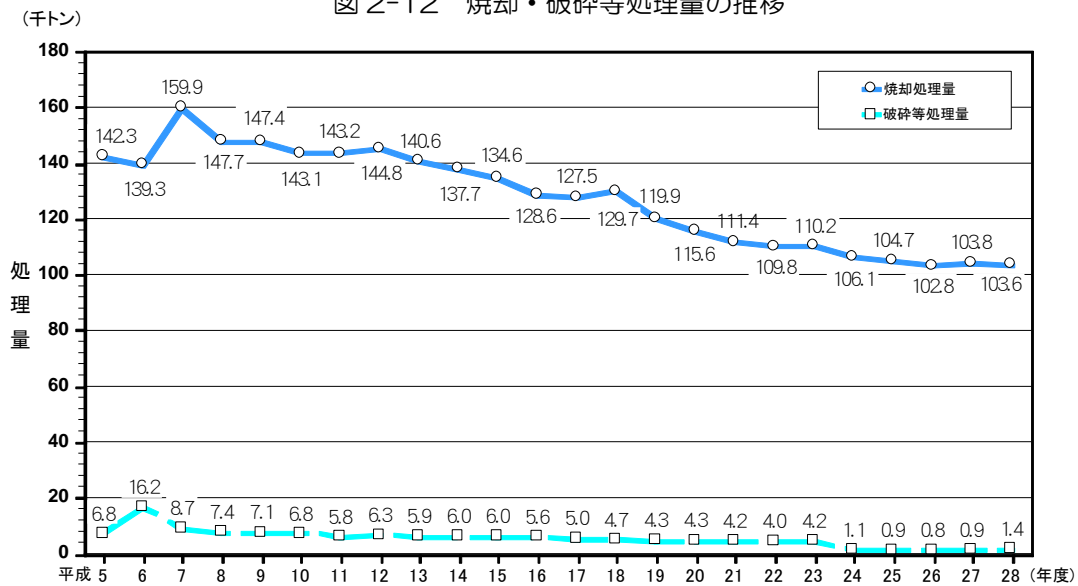


図 2-12 焼却・破碎等処理量の推移



注) 破碎等処理量は、焼却処理量、資源化量以外のごみを指し、その他処理困難物等やメーカー指定引取場所等の量を含めています。

豊中市伊丹市クリーンランドでは、平成 24 年度（2012 年度）にリサイクルプラザ、平成 28 年度（2016 年度）に新たなごみ焼却施設の供用を開始しました。平成 29 年度（2017 年度）に旧ごみ焼却施設は解体し、平成 30 年度（2018 年度）からその跡地に公園及び駐車場を整備する予定です。

3) 最終処分場

豊中市伊丹市クリーンランドから発生する焼却後の焼却残渣及びリサイクルプラザ処理残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場に搬入し最終処分しています。

大阪湾広域臨海環境整備センターにおける現行基本計画では、埋立処分場の残余埋立期間は平成 39 年度（2027 年度）となっており、市域のほぼ全域が市街化されている本市において最終処分場の安定的な確保は重要な課題であります。

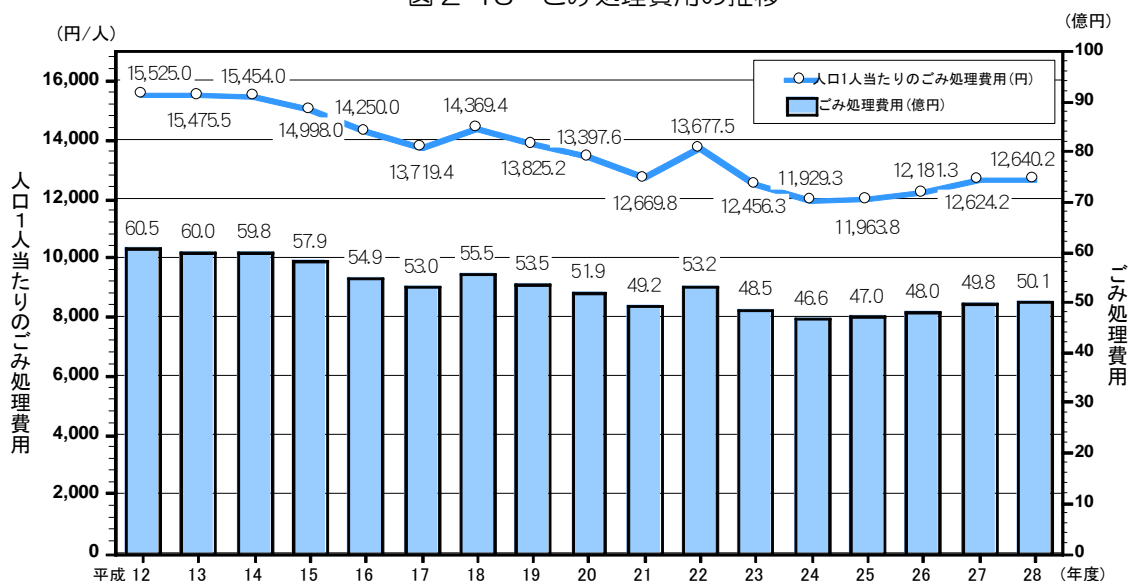
同センターでは、現在、フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業を進めており、現在の最終処分場の供用が終了する平成 40 年度（2028 年度）を目処に新たに最終処分場が供用を開始する予定になっていますが、埋立処分場をできる限り長期間に渡って利用できるよう、ごみの減量に努める必要があります。

(6) ごみ処理費用の現状

ごみ処理にかかる費用（し尿処理費用を含む。）は、平成 28 年度（2016 年度）決算で約 50 億円であり、一般会計の約 4%を占め、1 人当たりのごみ処理費用は、約 12,640 円になっています。このままごみ排出量に変化しないと仮定すれば、今後、埋立処分費用の増額も見込まれることから、さらにコスト増となります。今後も、事業や施策の評価を行い、その効果や効率性を十分に検討し、ごみ減量・処理に取り組む必要があります（図 2-13 参照）。

埋立処分等に係る経費を減らすことは引き続き必要ですが、その課題を「出てしまったごみをリサイクルする」ことで解決するのではなく、「ごみとなるものを作らないリデュース（発生抑制）」や「繰り返し使うリユース（再使用）」によって「ごみを出さない」ことで解決するといった持続可能な循環型社会の構築をめざしていく必要があります。

図 2-13 ごみ処理費用の推移



第3節 減量目標の達成状況と計画策定にあたっての課題

(1) 減量目標の達成状況

「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」は平成32年度（2020年度）までに、豊中市伊丹市クリーンランドにおいて焼却・破砕等されるごみを約92,440tとすることを減量目標としています。そのうえで、個別の数値目標として、家庭系ごみは市民1人1日当たりの排出量を平成21年度（2009年度）より17g削減すること、事業系ごみは平成21年度（2009年度）より約7千t削減し、約38,700tとすること、資源化量を平成21年度（2009年度）より約5千t増加させ、約20,400tとすることを掲げております。

減量目標の達成状況は、平成28年度（2016年度）時点で、焼却・破砕等されるごみを平成21年度（2009年度）より9.2%削減の約104,978tであり計画通り進捗しています。

個別の数値目標の達成状況について、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、平成28年度（2016年度）時点で約550gで、目標である約567gを既に達成しています。また、事業系ごみの量は、平成28年度（2016年度）時点で約43,698tで、「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の平成28年度時点の目標（参考）よりも約1,800t多くなっています。資源化量は、平成28年度（2016年度）時点で約19,609tで、「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の平成28年度（2016年度）時点の目標（参考）よりも約2,100t多くなっています。

全体として、減量目標を達成しつつも、個別の数値目標は、未達成のものがある状況です（表2-13参照）。

表 2-13 平成 28 年度（2016 年度）における減量目標と実績

内容	平成21年度 (2009年度)	平成28年度 (2016年度)		平成32年度 (2020年度)
	基準年度	実績	第3次計画 目標(参考)	第3次計画 最終目標年度
減量目標				
焼却・破砕等されるごみ				
平成21年度よりごみ量を20%削減	115,564 t	104,978 t (9.2%削減)	102,990 t (10.9%削減)	92,440 t (20.0%削減)
個別の数値目標				
家庭系ごみ				
市民1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量を 平成21年度より17g削減	584g	550g (34g削減)	581g (3g削減)	567g (17g削減)
(参考)家庭系ごみの量	82,829 t	79,437 t	76,368 t	71,845 t
事業系ごみ				
事業系ごみの量を 平成21年度より約7千トン削減	45,619 t	43,698 t (1,921 t削減)	41,877 t (3,742 t削減)	38,700 t (6,919 t削減)
資源化量				
資源化量を平成21年度より 約5千トン増加	15,317 t	19,609 t (4,292 t増加)	17,517 t (2,200 t増加)	20,400 t (5,083 t増加)
人口 *第3次計画時の想定人口	388,963人	396,014人	363,582人*	347,130人*

(2) 計画策定にあたっての課題

「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の減量目標において、平成28年度(2016年度)では、おおむね達成できているとはいえ、本市の人口は、大規模集合住宅の建替え等により増加傾向にあり、少子高齢化や世帯人数の減少は進行し続けています。また、「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」策定時の想定とは大きな乖離がある状況で、当面の間、人口は微増傾向が続く可能性があります。現在は、市民一人ひとりの努力により焼却処理量の増加は抑えられていますが、このままでは、今後、焼却処理量は増加することが予想されます。以上のことから「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の策定にあたっての課題を以下のとおり整理しました。

- 1) ごみ焼却施設で余力を持って処理できる量を上回るごみの搬入
- 2) 少子化・高齢化の急激な進行による地域コミュニティの変容
- 3) 発生抑制・再使用を推進するための、市民・事業者・行政の三者による協働の促進
- 4) 家庭系・事業系ごみの減量の推進（食品ごみ・紙ごみ等）
- 5) リサイクルと適正処理に対応した分別収集体制の拡充
- 6) 安定した中間処理施設等の運用

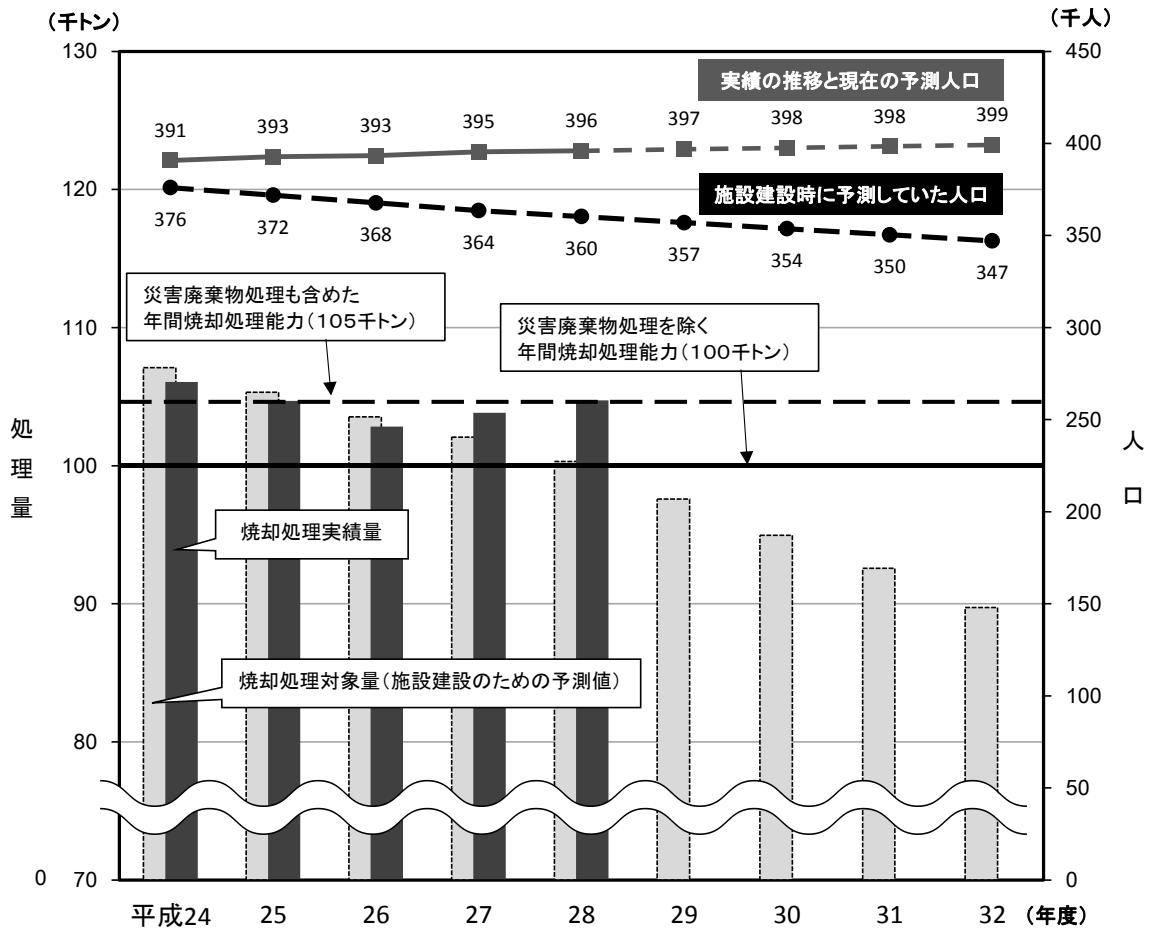
1) ごみ焼却施設で余力を持って処理できる量を上回るごみの搬入

現在、豊中市伊丹市クリーンランドのごみ焼却施設に搬入されている量は、「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」策定時の計画量（約100千t/年）を上回るごみが搬入されており、余力を持って処理することが困難な状況となっています（図2-14参照）。市民一人ひとりの努力により焼却処理量の増加は抑えられていますが、「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」策定時に想定した人口よりも平成28年度（2016年度）時点において約3万6千人増えており、今後も微増傾向が続く可能性があることから焼却処理量を減少させるための取組みが必要です。

また、本市のごみの最終処分先である大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場については、今後も安定的な最終処分場を確保するため、延命化を図る必要があります。

このため、将来にわたって安定的な施設稼働をめざすためには、ごみ減量を推進し、ごみ焼却施設で余力を持って処理できる量である約100千t/年以下に焼却処理量を削減することが必要であり、このことが喫緊の課題となっています。

図 2-14 施設建設に伴う焼却処理量の予想と処理能力の関係



2) 少子化・高齢化の急激な進行による地域コミュニティの変容

- 世帯数は、核家族化や単身者の流入等により、増加傾向にあるものの、人口は横ばい傾向であり、さらに、高齢社会から超高齢社会へと進行しています。この結果、平均世帯人員は低下の一途をたどっています。
- 高齢化や平均世帯人員の低下など、世帯構成人員や、ライフスタイルの変化により、新たに地域団体において活動する市民が減り、これまでと同様の仕組みでは、地域での再生資源集団回収等の実施が困難になることも危惧されます。
- 再生資源集団回収に加え、ごみ集積所の維持管理やごみ出し支援等、地域コミュニティの変容を踏まえた仕組みづくりが必要です。
- 従来からの自治会や集合住宅の管理組合等を軸とした手法と併せて、新たな手法やルール浸透の仕組みづくりを検討し、市民へのごみ排出ルールの浸透と地域のごみ減量の取組みの活性化を行うことが必要です。
- 地域コミュニティと行政が協働してごみ減量の機運を高めていくために、廃棄物減量等推進員との連携強化や世代間の交流によるごみ減量普及啓発の実施が必要です。

3) 発生抑制・再使用を推進するための市民・事業者・行政の三者による協働の促進

- 大量生産・大量消費社会から環境負荷の小さい循環型社会に転換していくためには、市民・事業者はライフスタイルやビジネススタイルを再考していく必要があります。
- 環境やごみに対する市民、事業者の関心は高まっていますが、特に2R（発生抑制・再使用）の実践行動が市民生活や事業活動に浸透することが望ましいと考えます。2Rを浸透させていくためには、市民の理解と協力を得るとともに、ライフスタイルに取り入れることができるようなサービスを事業者が導入することも必要となります。例えば、市民は、商品などを購入する際に過剰包装を断る、事業者は、再使用製品等2R型の製品の販売等を促進するなどが挙げられます。

そのため、これまで継続してきた北摂地域での広域連携による取組みの推進や環境配慮型販売システムの充実が必要です。

4) 家庭系・事業系ごみの減量の推進（食品ごみ・紙ごみ等）

可燃ごみの中には、食品ごみや紙ごみ等が半分以上含まれており、これらを資源化することにより焼却処理するごみを大きく削減することが可能です。このため、家庭だけではなく事業者を含めた地域の3R行動の活性化を図る必要があります。

① 【家庭系ごみの減量の推進】

- ・冷蔵庫に入れたまま期限切れとなっている食品や調理の際に作りすぎて廃棄される食べ残しを削減することは重要な課題です。
- ・食べ物を大切に作る活動として、フードドライブの実践や仕組みづくりとともに、食品ロスの削減に係る周知が必要です。
- ・世帯構成人員や、ライフスタイルの変化及び高齢化などに対応し、雑がみを含めた紙類等の再生資源回収量の増加に向けて、多様な再生資源回収システムを構築する必要があります。
- ・大規模集合住宅が増加する中、再生資源回収のさらなる活性化を図ることが必要です。

② 【事業系ごみの減量の推進】

- ・食品ごみの減量を促進するため、豊中エコショップ制度等も活用し、飲食店等での食べ残しを削減する取組みが必要です。
- ・豊中市伊丹市クリーンランドと連携した搬入物調査を充実し、その調査結果を活用した事業者のごみ減量・適正排出に関わる支援や誘導等を行う必要があります。
- ・小規模事業所では、一つの事業所から排出される古紙等は微量で、また、1か月以上も保管してから再生資源回収業者に引き渡すなど、手間や負担が大きく、取組みが遅れています。このため、小規模事業所の取組み推進に向けた行政の支援（事業系ごみ減量マニュアルの配布、ごみ減量によりごみ処理費用が軽減される仕組み等の情報提供など）や事業者同士が連携した取組みが必要です。
- ・事業系一般廃棄物減量計画書の提出制度を活用した事業系ごみ減量の推進も重要です。

5) リサイクルと適正処理に対応した分別収集体制の拡充

- 市民がごみや再生資源を出し間違えるのは、「情報が伝わりにくい」など等が原因の一つと考えられます。このため、出し方が分かりにくいプラスチック製容器包装等の分別排出の協力を得るため、様々な年齢層やライフスタイルに応じて多様な手段でごみに関する情報を市民等に伝え、理解を深めていく必要があります。また、入れ替わりの激しい集合住宅等の居住者へ効果的な情報伝達を行っていく必要があります。
- 社会状況の変化に相応して発生する新しい廃棄物問題に対応するため、引き続き情報収集を行い、効率的かつ効果的な分別収集等に対応する必要があります。
- ごみ収集・処理従事者の安全を確保するため、市民や事業者に対し在宅医療廃棄物や危険物などの排出ルールを浸透させる必要があります。

6) 安定した中間処理施設等の運用

- 本市、伊丹市及び豊中市伊丹市クリーンランドの三者が連携し、余力を持った施設の運用と維持管理を行う必要があります。
- 平成40年度（2028年度）以降の大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場の整備については、同センターにより新たに設置事業が進められていますが、現在の埋立処分場をできる限り長期間に渡って利用できるよう、ごみの減量に努める必要があります。
- 豊中市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時に発生する災害廃棄物や避難所ごみ等の処理を円滑に行うための対応力の向上が必要です。

第1節 基本理念

協働で取り組む循環型社会の構築

豊中市では、平成19年(2007年)4月1日に、自治の基本となる理念や原則を定めた「豊中市自治基本条例」を施行しました。この条例の第2条に定めた自治の基本原則では、「自治は、次に掲げる基本原則に即して推進されなければならない」とし、

- (1) 情報共有の原則 市民、事業者及び市は、市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 市民及び事業者の参画の下で市政が行われること。
- (3) 協働の原則 市民、事業者及び市は、互いを理解し、尊重し、対等な立場で連携して課題に取り組むこと。

以上の3つの基本原則を掲げています。

また、同条で「地域の課題は、地域の特性に応じて市民及び事業者が解決に向けた取組みを担うとともに、行政がその取組みに必要な施策を実施することにより解決を図るものとする。」と定めています。

これまで本市は、「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」に基づき「市民の3R行動」を推進し取り組んできました。こうした中、社会の廃棄物処理・リサイクルを取巻く状況は大きく変化しており、大量生産・大量消費・大量リサイクルによる、最終処分量の削減といった、廃棄物の「量」に着目した施策から、市民や事業者が自らライフスタイルやビジネススタイルの再考、廃棄物から有用資源を回収し、高度な物質循環を確保することによる天然資源の消費の抑制といった「質」に着目した、循環型社会への転換が求められています。

とりわけ、発生抑制・再使用の取組みについて、市民・事業者・行政は廃棄物の減量に対し、相互理解を深め、これまで培ってきた協働とパートナーシップの枠組みをより一層推進し、参加・参画する取組みを展開する必要があります。

そこで、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の基本理念を「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の基本理念である「協働とパートナーシップに基づき「もったいない」のこころでつくる循環型社会」を発展させ、協働して環境に配慮したまちづくりに取り組むべく、「協働で取り組む循環型社会の構築」としました。

第2節 基本方針と基本施策

新たな計画策定の基本方針と基本施策は以下のとおりです。

(1) 基本方針

循環型社会の構築に向けた取組みを進めます

廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクル（再生利用）をより一層推進していくため、市民・事業者・行政による協働の取組みを積極的に進めます。

特にリサイクルより優先順位の高い発生抑制・再使用の推進としては、手つかずのまま廃棄される食品の削減や子ども服等のリユースを推進します。

質の高いリサイクル（再生利用）の推進として、国・府の動向に注視するとともに、使用済小型家電や水銀使用廃製品等の回収等、これまでも行ってきた時代の要請に応じた分別収集を今後も推進します。

不法投棄の防止と美しいまちづくりのため、ごみを捨てさせない環境づくりを市民・事業者と協働で推進します。

将来発生することが予想される大規模な地震や風水害等から発生する廃棄物を周辺の地方公共団体や民間事業者等と連携の強化を図るとともに、適切に処理ができる体制づくりを進めます。

(2) 基本施策

循環型社会の構築に向けて、4つの基本施策を定めました。

1.廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクル（再生利用）の推進

2.廃棄物の適正処理の推進

3.美しいまちづくりの推進

4.災害廃棄物の適正処理

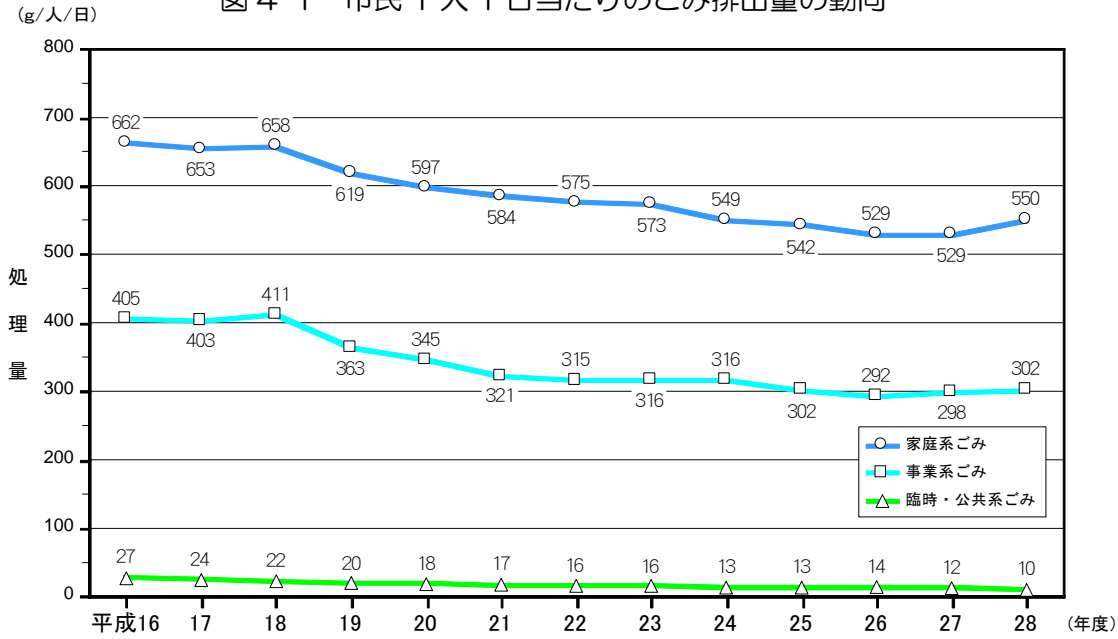
第1節 ごみ発生量の予測

「第4次豊中市総合計画」による平成39年（2027年）の将来人口予測は約39万5千人であり、平成27年（2015年）の人口（約39万5千人 国勢調査）とほぼ同様となっています。また、ここ10年間の人口予測では平成32年（2020年）に約39万8千人でピークをむかえると予測されています。「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の将来人口予測は、上位計画である「第4次豊中市総合計画」と合わせています。

市民1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、家庭系ごみ市指定ごみ袋制の導入、ごみ処理手数料の改定、粗大ごみ有料収集の実施などの取組みにより、平成27年度（2015年度）までは減少傾向にありました（図4-1参照）。家庭系ごみは、平成28年度（2016年度）の「再生資源等持ち去り行為の禁止規定」施行の影響により大幅に増加していますが、これは再生資源等の増加によるものであり、焼却処理量はほぼ横ばいです（26ページ、図2-12参照）。事業系ごみは近年横ばい傾向を示しています。

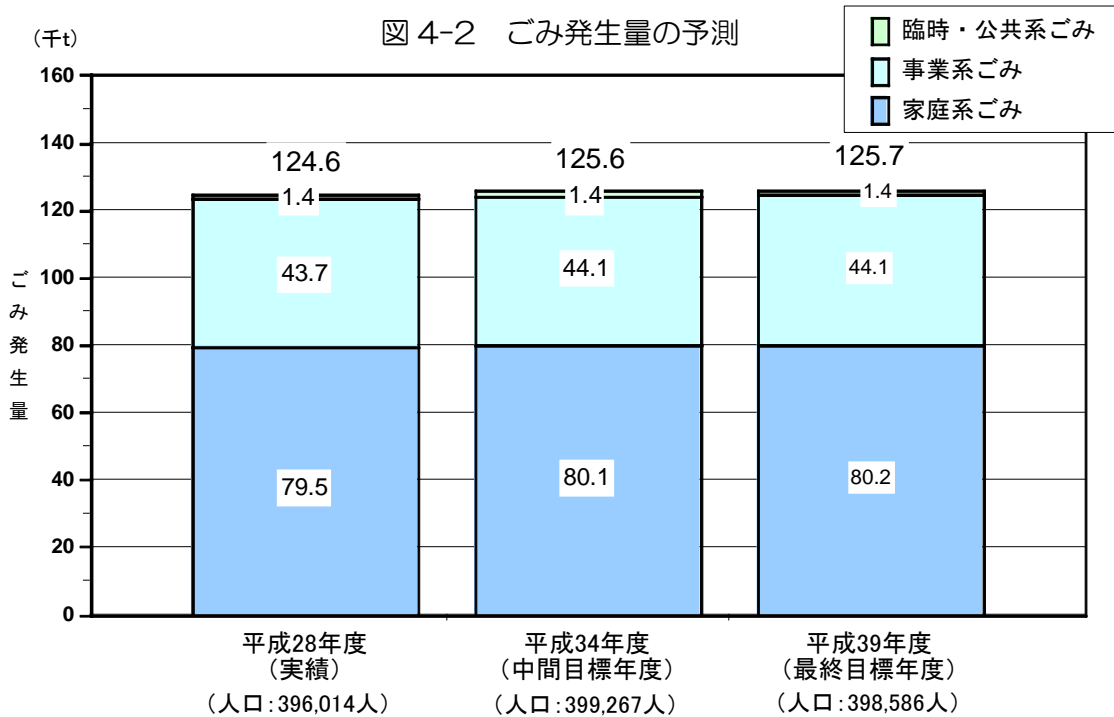
このため将来の1人1日当たりのごみ発生量が平成28年度（2016年度）と同水準であると想定し、中間目標年度の平成34年度（2022年度）、最終目標年度の平成39年度（2027年度）のごみ発生量を「1人1日当たりのごみ発生量×将来人口×年間日数」で予測しました。その結果を図4-2に示しています。平成34年度（2022年度）、平成39年度（2027年度）のごみ発生量は、家庭系ごみ、事業系ごみ及び臨時・公共系ごみを合わせて、平成28年度（2016年度）とほぼ同様の約126千tと予測しました。

図 4-1 市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量の動向



- 注 1) 家庭系ごみには集団回収量、事業系ごみには市内古紙回収量、給食残渣堆肥化量、機密文書リサイクル事業等による資源化量を含めていますが、減量計画による事業所の自主的資源化量は含めていません。
 注 2) 環境省で使用している数値と市で使用している数値は、算定方法が異なるため、一致しないことがあります。

図 4-2 ごみ発生量の予測



- 注 1) 家庭系ごみには集団回収量、事業系ごみには市内古紙回収量、給食残渣堆肥化量、機密文書リサイクル事業等による資源化量を含めていますが、減量計画による事業所の自主的資源化量は含めていません。
 注 2) 環境省で使用している数値と市で使用している数値は、算定方法が異なるため、一致しないことがあります。

第2節 減量目標

市民一人ひとりが、環境にやさしいライフスタイルを実践し、事業者とも協働して環境に配慮したまちづくりに積極的に取り組み、循環型社会の構築をめざすことにより、最終目標年度（平成 39 年度（2027 年度））において、ごみの焼却処理量を平成 28 年度（2016 年度）実績より 8%の削減をめざします（図 4-3 参照）。

計画期間中の「減量目標」及びそれを達成するための「個別の目標」の推移は図 4-4 から図 4-7 に示すとおりです。

また、節目における基本的数値は表 4-1 に示すとおりです。

図 4-3 最終目標年度における減量目標と個別の数値目標



第3節 減量目標を達成した場合の焼却処理量等の推移

減量目標を達成した場合の焼却処理量等の推移を図 4-4、図 4-5、図 4-6、図 4-7 に示しました。

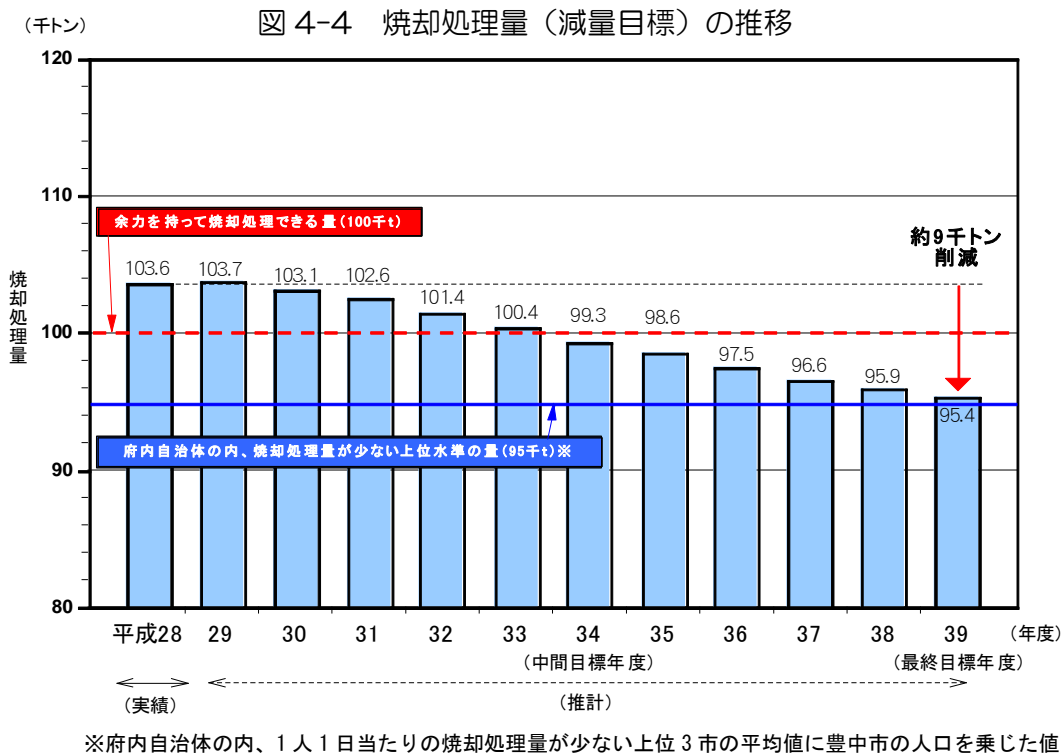


図 4-5 家庭系ごみ 1人1日当たり量（再生資源除く）（個別の目標）の推移

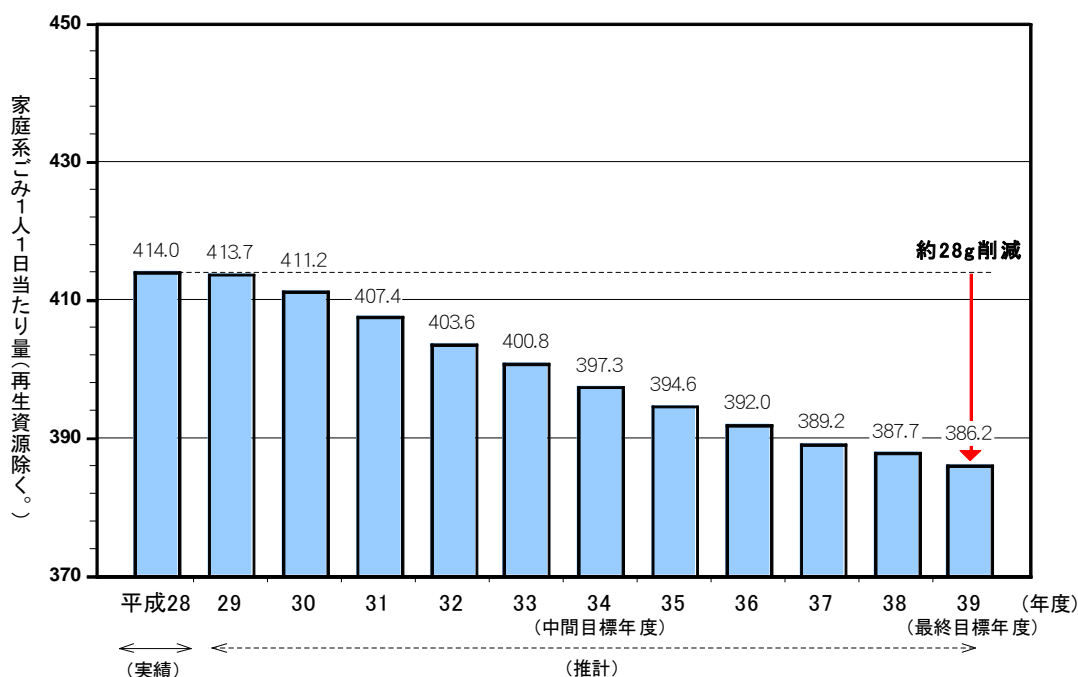


図 4-6 事業系ごみ量（再生資源除く）（個別の目標）の推移

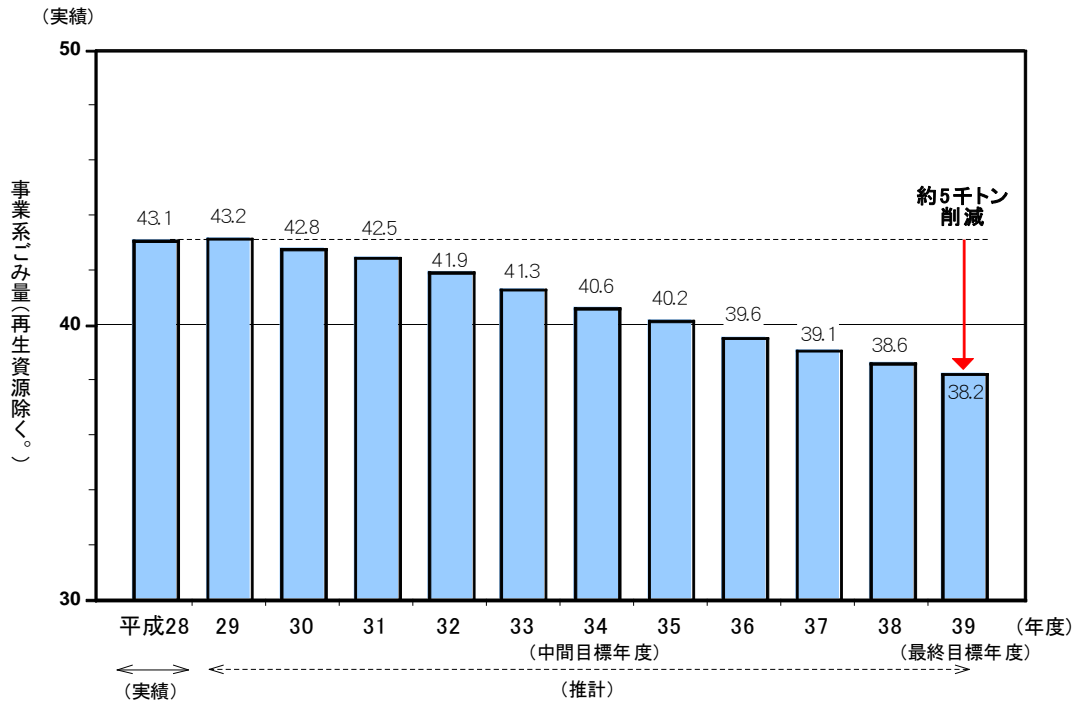


図 4-7 リサイクル率（個別の目標）の推移

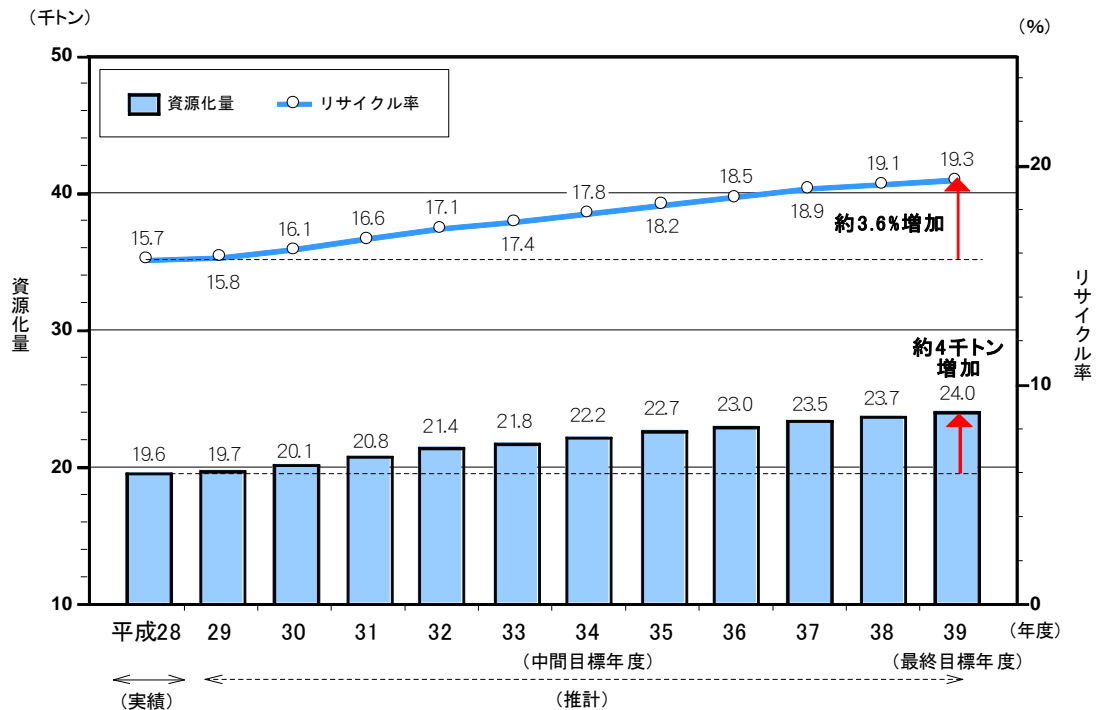


表 4-1 計画期間の節目における基礎的数値

		平成28年度 (実績)	平成30年度 (初年度)	平成34年度 (中間目標)	平成39年度 (最終目標)	備考
人口		396,014人	397,623人	399,267人	398,586人	第4次豊中市総合計画前期基本計画に基づく平成32年度、平成37年度、平成42年度の人口が直線的に推移するものとして各年度の人口を推定。ただし、平成28年度は推計人口。
発生量 ①	家庭系	79,457t	79,763t	80,093t	80,175t	最近の1人1日当たりの排出量はほぼ横ばいであり、平成28年度の1人1日当たりの排出量×将来人口×年間日数で算定。 ※発生量は、市処理量+集団回収量等市が関与する資源化量(モデル的事業も含む)。
	事業系	43,699t	43,884t	44,065t	44,111t	
	その他(臨時・公共)	1,432t	1,437t	1,443t	1,444t	
	合計	124,587t	125,084t	125,601t	125,730t	
発生抑制量 ②	家庭系	0t	29t	262t	438t	家庭系ごみ中の手付かず食品+レジ袋の量(約6.3%＝約30g/人/日)の1.0%(3g/人/日)を平成39年度までに削減(平成24年度家庭系ごみ調査)。 事業系ごみ中の発生抑制対象ごみ(20%＝約60g/人/日)の15%(9g/人/日)を平成39年度までに削減(平成26年事業系ごみ調査)。
	事業系	0t	73t	787t	1,313t	
	合計	0t	102t	1,049t	1,751t	
発生抑制後の 排出量 ③=①-②	家庭系	79,457t	79,734t	79,831t	79,737t	発生量-発生抑制量 (平成32年目標:国平成24年度比△12%、豊中市平成24年度比平成32年度比△0.2%)
	事業系	43,699t	43,811t	43,278t	42,798t	
	その他(臨時・公共)	1,432t	1,437t	1,443t	1,444t	
	合計	124,587t	124,982t	124,552t	123,979t	
削減率		—	0%	0%	0%	平成28年度を基準として。
資源化量 ⑥	家庭系 a	18,368t	18,797t	20,622t	22,059t	品目別に分別協力率の目標を設定して資源化量の目標を算定。 既存資源化量+新規資源化量
	市収集	12,283t	12,558t	13,613t	14,458t	
	市関与民間回収	6,077t	6,231t	7,001t	7,593t	
	家電4品目	8t	8t	8t	8t	
	事業系 ★民間自主的取組含む。	14,870t	15,326t	16,933t	18,877t	分別協力率の目標を古紙、食品廃棄物等に設定して資源化量の目標を設定。ただし、民間自主的取組は参考値で、リサイクル率には含まず。
	庁内取組、市関与 b	592t	666t	931t	1,268t	既存資源化量+新規資源化量
	許可業者分別収集 c	8t	8t	8t	8t	同上
	クリーンランド 古紙ボックス回収、剪定枝 d (参考)	118t	118t	118t	118t	同上
	民間自主的取組 民間自主的取組の内、 新規資源化量(=市受入量削減量)	14,152t	14,534t	15,876t	17,483t	同上
	リサイクルプラザでの 破碎後の鉄等回収 e	524t	525t	529t	534t	小型家電ビッグアップ回収含む。
	市関与分合計 ⑥=a+b+c+d+e	19,610t	20,114t	22,208t	23,987t	民間自主的取組は含まない。
リサイクル率 ⑥÷③ (対発生抑制後排出量)	15.7%	16.1%	17.8%	19.3%	民間事業所の自主的資源化量は含まない。減量計画書で把握した民間自主的取組(14,152t)を含めれば平成28年度においてリサイクル率は約21%、(民間自主的取組を含まない)国の目標平成32年度:27%、府の目標平成32年度:16%、豊中市平成32年度:17%	
市施設(※) 受入量 ⑦	家庭系	73,380t	73,506t	72,846t	72,176t	使用済み小型家電ボックス等回収を含む。
	事業系	43,107t	42,763t	40,623t	38,199t	豊中市伊丹市クリーンランドで受け入れてる剪定枝、リサイクルBOX、許可業者による教育施設からの資源回収量を含む。
	その他(臨時・公共)	1,432t	1,437t	1,443t	1,444t	家電4品目を含む。
	合計	117,919t	117,706t	114,912t	111,819t	
集団回収、 再生資源を 除く排出量 ⑧	家庭系ごみ量	59,838t	59,674t	57,905t	56,345t	集団回収、資源ごみを除く排出量。
	家庭系ごみの1人1日 当たりの排出量(資源除く)	414.0g/人/日	411.2g/人/日	397.3g/人/日	386.2g/人/日	(平成32年度目標:国500g/人/日、府403g/人/日、豊中市404g/人/日)
	事業系ごみ量(資源除く)	43,099t	42,755t	40,615t	38,191t	
最終処分量 ⑨	焼却灰	13,336t	13,269t	12,777t	12,274t	(平成32年度目標:国平成24年度比△14% 豊中市平成24年度比△21%)
	破碎後の不燃物	954t	950t	938t	922t	
	合計	14,290t	14,219t	13,715t	13,196t	
	削減率	—	0%	▲4%	▲8%	
焼却処理量 ⑩	焼却処理量	103,584t	103,102t	99,275t	95,368t	平成28年度を基準として。
	削減率	—	0%	▲4%	▲8%	
その他 ⑪ (処理困難物等)		440t	433t	407t	371t	

注1) 国の目標は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(環境省 平成28年(2016年)1月)、府の目標は、「大阪府循環型社会推進計画」(大阪府 平成28年(2016年)6月)。
2) 四捨五入の関係で個々項目の計と合計の値が一致しない場合がある。

第1節 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と

質の高いリサイクル（再生利用）の推進

(1) 市民・事業者・行政の協働による循環型社会の構築

基本的な考え方

- ・ ごみの減量につながるライフスタイルやビジネススタイルを市民・事業者に浸透するよう、市民・事業者・行政が目的を共有し相互信頼のもと、連携を図りながら取り組みを進めます。
- ・ 環境学習等の機会を通して、市民・事業者の自発的な3R行動を促進します。

取組み方針

●環境学習・教育の充実

環境学習等の機会を通して、詰め替え商品の選択、簡易包装の推進など、ごみの減量につながるライフスタイルやビジネススタイルが定着するよう、市民・事業者・行政が目的を共有し相互信頼のもと、連携を図りながら取り組みを進めます。また、教育委員会、担当部局、市民・市民グループ、廃棄物減量等推進員、事業者などが連携し、すでに実施している小学校4年生等の環境学習をさらに拡充するなど、様々な環境教育の充実を図ります。

●環境配慮型販売システムの推進

周辺の地方公共団体や事業者と連携したマイバッグ持参促進の取組み、豊中エコショップ制度の浸透による環境配慮型販売システムの充実を図ります。

●食品ロスの削減に向けた取組み

消費・賞味期限について知識の向上と理解の促進にあわせて、国内・国外における食品ロスの実態を市民・事業者へ伝えるとともに、「もったいない」の意識を高め、「食べ物を大切にす活動」を市内で展開し、食品ロスの削減をめざします。

●3Rに取り組む市民活動団体やグループ活動等との連携強化

3Rに取り組む市内の市民活動団体等の活動情報を、ごみ分別アプリ等を活用して市民に提供するなどにより、活動団体間の交流や連携強化を図ります。

(2) 家庭系ごみ減量等に関する取組み

基本的な考え方

- ・ 地域における3Rの取組みについて、廃棄物減量等推進員との連携を一層強化することなどにより、ごみの減量・リサイクルを推進します。
- ・ 全市域をごみ種別に公・民が分担して収集運搬を行う方式を活用して、ごみ分別・排出ルールに関する広報周知活動の充実を図ります。
- ・ 再生資源集団回収等、多様な再生資源の回収方法を提供することにより、ごみの減量・リサイクルを推進します。

取組み方針

●地域での3R活動の活性化

地域における3Rの取組みによるごみの減量・リサイクルを推進するため、地域コミュニティと行政が協働して3R行動の浸透を図るとともに、廃棄物減量等推進員との連携強化や高齢者、成人、子供、学生等の世代間の交流によるごみ減量活動の活性化に努めます。

●2R（発生抑制・再使用）の推進

マイバッグ持参によるレジ袋削減、焼却施設の燃焼効率の向上やごみ収集時のコスト削減等の効果も見込まれる生ごみの水切りを含めた、「3切り運動（使い切り、食べ切り、水切り）」を推進し、市民との協働によるごみの発生を抑制する運動の促進を図ります。また、使用済みとなったものでも、再使用可能なものを繰り返し使用するリユースの取組みを促進するため、現在も行っている子ども服や家具などのリユース事業の拡充を図ります。

●再生資源集団回収の推進

既存の集団回収登録団体に対して、市ホームページや定期的に発行している「集団回収ニュース」などを活用し、回収意欲の促進を図り、活性化につながる方策を講じるとともに、登録団体、行商者との意見交換会の中でいただいた意見も参考にしながら、さらなる回収量の増に向けた取組みを検討します。また、再生資源集団回収未実施団体に対して制度への参加を積極的に働きかけます。

●多様な再生資源回収方法の構築

質の高いリサイクルを推進するため、関係機関、事業者、再生資源回収業者等と連携し、市民のライフスタイルに応じた多様な資源回収方法を提供し、新たなシステムを構築します。

●適切な分別排出の浸透

行政による全市域での再生資源回収体制を活用し、市民に対しごみ分別・排出ルールに関する広報周知活動の充実を図るとともに、自治会やマンション管理組合等と連携し、市民へのごみ排出ルールの浸透と地域のごみ減量の取組みの活性化を図ります。

●家庭系ごみの有料化の検討

ごみ減量目標の達成状況等を見極めながら、家庭系ごみ（粗大ごみを除く。）の有料化について、慎重に検討します。

（3）事業系ごみ減量等に関する取組み

基本的な考え方

- ・ 事業活動に伴い排出されるごみの減量・適正処理を推進するため、事業者にとってコスト削減につながる情報を提供することにより、ごみ減量のメリットを広く周知する取組みを行います。
- ・ ごみ処理施設における搬入物調査の機会を通して、資源物や産業廃棄物を搬入した排出事業者及び許可業者へ適正な排出の誘導を行います。
- ・ 多量排出事業者だけでなく、中小事業者も含めた排出事業者における排出抑制を促進します。
- ・ 魚あらについては、食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、府内で魚あらの再生利用を行う事業者においてリサイクルを図ります。

取組み方針

●ごみ減量に向けた情報提供

事業者の先進的なごみ減量の取組み内容の紹介、再生資源回収業者の引取情報、リサイクル可能な紙類や産業廃棄物の混入削減を進めるための分別排出区分等、ごみ減量・適正処理を推進するための情報提供の充実を図ります。

●多量排出事業所におけるごみ減量の促進

多量の廃棄物を排出する事業者に対し、事業系一般廃棄物減量計画書の提出を求め、各事業所のごみ減量の取組みを把握します。また、それを基に各事業所に立ち入り、現状を確認したうえで、ごみ減量への協力要請を行います。

●搬入物調査の活用

豊中市伊丹市クリーンランドと連携し、搬入物調査を充実することで、資源物や産業廃棄物等を搬入した排出事業者・収集運搬業者に対し、ごみ減量や適正排出へ誘導します。

●中小規模事業者における分別排出の促進

中小規模事業者が古紙等の資源物を回収できる仕組みづくり等により、分別排出の促進とごみの減量を推進します。

●食品廃棄物リサイクル等の推進

食品リサイクル法に基づき、魚あら等の食品廃棄物のリサイクルや飲食店等での食べ残しを削減する取組みを推進します。

●イベント系ごみの発生抑制及び再使用の推進

イベント系ごみの発生抑制・再使用のため、イベントを実施する団体に対し、情報の提供や分別促進用の用具を貸し出すなどの支援をします。

●ごみ処理費用負担の適正化

伊丹市、豊中市伊丹市クリーンランドと協議し、ごみ処理施設使用料を見直します。

第2節 廃棄物の適正処理の推進

基本的な考え方

- ・ 国・府の動向を注視し、「小型家電リサイクル法」等、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法改正に対応すべく時代の要請に応じた分別収集を推進します。
- ・ 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの収集運搬を委託している業者と、再生資源を回収する行政が連携することで、効率的な収集を実施し、市民サービスの向上を図ります。また、ごみ分別・排出ルールの浸透をめざします。
- ・ ごみ減量、適正処理を推進するため、本市、伊丹市及び豊中市伊丹市クリーンランドの三者で連携を強化します。
- ・ 最終処分場を安定的に確保するため、最終処分量の削減に努めます。

取組み方針

●時代の要請に応じた分別収集体制の推進

a.効率的な収集と市民サービスの向上

家庭から排出される可燃ごみの収集等を委託している業者と再生資源を回収する行政が連携し、効率的な収集を実施するとともに、全市域において分別に関するさらなる周知啓発を行います。

b.各種リサイクル法等に基づく分別収集体制の構築

各種リサイクル法等の改正へ対応するため、分別収集、拠点回収等、収集体制の構築を推進します。

c.収集作業・選別作業従事者の安全確保

在宅医療廃棄物等への対応の強化、危険物の排出ルールの徹底により収集作業・選別作業従事者の安全の確保に努めます。

d.民間委託収集業者への指導体制の強化

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの収集等を委託している業者に対し、適正な収集作業の実施に向けた指導の充実を図ります。

e.高齢者・障害者へのごみ排出サポートシステムの継続

高齢者や障害者の方々の在宅生活を支援する事業である「ひと声ふれあい収集」について、この制度を必要とされる方に必要な情報が届くよう、引き続き周知活動に努めます。

f.ごみの分別と収集の効率化のためのごみ保管場所設置と管理の徹底

「大規模建築物の廃棄物等保管場所等の設置及び届出等に関する規則」に定める管理責任者の届け出を活用し、集合住宅における収集の効率化、分別排出に適したごみの保管場所等の設置の推進及び管理責任者による居住者への排出ルールの徹底を図ります。

g.環境に配慮した収集機材等の導入拡大

環境に配慮した収集運搬車両等の割合の拡大を図ります。

●安定した中間処理施設等の運用

a.豊中市伊丹市クリーンランド等との連携強化

中間処理施設が余力を持って維持管理を行えるよう、本市、伊丹市及び豊中市伊丹市クリーンランドの三者の連携を強化します。

b.ごみ処理施設を活用した市民啓発の充実

豊中市伊丹市クリーンランドとの連携を強化し、市民のごみに関する意識を高めるため、施設見学会等の充実を図ります。

c.ごみ搬入方法等の見直し

豊中市伊丹市クリーンランドの安定的な稼働に向けて伊丹市及び豊中市伊丹市クリーンランドと協議し、資源化・適正処理の推進のため必要に応じてごみの搬入方法等について見直します。

d.最終処分場の安定的確保

ごみ減量の推進等により最終処分量の削減に努めるとともに、広域的最終処分場（3期事業）の整備に向け、国・府と情報を共有し、最終処分場の安定的な確保に努めます。

第3節 美しいまちづくりの推進

基本的な考え方

- ・ 「豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例」に基づき、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、一体となって、ポイ捨てや不法投棄のない美しいまちづくりを進めるため、連携した運動を展開します。

取組み方針

●まちを美しくする運動の推進

豊中市まちを美しくする運動連絡会議、豊中市まちを美しくする運動推進本部を中心とした、市民・事業者・関係機関と連携し、駅前での啓発活動や道路、河川での美化活動を行い、ポイ捨てや不法投棄のない美しいまちづくりを推進します。

●地域による美しいまちづくりの展開

「地域清掃」、「アダプトシステム活動団体」、「違法簡易広告物追放推進団体（とよなか美はり番）」等の現状や課題の把握を行うとともに、さらなる美化活動の拡充・活性化を図るため、各団体・個人への働きかけ、交流の促進、活動への支援を行います。

●幼少期からの環境美化学習

幼少期から、まちの清掃活動等に参加することにより、美しいまちづくりの意識を醸成し、大人になってもまちの美化を常に意識できる環境美化学習を実施します。

第4節 災害廃棄物の適正処理

基本的な考え方

- ・ 将来発生することが予想される大規模な地震や風水害等に備えるため、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行います。
- ・ 収集運搬作業、中間処理施設の運転の維持・継続のため、災害時対応マニュアルの再整備等、総合的な災害対策の充実を図ります。
- ・ 平時から不用品等は事前に処理を行うよう市民等へ周知し災害廃棄物の発生抑制に努めます。

取組み方針

●災害廃棄物処理計画の見直し

非常災害発生時に備えて、仮置場の確保、廃棄物の分別及び処理方法、さらに周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力体制の整備など、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために必要な事項を定めた災害廃棄物処理計画について、災害対策基本法に基づく地域防災計画等との整合を図り、適宜見直します。

●収集運搬業務等における災害時対応マニュアルの整備

大規模な災害で大量に発生する災害廃棄物を迅速に処理するため、できるだけ早い段階から分別収集に着手できるよう、過去の災害等の事例や教訓から、災害廃棄物処理の技術やノウハウを蓄積するとともに、それらの技術を伝承するための訓練・演習を行うことにより、災害廃棄物への対応力のある人材の育成を図るべく、災害時対応マニュアルの再整備を行います。

●災害廃棄物の発生抑制

市民・事業者は、平時から不用品等を事前に処理するよう努め、行政は、災害廃棄物の発生抑制につながる情報を提供します。

「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、「第4次豊中市ごみ減量計画」等を策定し、進行管理を行います。また、周辺の地方公共団体や民間事業者等との広域的な連携強化に努めるとともに、新たな社会経済システムの形成をめざし、国・府に拡大生産者責任制度の確立等を要請します。

(1) 計画の進行管理

「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、「第4次豊中市ごみ減量計画」、一般廃棄物処理実施計画（毎年度作成）、容器包装分別収集計画などを策定し、具体的なごみ減量施策を実施します。

ごみ減量計画については、PDCAサイクルに基づく進行管理を行い、その進捗状況を市民・事業者に向け、広報等を行います。

(2) 広域的連携、民間事業者との連携の拡充

円滑に中間処理・最終処分を行うために、伊丹市、豊中市伊丹市クリーンランドとの連携強化を図るとともに、周辺の地方公共団体はもとより大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場を最終処分先としている近畿地区の地方公共団体等との連携強化を図ります。

また、災害時には、適正かつ迅速な処理に向けて、広域的相互応援及び支援体制の構築を図り、民間事業者との連携を強化します。

(3) 新たな社会経済システムの形成に向けた取組み

容器包装リサイクル法における事業者負担割合の見直しや適正処理が困難な廃棄物等の生産者責任による回収等の拡大生産者責任制度の確立を国・府に要請します。

第2部

生活排水処理基本計画

第1章

生活排水処理の現状と基本的課題

第1節 生活排水処理の現状

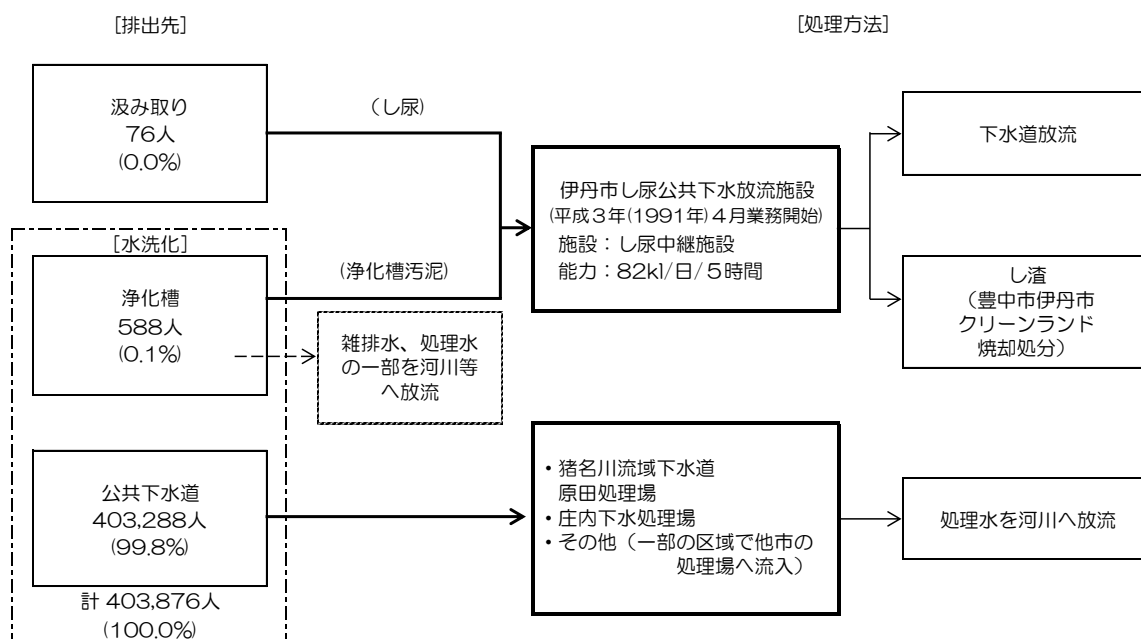
(1) 生活排水処理システムの概要

本市の生活排水処理の現状は図1-1に示すとおりです。

市域の下水道処理区域は、猪名川流域下水道原田処理区（終末処理場は原田処理場）と庄内処理区（同 庄内下水処理場）の大きく2つに分かれています。公共下水道普及率はすでに100%に近く、汲み取りや浄化槽処理の家庭はごく僅かな割合となっています。

なお、汲み取り家庭の収集は全量委託業者が、また、浄化槽汚泥の収集は許可業者が対応し、伊丹市し尿公共下水放流施設へ搬入（豊中市サニテーションは平成20年（2008年）3月31日に閉鎖。同年4月1日から伊丹市に処理を委託）、前処理後、希釈して下水道に放流しています。

図1-1 生活排水処理システムの概要（平成28年度(2016年度)）



総人口 403,952人（※平成27年国勢調査結果に基づく 遡及補正前の平成29年3月31日現在推計人口）
(100.0%)

(2) 生活排水の処理方式の現状

猪名川流域下水道原田処理場は昭和41年度(1966年度)に、庄内下水処理場は昭和48年度(1973年度)に供用を開始しました。その後、下水道整備事業を計画的に推進し、図1-2、表1-1に示すように平成28年度(2016年度)には公共下水道人口は約404千人(総人口の99.8%)に達しています。一方、汲み取りや浄化槽処理の人口は下水道整備に伴い低下し、両者をあわせて664人(同0.17%)となっています。

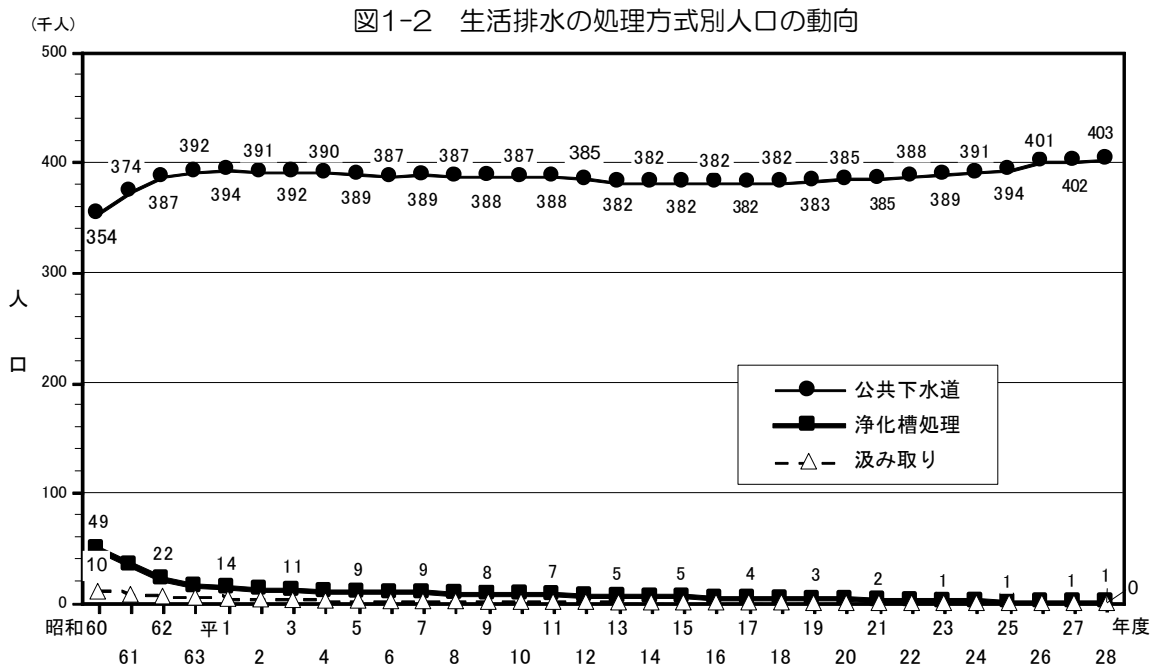


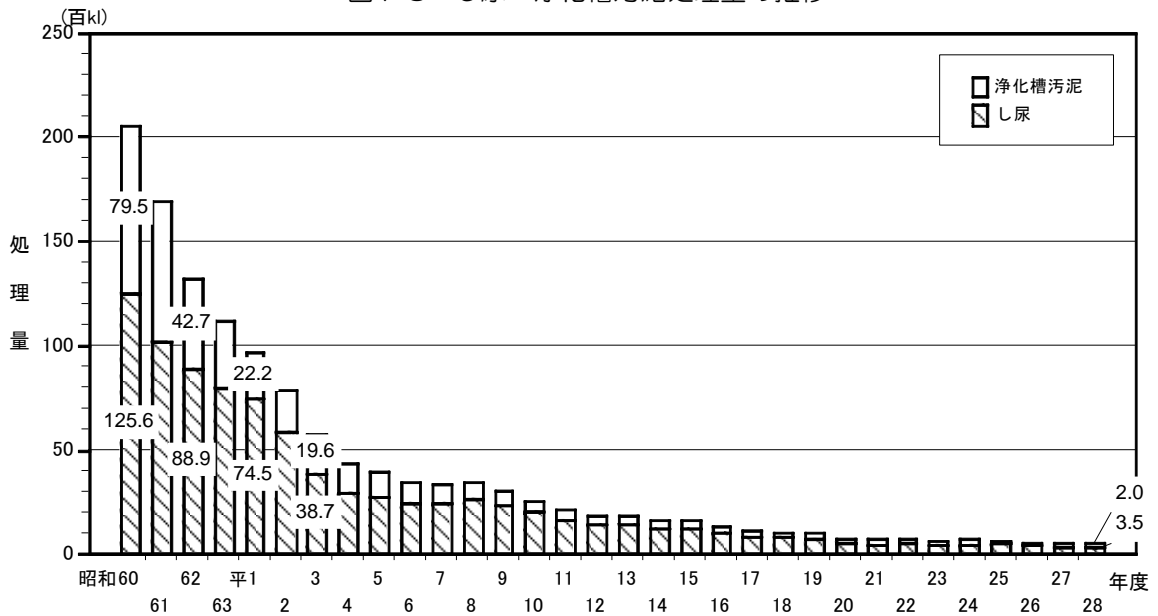
表1-1 生活排水の処理方式別人口(平成28年度(2016年度))

区分	公共下水道	生活排水 適正処理	単独浄化槽 処理	水洗化小計	汲み取り	自家処理	合計 (年度末推計人口)
	人口(人)	403,288	403,288	588	403,876	76	
割合(%)	99.8	99.8	0.1	100.0	0.0	—	100.0

注) 合計人口は平成27年(2015年)国勢調査結果に基づく遡及補正前の平成29年(2017年)3月31日現在の推計人口。合計値については、各項目の数値を少数点以下第2位で四捨五入しているため一致していません。

し尿・浄化槽汚泥処理量の推移を図1-3に示しています。汲み取りや浄化槽処理の家庭の減少に伴い処理量も年々減少しており、平成28年度(2016年度)の処理量は約558.5kl(日平均1.5kl)となっています。

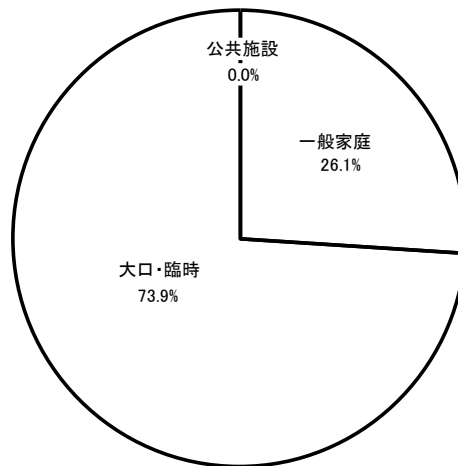
図1-3 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移



注) し尿及び浄化槽汚泥の処理量の昭和60年度(1985年度)から平成3年度(1991年度)には、第二清掃工場での処理量を含みます。

し尿の収集量は、一般家庭、大口・臨時、公共施設とも年々減少しています。平成28年度(2016年度)の収集量内訳は図1-4に示すとおりになっています。また、浄化槽の設置台数も年々減少しています。

図1-4 し尿収集量の内訳(平成28年度(2016年度))



(3) し尿・浄化槽汚泥の収集状況

平成28年度(2016年度)のし尿は100%委託業者(1社)により収集しています(表1-2参照)。浄化槽については、許可業者(8社)が浄化槽清掃及び浄化槽汚泥の収集・運搬を行っています。さらに、図1-5に示すように浄化槽設置家庭等の管理

監督体制を整備し、また、浄化槽台帳に基づき維持管理状況を把握して、適切な維持管理の徹底に努めています。

図1-5 浄化槽管理監督体制

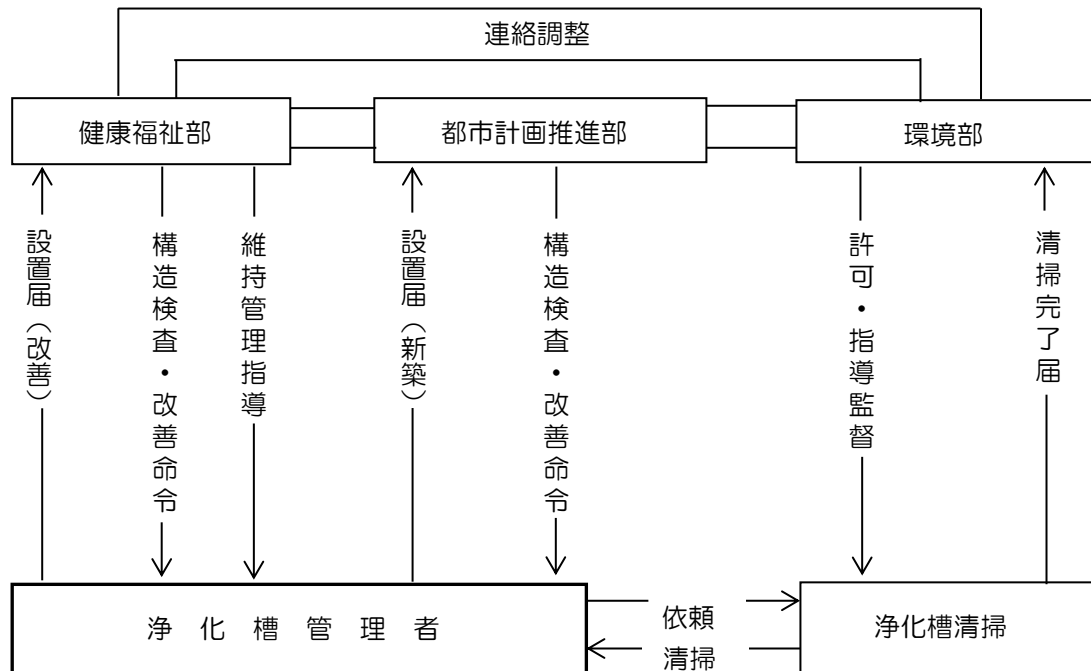


表1-2 し尿の収集状況

排出先	収集形態	収集回数	備考
一般家庭	委託収集	おおむね月2回	
大口・臨時		随時	工事現場、会社、アパート等
公共施設		随時	

(4) し尿処理手数料

し尿処理手数料は銀行納入により徴収しており、手数料は表 1-3 に示すとおりです。

表1-3 し尿処理手数料

(平成29年(2017年)7月現在)

種別	取扱区分	単位	金額
し尿	世帯割によるもの	4人まで	月 660円
		1人増ごとに1人につき	月 150円
	臨時又は多量に排出するもの	100リットルまで	5,620円
		100リットルを超える部分につき100リットルまでごとに	1,120円
浄化槽・ビルピット汚泥		1キロリットルまでごとに	1,500円

注) し尿処理手数料の世帯割によるもののうち、特殊な便槽を使用する場合、または、その他市規則で定める場合に該当するものについては、当該料金の5割を加算する。

(5) 処理施設の状況

本市で収集されたし尿及び浄化槽汚泥は伊丹市に処理を委託しており、伊丹市し尿公共下水放流施設で中継処理されています。中継処理施設の概要を表 1-4 に示しています。なお、当該施設へは、豊中市サニテーションの閉鎖に伴い、平成 20 年(2008 年)4 月 1 日から搬入しています。

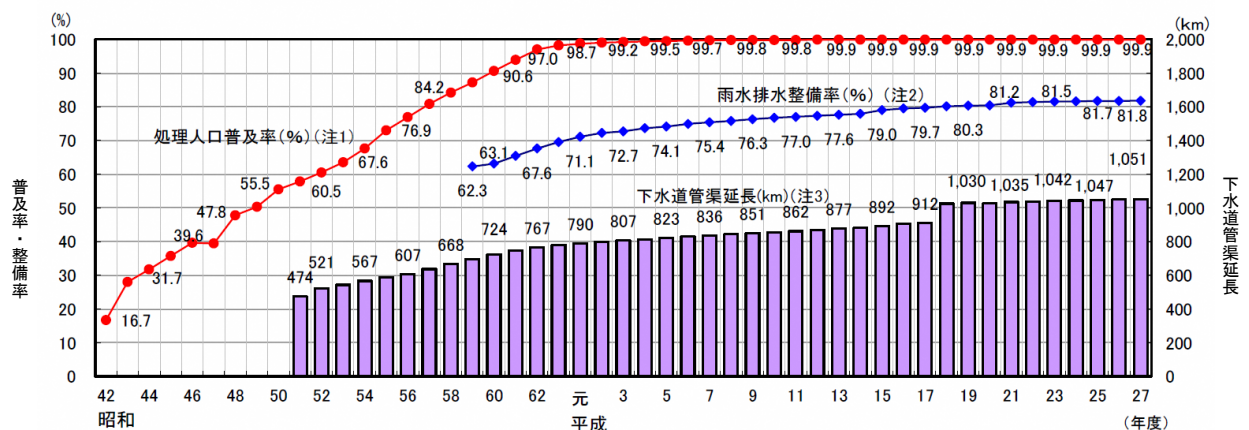
表1-4 伊丹市し尿公共下水放流施設の概要

施設の種類	し尿中継施設
施設能力	82kl/日/5時間
処理方法	前処理+希釈下水道放流
延床面積	541.20㎡
竣工年月	平成3年(1991年)4月1日
総工費	422百万円

(6) 公共下水道整備の進捗状況

下水道普及率は図 1-6 に示すように、平成 28 年度(2016 年度)においてほぼ 100% に達しています。今後は、下水道が整備されながら未接続となっている家庭等の接続を図っていく必要があります。なお、下水道整備状況を図 1-7 に示しています。

図1-6 下水道普及率の推移



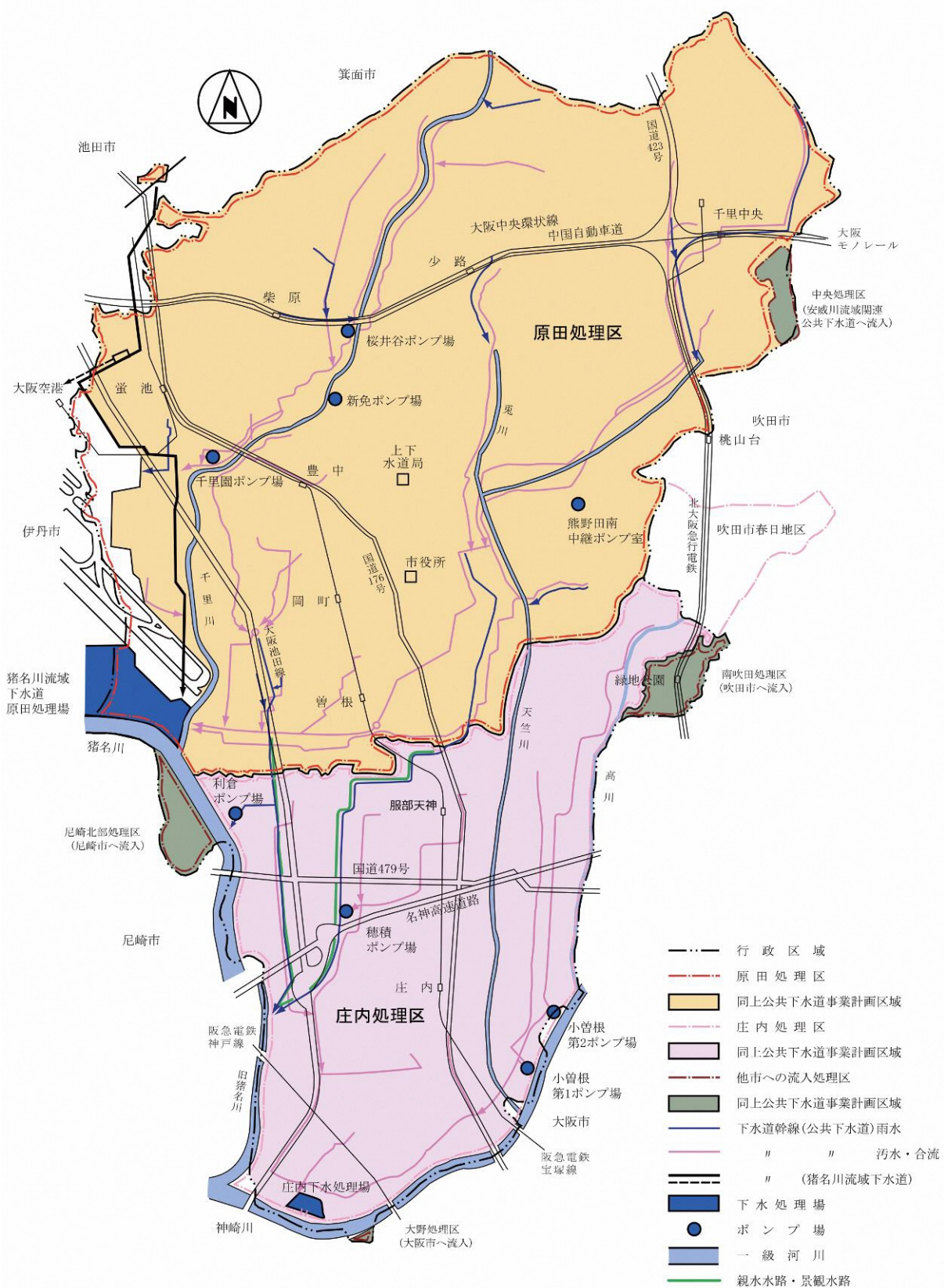
注1) 処理人口普及率 (%) については、処理可能区域人口/行政区域内人口で算出しています。

注2) 5年に一度の大雨が排除できる施設の整備率です。

注3) 平成18年度(2006年度)末からの管渠延長は、平成18年度(2006年度)から管理データをデジタル化したことに伴い見直しています。

(出典：平成28年度(2016年度)上下水道事業年報)

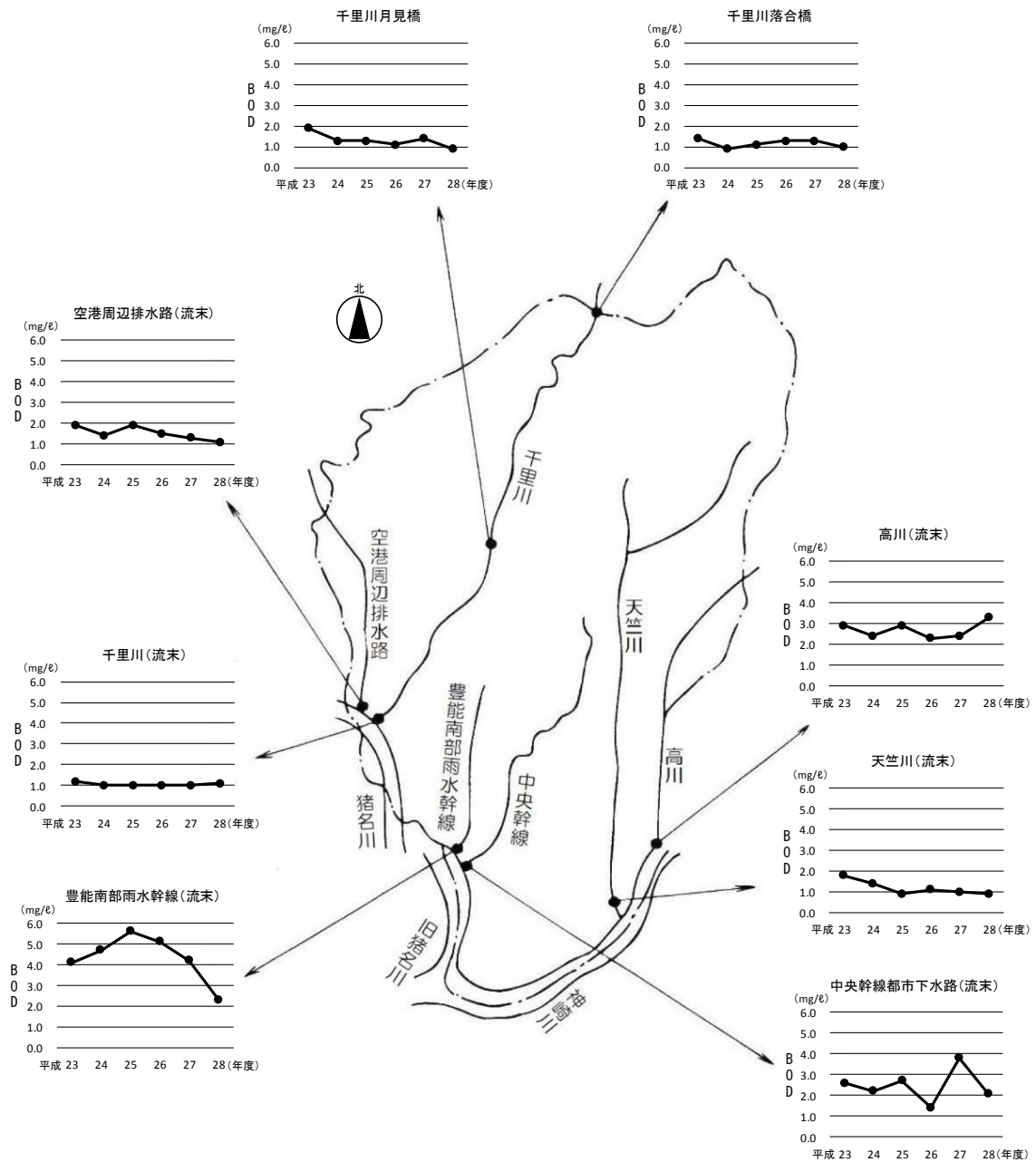
図1-7 下水道整備状況



(7) 市内河川等の水質の現状

市内河川等のBOD（生物化学的酸素要求量）で見た水質の経年変化は図1-8に示すとおりです。下水道の整備に伴い河川等の水質が改善され、近年の千里川月見橋、千里川落合橋、千里川（流末）、天竺川（流末）、空港周辺排水路（流末）では1~2mg/ℓ、中央幹線都市下水路（流末）、高川（流末）では2~4mg/ℓ、豊能南部雨水幹線（流末）では2~6mg/ℓとなっており、全体で見ると減少傾向となっています。

図1-8 市内河川等の水質（BOD）の経年変化



第2節 計画策定にあたっての基本的課題

生活排水処理基本計画を策定するにあたっての基本的な課題を以下に整理しました。

(1) 浄化槽の適正な維持管理の徹底

浄化槽の適正な維持管理については、関係機関と連携しながら、設置者への周知を強化し、適正な維持管理の徹底及び公共下水道への切替えを促進する必要があります。

(2) ディスポーザー排水処理システムへの対応策の検討

ディスポーザー排水処理システムへの対応策について、関係機関と調整し検討していく必要があります。

注) ディスポーザーとは厨芥(生ごみ)を粉砕して水とともに排水管に流し出す機器で、台所の流しの下に取り付けて使用します。ディスポーザー排水処理システムは、粉砕された厨芥が直接下水道に流されると下水道等と与える影響が大きいことから、粉砕された厨芥を処理するための浄化槽に類似した排水処理装置を設置し、下水道等と与える影響を軽減するシステムです。本市においては、ディスポーザー排水処理システムの設置は認められていますが、ディスポーザー単体での設置は認められていません。

(3) し尿処理手数料の適正化の検討

し尿処理に係る経費とし尿処理手数料収入を比較すると受益者負担の割合は約13.5%となっています。このため、適正な受益者負担といった観点から、し尿処理手数料の改定について検討していく必要があります。

《参考》し尿処理に係る経費とし尿処理手数料収入 (平成28年度(2016年度))

し尿収集運搬委託料(a)	し尿・浄化槽汚泥処理委託料(b)	合計(a)+(b) (A)	し尿処理手数料収入 (B)	受益者負担割合 (B) / (A)
18,513,360 円	22,162,125 円	40,675,485 円	5,487,120 円	13.5%

(4) 効率的な改築・更新、運営管理のための取組み

恒久的な稼働が求められる生活排水処理施設も、一定の期間が経過すると、老朽化による機能低下は避けられません。厳しい財政事情を踏まえライフサイクルコスト低減に向けた配慮や予防保全型施設管理の導入などによる計画的・効率的な維持・修繕及び改築・更新が求められます。また、社会状況の変化に応じ整備手法の見直し（処理方法の変更や処理施設の統廃合）を行う等、弾力的な対応も重要となっています。

第2章

生活排水処理計画の基本フレーム

第1節 計画目標年度

計画目標年度は、平成30年度(2018年度)を初年度とし、10年後の平成39年度(2027年度)を最終目標年度とします。なお、計画期間内であっても社会経済情勢が大きく変化した場合等、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

第2節 し尿・浄化槽汚泥処理量の予測

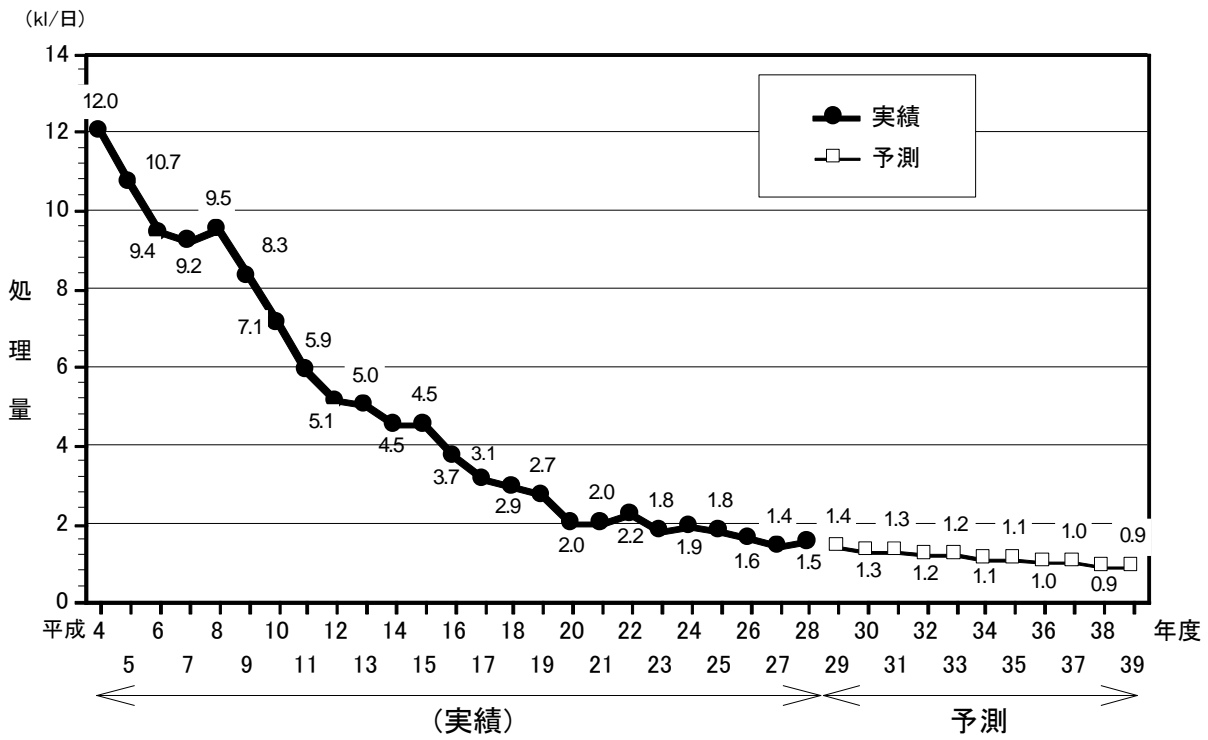
将来のし尿・浄化槽汚泥処理量の予測については、平成18年度(2006年度)から平成28年度(2016年度)までのし尿、浄化槽汚泥の処理量の推移に傾向曲線を当てはめ、将来の処理量を予測しました。

採用した予測式及び予測結果は表2-1に示すとおりです。また、日平均処理量で予測結果を図2-1に示しています。なお、ディスポーザー設置数の増加も見込まれることから、今後の動向を注視する必要があります。

表2-1 し尿・浄化槽汚泥処理量の予測式と予測量

種別	予測式 (n:平成年度、r:相関係数)		実績	予測
			平成28年度 (2016年度)	平成39年度 (2027年度)
し尿	べき乗式	$Y=60519.77 \times n^{(-1.544601)}$ r(相関係数):0.9141	354.1kl	211.0kl
浄化槽 汚泥	直線式	$Y=-6.691515 \times n + 371.5406$ r(相関係数):0.6437	204.4kl	110.6kl
合計			558.5kl	321.6kl

図2-1 し尿・浄化槽汚泥処理量の予測結果（日平均）



(1) 収集・運搬体制

汲み取りについては、現在の委託収集で対応します。また、浄化槽汚泥については、許可業者による清掃・点検・汚泥引き抜き等を実施します。

(2) 処理体制

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、伊丹市（伊丹市し尿公共下水放流施設）への処理委託を継続します。

(3) 浄化槽対策

浄化槽管理監視体制の拡充により浄化槽設置家庭等の状況把握及び公共下水道への切替え促進を強化するとともに、許可業者及び登録業者の技術水準の向上を促し、浄化槽からの放流水による河川・水路等の水質汚濁防止に努めます。

(4) ディスポーザー排水処理システムへの対応

ディスポーザー排水処理システムへの対応について、関係機関と調整し検討します。

(5) し尿処理手数料の適正化

し尿及び浄化槽・ビルピット汚泥の処理手数料適正化について検討します。

(6) 効率的な改築・更新、運営管理のための取組み

下水道施設の老朽化等に起因する事故発生・機能停止を防止するため、長期的な施設の状態を予測しながら点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えたストックマネジメント計画を策定し、計画的・効率的な施設管理を行います。

資料編

- 資料1 計画の策定経過
- 資料2 目標値と計画収集量
- 資料3 用語の解説

資料1 計画の策定経過

(1) 策定経過

本計画は、平成24年度（2012年度）に家庭系のごみ排出実態調査を、平成26年度（2014年度）に事業系のごみ排出実態調査をそれぞれ実施し、基礎的情報を把握した後、平成28年7月に廃棄物減量等推進審議会に対して諮問を行い、翌年平成29年8月に答申を受けました。

(2) 豊中市廃棄物減量等推進審議会での検討経過

① 審議会等開催状況

会議等	開催日程	内 容 等
第1回	平成28年（2016年） 7月4日（月） 13：00～15：00	①委員紹介 ②市長からの諮問 ③審議会の進め方について（審議内容、スケジュール等） ④豊中市のごみ処理・リサイクルの現状と動向について ⑤ごみ減量計画の施策評価について
第2回	平成28年（2016年） 10月3日（月） 13：00～15：10	①豊中市のごみ処理の課題（論点）整理について ②第4次一般廃棄物処理基本計画の目標設定の考え方について ③平成27年度第3次ごみ減量計画事業評価報告書について
第3回	平成28年（2016年） 11月30日（水） 10：00～12：00	①ごみの減量目標について ②家庭系ごみ減量の取組みの方向性について ③事業系ごみ減量の取組みの方向性について ④災害廃棄物に関する取組みの方向性について
第4回	平成29年（2017年） 1月24日（火） 14：00～15：30	①第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画の骨子案について ②平成29年度の廃棄物減量等推進審議会の進め方について（案）
第5回	平成29年（2017年） 5月23日（火） 10：00～12：00	①第4回廃棄物減量等推進審議会における振り返りについて ②第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画（答申案）について ③第4次豊中市ごみ減量計画の策定の方向性について
第6回	平成29年（2017年） 7月25日（火） 10：00～12：00	①第5回廃棄物減量等推進審議会における振り返りについて ②第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画（答申案）について ③第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画（答申案）に基づく第4次豊中市ごみ減量計画（骨子案）について
答申	平成29年（2017年） 8月24日（木） 15：00～16：00	会長より市長へ答申
第7回	平成29年（2017年） 9月13日（水） 10：00～12：00	①第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画策定に係る答申の報告について ②第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画（素案）について ③第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画（素案）に基づく第4次豊中市ごみ減量計画（素案）について ④計画の進行管理及び評価方法について
第8回	平成30年（2018年） 1月22日（月） 10：00～12：00	①第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画策定に係るパブリックコメント結果について ②第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画（案）及び第4次豊中市ごみ減量計画（案）について

② 豊中市廃棄物減量等推進審議会委員名簿
〔第10期豊中市廃棄物減量等推進審議会委員名簿〕

(敬称略・規則順・50音順)

		(氏名)	(所属・勤務先)	(備考)
学識経験者	1	浅利 美鈴	京都大学地球環境学堂 准教授	副会長
	2	花嶋 温子	大阪産業大学 講師	
	3	渡辺 信久	大阪工業大学工学部 教授	会長
市民	4	仲尾 孝司	公募市民	
	5	中西 彰子	公募市民	
	6	山田 浙雄	公募市民	
	7	新開 悦子	特定非営利活動法人とよなか市民環境会議アジェンダ 21	
	8	中澤 和子	とよなか消費者協会	
	9	長谷川 清道	廃棄物減量等推進員	
事業者	10	神保 利博	日本チェーンストア協会関西支部 株式会社阪食総務部部长	
	11	東 能久	豊中商工会議所 事務局長	
	12	岡田 佳男	マリンフード株式会社 技術顧問	
※1	13	米田 弘樹	大阪再生資源業界近代化協議会豊中支部長 米田産業株式会社代表取締役	
※2	14	澤村 正良	豊中環境事業協同組合副理事長 エアポート企業株式会社代表取締役	
※3	15	大西 悟	連合大阪豊中地区協議会 (豊中市従業員労働組合書記長)	

※1 再生資源業者

※2 廃棄物処理業者

※3 市長が特に必要と認める者

※審議会委員数は条例にて15名以内。任期は2年間（平成28年3月1日～平成30年2月28日）。

※所属・勤務先は平成28年(2016年)3月1日現在。

豊環減第 172 号

平成 28 年(2016 年)7 月 4 日

豊中市廃棄物減量等推進審議会

会長 様

豊中市長 浅利敬一郎



一般廃棄物の減量の促進及び適正処理に関する事項等について（諮問）

このことについて、次のとおり意見を求めます。

記

1. 第 4 次豊中市一般廃棄物処理基本計画の策定について

（趣旨）

本市におきましては、平成 22 年度に「第 3 次豊中市一般廃棄物処理基本計画」、平成 23 年度に、ごみ減量のアクションプランである「2020 ごみ減量プラン（第 3 次豊中市ごみ減量計画）」を策定し、協働とパートナーシップに基づき「もったいない」のここらでつくる循環型社会を基本理念に掲げ、ごみの量を平成 32 年度には平成 21 年度より 20 パーセント削減することを目標に、市民・事業者・行政の三者での取組みを進めてきました。

本市の廃棄物行政におきましては、両計画に基づき、平成 24 年度に豊中市伊丹市クリーンランドの施設整備に伴って新分別収集を開始したほか、レジ袋削減をはじめとした環境配慮行動の推進、再生資源集団回収の活性化、事業所への適正処理にむけた情報提供の充実、食品ロス削減施策の推進などの取組みにより、市民、事業者の皆様のご協力もいただき、ここ数年のごみ排出量は減少傾向にあります。

しかしながら、本市のごみの最終処分先である大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場は逼迫している状況にあり、また、上位計画である「豊中市総合計画」及び分野別計画である「環境基本計画」が急激な社会状況の変化をうけ、新たな計画策定に着手するはこびとなっております。このことから、上位計画との整合を図り、将来の循環型社会・低炭素社会形成の実現に向けた長期的・総合的な取組みをさらに進めるため、現行の一般廃棄物処理基本計画を見直し、新たに平成 30 年度を初年度とする「第 4 次一般廃棄物処理基本計画」を策定するに当たり、本審議会に意見を求めるものです。

■答申

平成29年（2017年）8月24日

豊中市長 浅利 敬一郎 様

豊中市廃棄物減量等推進審議会

会長 渡辺 信



平成28年（2016年）7月4日付けで、本審議会に対して意見を求められた事項について、別紙のとおり答申します。

豊中市廃棄物減量等審議会意見答申

第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画の策定について

平成29年（2017年） 8月

豊中市廃棄物減量等推進審議会

1. はじめに

豊中市におきましては、平成22年度（2010年度）に「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」（以下「現行基本計画」という。）、平成23年度（2011年度）に、現行基本計画のアクションプランである「2020ごみ減量プラン（第3次豊中市ごみ減量計画）」を策定し、協働とパートナーシップに基づき「もったいない」のこころでつくる循環型社会を基本理念に掲げ、ごみの量を平成32年度（2020年度）には平成21年度（2009年度）より20パーセント削減することを目標に、市民・事業者・行政の三者での取組みを進めてきました。

両計画を策定した時期は、全国的動向として、都市の人口減少が進行していたこともあり、現行基本計画においても将来人口は減少すると見込まれていたうえ、ごみ減量の取組みが強化されることにより、焼却処理量は将来にわたり減少し続けるものとして新ごみ焼却施設の規模が検討されました。ところが、近年の豊中市の人口は、教育文化都市として、良好な住環境等が評価され、また、千里ニュータウン地域の大規模集合住宅の建て替え時期とも重なったことで、現行基本計画策定時に想定した人口と実際のそれとは大きな乖離がある状況です。当面の間、人口は微増傾向が続く可能性があります。現在は、市民一人ひとりの努力により焼却処理量の増加は抑えられていますが、このままでは現行基本計画に掲げる目標について達成することが困難な状況であります。現在、豊中市伊丹市クリーンランドのごみ焼却処理施設は、現行基本計画策定時の計画量（約100千t/年）を上回るごみが搬入されており、余力を持って処理することが困難な状況となっていること、また、豊中市のごみの最終処分先である大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場については、今後とも安定的な最終処分場を確保するため、延命化を図る必要もあることから、今後さらにごみ減量を進めていく必要があります。

一方、現行基本計画の上位計画である「豊中市総合計画」及び「環境基本計画」は、急激な社会的状況の変化を受け、両計画とも、今年度中に見直す予定となっております。

以上のことから、上位計画との整合を図り、将来の循環型社会・低炭素社会の実現に向けた長期的・総合的な取組みをさらに進めるため、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画の策定」について、本審議会に意見を求められたものです。

本審議会においては、循環型社会形成推進基本法をはじめ、これと前後して制定・改正された資源有効利用促進法や個別リサイクル法、また、市のごみ処理・リサイクルの現状とこれまで計画に基づき取組みを進めてきた施策の評価を踏まえ、新たな計画の策定について審議しました。

2. 審議経過

審議会においては、第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画の策定における減量目標の設定について審議したのち、家庭系ごみと事業系ごみの減量の取組みを踏まえて、基本理念・基本方針等について審議しました。

3. 審議結果

平成30年度（2018年度）を初年度とし、平成34年度（2022年度）を中間目標年度、平成39年度（2027年度）を最終目標年度とする「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画の策定」について審議した結果は以下のとおりです。

（1）ごみ減量目標について

豊中市伊丹市クリーンランドのごみ焼却処理施設において、現行基本計画策定時の計画量（100千t/年）を上回るごみが搬入されており、余力を持って処理することが困難な状況となっている現状と、将来の人口動向を鑑み、新たなごみ減量に関する目標を設定する必要があると考えます。

このような観点から、第4次一般廃棄物処理基本計画の目標として、ごみの焼却処理量を平成28年度（2016年度）実績より、平成34年度（2022年度）に4%削減することを中間目標とし、平成39年度（2027年度）には大阪府内自治体の上位水準をめざす焼却処理量8%削減を最終目標とすること、また、これを達成するための個別目標として「家庭系ごみ1人1日当たりの量（再生資源を除く。）の削減」、「事業系ごみ（再生資源を除く。）の削減」、「資源化率の向上」を掲げることが適当であると認めます。

（2）協働とパートナーシップによるごみの減量について

事業系ごみの減量に係って事業者に対して、ごみ減量への取組みを積極的に支援するなど、事業者と行政が協働とパートナーシップで取組んでいく姿勢を打ち出す必要があります。

（3）表現等について

分かりやすい用語やグラフ等を用いて、市民・事業者が理解しやすい表現にする必要があります。

本審議会は、今後とも豊中市の基本理念である「協働とパートナーシップ」の具体化と、その着実な実行により、市民・事業者とともに循環型社会の構築という目標達成に向けて一層の努力を進めることを望みます。

資料2 目標値と計画収集量

行番号	実績		予測→		初年度					
	平成28年度 2016		平成29年度 2017		平成30年度 2018	平成31年度 2019	平成32年度 2020			
	365		365		365	366	365			
人口		[1]	396,014	396,818	397,623	398,427	399,231			
★①' から引用	発生量 ① (集団回収量等含む)	家庭系ごみ ①-1	t/年	[2]	79,456.95	79,600	79,763	80,144	80,084	
		平成28=100	[3]	100	100	100	101	101		
		原単位(g/人/日)	[4]	549.7	549.6	549.6	549.6	549.6		
	事業系ごみ ①-2 (庁内古紙量、共同回収事業等の回収量含む)	平成28=100	[5]	100	100	100	100	100		
		t/年	[6]	43,698.79	43,796	43,884	44,094	44,061		
		平成28=100	[7]	100	100	100	101	101		
	臨時・公共系ごみ ①-3	原単位(g/人/日)	[8]	302.3	302.4	302.4	302.4	302.4		
		平成28=100	[9]	100	100	100	100	100		
		t/年	[10]	1,431.65	1,434	1,437	1,444	1,443		
	発生量合計 ①	平成28=100	[11]	100	100	100	101	101		
		原単位(g/人/日)	[12]	9.9	9.9	9.9	9.9	9.9		
		平成28=100	[13]	100	100	100	100	100		
		t/年	[14]	124,587.39	124,830	125,084	125,682	125,588		
	原単位 横ばい とした 場合の 収集量等 の推移	家庭系ごみ	収集量	可燃ごみ	[18]	57,042.71	57,153	57,269	57,542	57,501
				可燃ごみ原単位	[19]	394.6	394.6	394.6	394.6	394.6
				不燃ごみ	[20]	1,878.43	1,883	1,887	1,896	1,894
				不燃ごみ原単位	[21]	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
粗大ごみ				[22]	917.09	912	914	919	918	
粗大ごみ原単位				[23]	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	
危険ごみ				[24]	0.00	0	0	0	0	
使用済み小型家電(ボックス回収・イベント回収)				[25]	4.08	4	4	4	4	
再生資源				古紙・古布	[26]	6,270.60	6,286	6,299	6,329	6,324
				ガラスびん	[27]	2,256.92	2,259	2,264	2,275	2,273
				ペットボトル	[28]	732.41	739	740	744	743
				空き缶・危険ごみ	[29]	572.20	573	575	577	577
				プラ製容器包装	[30]	3,705.70	3,708	3,715	3,733	3,730
小計				[31]	13,537.83	13,565	13,593	13,658	13,647	
計				[32]	73,380.14	73,517	73,667	74,019	73,964	
集団回収等				[33]	6,076.32	6,083	6,096	6,125	6,120	
古紙・古布(古紙資源買取市含む)				[34]	5,959.75	5,966	5,979	6,007	6,002	
びん・缶	[35]	116.57	117	117	118	118				
計	[36]	6,076.32	6,083	6,096	6,125	6,120				
その他(臨時ごみリユース)	[37]	0.49	0	0	0	0				
合計	[38]	79,456.95	79,600	79,763	80,144	80,084				
①'	事業系ごみ	収集量	許可業者	[39]	37,178.97	37,252	37,328	37,506	37,479	
			許可業者ごみ原単位	[40]	257.2	257.2	257.2	257.2	257.2	
			自己搬入	[41]	5,920.22	5,938	5,950	5,979	5,974	
		自己搬入ごみ原単位	[42]	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0		
		計	[43]	43,099.19	43,190	43,278	43,485	43,453		
		教育施設等資源化(許可業者収集)	[44]	7.78	8	8	8	8		
		ガラスびん	[45]	0.96	1	1	1	1		
		プラ製容器包装	[46]	4.55	4	4	4	4		
		空き缶・危険ごみ	[47]	2.27	3	3	3	3		
		庁内古紙回収	[48]	400.88	406	406	408	408		
		共同回収事業(酒販組合)	[49]	3.01	3	3	3	3		
		インクカートリッジ里帰りプロジェクト	[50]	0.38	0	0	0	0		
		剪定枝直接リサイクル [とよっぴー]	[51]	12.60	13	13	13	13		
		給食残渣(たい肥化) [とよっぴー]	[52]	153.36	154	154	155	154		
		機密文書リサイクル事業	[53]	21.59	22	22	22	22		
		合計	[54]	43,698.79	43,796	43,884	44,094	44,061		
		臨時・公共系ごみ(家電4品目含む)	[55]	1,431.65	1,434	1,437	1,444	1,443		
総発生量	[56]	124,587.39	124,830	125,084	125,682	125,588				
★最終目標× 達成率×人 口×365 (又は366)日	発生抑制 ②	家庭系	達成率	[57]	0%	0%	5%	10%	20%	
			発生抑制量	[58]	0.0	0.0	0.2	0.3	0.6	
			最終目標→		3.0g/人/日					
	計 ②-1	[59]	0	0	29	44	87			
	事業系	達成率	[60]	0%	0%	5%	10%	20%		
		発生抑制量	[61]	0.0	0.0	0.5	0.9	1.8		
最終目標→			9g/人/日							
計 ②-2	[62]	0	0	73	131	262				
発生抑制 計	[63]	0	0	102	175	349				

	中間目標年度						最終目標年度		
平成33年度 2021	平成34年度 2022	平成35年度 2023	平成36年度 2024	平成37年度 2025	平成38年度 2026	平成39年度 2027	行番号	備考	
365	365	366	365	365	365	366			
399,249	399,267	399,286	399,304	399,322	398,954	398,586	[1]	第4次豊中市総合計画前期基本計画に基づく平成32年度、平成37年度、平成42年度の人口が直線的に推移するものとして各年度の人口を推定。ただし、平成28年度は市の推計人口	
80,088	80,093	80,316	80,099	80,104	80,031	80,175	[2]		
101	101	101	101	101	101	101	[3]		
549.6	549.6	549.6	549.6	549.6	549.6	549.6	[4]		
100	100	100	100	100	100	100	[5]		
44,064	44,065	44,189	44,070	44,072	44,031	44,111	[6]		
101	101	101	101	101	101	101	[7]		
302.4	302.4	302.4	302.4	302.4	302.4	302.4	[8]		
100	100	100	100	100	100	100	[9]		
1,443	1,443	1,447	1,443	1,443	1,442	1,444	[10]		
101	101	101	101	101	101	101	[11]		
9.9	9.9	9.9	9.9	9.9	9.9	9.9	[12]		
100	100	100	100	100	100	100	[13]		
125,595	125,601	125,952	125,612	125,619	125,504	125,730	[14]		
101	101	101	101	101	101	101	[15]		
862	862	862	862	862	862	862	[16]		
100	100	100	100	100	100	100	[17]		
57,503	57,506	57,666	57,511	57,514	57,461	57,565	[18]		
394.6	394.6	394.6	394.6	394.6	394.6	394.6	[19]		
1,894	1,895	1,900	1,895	1,895	1,893	1,896	[20]		
13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	[21]		
918	918	921	918	918	917	919	[22]		
6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	[23]		
0	0	0	0	0	0	0	[24]		
4	4	4	4	4	4	4	[25]		
6,325	6,325	6,342	6,325	6,326	6,320	6,331	[26]		
2,273	2,273	2,280	2,274	2,274	2,272	2,276	[27]		
743	743	745	743	743	743	744	[28]		
577	577	579	577	577	577	578	[29]		
3,731	3,731	3,741	3,731	3,731	3,728	3,735	[30]		
13,649	13,649	13,687	13,650	13,651	13,640	13,664	[31]		
73,968	73,972	74,178	73,978	73,982	73,915	74,048	[32]		
6,120	6,121	6,138	6,121	6,122	6,116	6,127	[33]	割合(平成28年度実績) 98.08% 1.92%	
6,002	6,003	6,020	6,003	6,004	5,999	6,009	[34]		
118	118	118	118	118	117	118	[35]		
6,120	6,121	6,138	6,121	6,122	6,116	6,127	[36]		
0	0	0	0	0	0	0	[37]		
80,088	80,093	80,316	80,099	80,104	80,031	80,175	[38]		
37,481	37,482	37,587	37,486	37,488	37,453	37,521	[39]		
257.2	257.2	257.2	257.2	257.2	257.2	257.2	[40]		
5,975	5,975	5,992	5,976	5,976	5,970	5,981	[41]		
41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	[42]		
43,456	43,457	43,579	43,462	43,464	43,423	43,502	[43]		
8	8	8	8	8	8	8	[44]		
1	1	1	1	1	1	1	[45]		
4	4	4	4	4	4	4	[46]		
3	3	3	3	3	3	3	[47]		
408	408	409	408	408	408	408	[48]		
3	3	3	3	3	3	3	[49]		
0	0	0	0	0	0	0	[50]		
13	13	13	13	13	13	13	[51]		
154	154	155	154	154	154	155	[52]		
22	22	22	22	22	22	22	[53]		
44,064	44,065	44,189	44,070	44,072	44,031	44,111	[54]		
1,443	1,443	1,447	1,443	1,443	1,442	1,444	[55]		
125,595	125,601	125,952	125,612	125,619	125,504	125,730	[56]		
40%	60%	70%	80%	90%	95%	100%	[57]		
1.2	1.8	2.1	2.4	2.7	2.9	3.0	[58]	家庭系ごみ中の手付かず食品+レジ袋の量(約6.3%＝約30g/人/日)の10%(3g/人/日)を平成39年度までに削減	
175	262	307	350	394	422	438	[59]		
40%	60%	70%	80%	90%	95%	100%	[60]		
3.6	5.4	6.3	7.2	8.1	8.6	9.0	[61]	事業系ごみ中の発生抑制対象ごみ(20%＝約60g/人/日)の15%(9g/人/日)を平成39年度までに削減	
525	787	921	1,049	1,181	1,252	1,313	[62]		
700	1,049	1,228	1,399	1,575	1,674	1,751	[63]		

	行番号	実績	予測→	初年度				
		平成28年度 2016	平成29年度 2017	平成30年度 2018	平成31年度 2019	平成32年度 2020		
		365	365	365	366	365		
人口		[1]	396,014	396,818	397,623	398,427	399,231	
発生抑制後の 排出量 ③ ★③=①-③	家庭系ごみ ③-1	[64]	79,456.95	79,600	79,734	80,100	79,997	
	平成28=100	[65]	100	100	100	101	101	
	原単位(g/人/日)	[66]	549.7	549.6	549.4	549.3	549.0	
	事業系ごみ ③-2	[67]	43,698.79	43,796	43,811	43,963	43,799	
	平成28=100	[68]	100	100	100	101	100	
	原単位(g/人/日)	[69]	302.3	302.4	301.9	301.5	300.6	
	原単位(t/日)	[70]	119.7	120.0	120.0	120.1	120.0	
	臨時・公共等 ③-3	[71]	1,431.65	1,434	1,437	1,444	1,443	
	発生抑制後の排出量 計	[72]	124,587.39	124,830	124,982	125,507	125,239	
	平成28=100 ③*	[73]	100	100	100	101	101	
原単位(g/人/日)	[74]	861.9	861.9	861.2	860.7	859.5		
平成24比(平成23比)	[75]						排出抑制率平成24 比△0.2% 平成23. 比△3.1%	
国・府の目標	[76]						国: △12%(平成24比)	
資源化 目標量 ⑥ ★最終目標× 達成率×人 口×365 (又は366)日 [家庭系] ※既存 +新規	古紙類 (雑がみ含む) 最終目標: 99.3g/人/日	原単位(g/人/日)	[77]	77.9	77.9	80.0	83.3	86.5
	達成率	[78]	0%	0%	10%	25%	40%	
	t/年	[79]	11,261.05	11,283	11,611	12,147	12,605	
	集団回収&再生資源買取市	原単位(g/人/日)	[80]	39.1	39.1	40.0	41.6	43.1
	t/年	[81]	5,653.51	5,663	5,806	6,066	6,281	
	分別収集	原単位(g/人/日)	[82]	38.8	38.8	40.0	41.7	43.4
	t/年	[83]	5,607.54	5,620	5,805	6,081	6,324	
	ペットボトル 最終目標: 4.5g/人/日	原単位(g/人/日)	[84]	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4
	達成率	[85]	0%	0%	10%	20%	30%	
	t/年	[86]	630.69	637	639	642	641	
	分別収集・拠点	原単位(g/人/日)	[87]	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4
	t/年	[88]	630.69	637	639	642	641	
	プラスチック 製容器包装 最終目標: 22.0g/人/日 ※教育施設からの回収分含まず	原単位(g/人/日)	[89]	20.7	20.7	20.8	21.0	21.1
	達成率	[90]	0%	0%	10%	20%	30%	
	t/年	[91]	2,996.48	2,998	3,019	3,062	3,075	
	分別収集 (許可業者分除く)	原単位(g/人/日)	[92]	20.7	20.7	20.8	21.0	21.1
	t/年	[93]	2,996.48	2,998	3,019	3,062	3,075	
	古布 最終目標: 5.9g/人/日	原単位(g/人/日)	[94]	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8
	達成率	[95]	0%	0%	10%	20%	30%	
	t/年	[96]	835.14	840	842	846	845	
	集団回収&再生資源買取市	原単位(g/人/日)	[97]	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
	t/年	[98]	306.24	305	307	311	310	
	分別収集(現状維持)	原単位(g/人/日)	[99]	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7
	t/年	[100]	528.90	535	535	535	535	
	缶 最終目標: 4.4g/人/日 ※教育施設からの回収分含まず	原単位(g/人/日)	[101]	4.1	4.1	4.1	4.2	4.2
	達成率	[102]	0%	0%	10%	20%	30%	
	t/年	[103]	586.93	594	595	612	612	
	集団回収(現状推移)	原単位(g/人/日)	[104]	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
	t/年	[105]	116.57	117	117	117	117	
分別収集 (許可業者分除く)	原単位(g/人/日)	[106]	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4	
t/年	[107]	470.36	477	478	495	495		
小型家電 最終目標: 0.25g/人/日	原単位(g/人/日)	[108]	0.03	0.03	0.05	0.07	0.10	
達成率	[109]	0%	0%	10%	20%	30%		
t/年	[110]	4.08	4	7	10	15		
分別収集・拠点	原単位(g/人/日)	[111]	0.00	0.03	0.05	0.07	0.10	
t/年	[112]	4.08	4	7	10	15		
びん 最終目標: 14.8g/人/日 ※教育施設からの回収分含まず	原単位(g/人/日)	[113]	14.2	14.2	14.3	14.3	14.4	
達成率	[114]	0%	0%	10%	20%	30%		
t/年	[115]	2,045.37	2,057	2,075	2,085	2,098		
集団回収(現状推移)	原単位(g/人/日)	[116]	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
t/年	[117]	0.00	0	0	0	0		
分別収集 (許可業者分除く)	原単位(g/人/日)	[118]	14.2	14.2	14.3	14.3	14.4	
t/年	[119]	2,045.37	2,057	2,075	2,085	2,098		
臨時ごみリユース 最終目標: 0.015g/人/日	原単位(g/人/日)	[120]	0.003	0.003	0.004	0.005	0.007	
増加率	[121]	0%	0%	10%	20%	30%		
t/年	[122]	0.49	0	1	1	1		
臨時ごみリユース	原単位(g/人/日)	[123]	0.003	0.003	0.004	0.005	0.007	
t/年	[124]	0.49	0	1	1	1		
家庭系ごみ資源化目標量 計	原単位(g/人/日)	[125]	127.1	127.1	129.5	133.1	136.5	
[合計最終目標] 151.2g/人/日	t/年	[126]	18,360.23	18,413	18,789	19,405	19,892	
市収集量	[127]	12,283.42	12,328	12,558	12,910	13,183		
集団回収量+買取市 +臨時ごみリユース量	[128]	6,076.81	6,085	6,231	6,495	6,709		
(対家庭系ごみ発生抑制後 排出量資源化目標率)	[129]	23.1%	23.1%	23.6%	24.2%	24.9%		
(5) / (4)								

	中間目標年度						最終目標年度		
平成33年度 2021	平成34年度 2022	平成35年度 2023	平成36年度 2024	平成37年度 2025	平成38年度 2026	平成39年度 2027	行番号	備考	
365	365	366	365	365	365	366			
399,249	399,267	399,286	399,304	399,322	398,954	398,586	[1]	第4次豊中市総合計画前期基本計画に基づく平成32年度、平成37年度、平成42年度の人口が直線的に推移するものとして各年度の人口を推定。ただし、平成28年度は市の推計人口	
79,913	79,831	80,009	79,749	79,710	79,609	79,737	[64]		
101	100	101	100	100	100	100	[65]		
548.4	547.8	547.5	547.2	546.9	546.7	546.6	[66]		
43,539	43,278	43,268	43,021	42,891	42,779	42,798	[67]		
100	99	99	98	98	98	98	[68]		
298.8	297.0	296.1	295.2	294.3	293.8	293.4	[69]		
119.3	118.6	118.2	117.9	117.5	117.2	116.9	[70]		
1,443	1,443	1,447	1,443	1,443	1,442	1,444	[71]		
124,895	124,552	124,724	124,213	124,044	123,830	123,979	[72]		
100	100	100	100	100	99	100	[73]		
857.1	854.7	853.5	852.3	851.1	850.4	849.9	[74]		
							[75]		
							[76]		
88.6	90.7	92.9	95.0	97.2	98.2	99.3	[77]	[最終目標] 99.3g/人/日	
50%	60%	70%	80%	90%	95%	100%	[78]		
12,911	13,218	13,576	13,846	14,167	14,300	14,486	[79]		
44.0	45.0	46.0	47.0	48.0	48.5	49.0	[80]		
6.412	6.558	6.722	6.850	6.996	7.063	7.148	[81]		
44.6	45.7	46.9	48.0	49.2	49.7	50.3	[82]	[最終目標] 11.5g/人/日	
6,499	6,660	6,854	6,996	7,171	7,237	7,338	[83]	平成28年度実績+雑がみの2/3を行政回収	
4.4	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	[84]	[最終目標] 4.5g/人/日	
40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	[85]		
641	656	658	656	656	655	656	[86]		
4.4	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	[87]		
641	656	658	656	656	655	656	[88]		
21.2	21.4	21.5	21.6	21.7	21.9	22.0	[89]	[最終目標] 22.0g/人/日	
40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	[90]		
3,089	3,119	3,142	3,148	3,163	3,189	3,209	[91]		
21.2	21.4	21.5	21.6	21.7	21.9	22.0	[92]		
3,089	3,119	3,142	3,148	3,163	3,189	3,209	[93]		
5.8	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	[94]	[最終目標] 5.9g/人/日	
40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	[95]		
845	860	862	860	860	859	861	[96]		
2.1	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	[97]		
310	325	327	325	325	324	326	[98]		
3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	[99]		
535	535	535	535	535	535	535	[100]		
4.2	4.3	4.3	4.3	4.3	4.4	4.4	[101]	[最終目標] 4.4g/人/日	
40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	[102]		
612	627	628	627	627	641	642	[103]		
0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	[104]		
117	117	117	117	117	117	117	[105]		
3.4	3.5	3.5	3.5	3.5	3.6	3.6	[106]		
495	510	511	510	510	524	525	[107]		
0.12	0.14	0.16	0.18	0.21	0.23	0.25	[108]	[最終目標] 0.25g/人/日	
40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	[109]		
17	20	23	26	31	33	36	[110]		
0.12	0.14	0.16	0.18	0.21	0.23	0.25	[111]		
17	20	23	26	31	33	36	[112]		
14.4	14.5	14.6	14.6	14.7	14.7	14.8	[113]	[最終目標] 14.8g/人/日	
40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	[114]		
2,098	2,113	2,134	2,128	2,143	2,141	2,159	[115]		
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	[116]		
0	0	0	0	0	0	0	[117]		
14.4	14.5	14.6	14.6	14.7	14.7	14.8	[118]		
2,098	2,113	2,134	2,128	2,143	2,141	2,159	[119]		
0.008	0.009	0.010	0.011	0.013	0.014	0.015	[120]	[最終目標] 0.015g/人/日	
40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	[121]	現在の5倍に増加	
1	1	1	2	2	2	2	[122]		
0.008	0.009	0.010	0.011	0.013	0.014	0.015	[123]		
1	1	1	2	2	2	2	[124]		
138.7	141.4	143.9	146.1	148.5	149.8	151.2	[125]		
20,214	20,614	21,024	21,293	21,649	21,820	22,051	[126]		
13,374	13,613	13,857	13,999	14,209	14,314	14,458	[127]		
6,840	7,001	7,167	7,294	7,440	7,506	7,593	[128]		
25.3%	25.8%	26.3%	26.7%	27.2%	27.4%	27.7%	[129]		

	行番号	実績	予測→	初年度				
		平成28年度 2016	平成29年度 2017	平成30年度 2018	平成31年度 2019	平成32年度 2020		
		365	365	365	366	365		
人口	[1]	396,014	396,818	397,623	398,427	399,231		
[事業系]	●多量排出事業所 古紙類 最終目標：75.2g/人/日		[130]					
		原単位(g/人/日)	[131]	73.5	73.5	73.7	73.8	74.0
		達成率	[132]	0%	0%	10%	20%	30%
		t/年	[133]	10,628.62	10,646	10,696	10,762	10,783
		古紙類庁内古紙回収 最終目標：3.0g/人/日	[134]	2.8	2.8	2.8	2.8	2.9
		達成率	[135]	0%	0%	10%	20%	30%
		t/年	[136]	400.88	406	406	408	423
		古紙類自主的資源化 (民間)	[137]	70.8	70.7	70.9	71.0	71.1
		t/年	[138]	10,227.74	10,241	10,290	10,354	10,360
		缶・びん・その他 最終目標：6.7g/人/日	[139]	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7
		達成率	[140]	0%	0%	10%	20%	30%
		t/年	[141]	969.40	970	972	977	976
		許可業者 (教育施設)						
		ガラスびん t/年	[142]	0.96	1	1	1	1
		プラ製容器包装 t/年	[143]	4.55	4	4	4	4
		空き缶・危険ごみ t/年	[144]	2.27	3	3	3	3
		缶・びん・その他自主的資源化 (民間)	[145]	6.7	5.7	5.7	5.7	5.7
		t/年	[146]	961.62	962	964	969	968
		食品廃棄物 最終目標：42.1g/人/日	[147]	21.6	21.6	23.7	25.7	27.8
		達成率	[148]	0%	0%	10%	20%	30%
		t/年	[149]	3,115.71	3,129	3,440	3,748	4,051
		食品廃棄物資源化 (とよびー 給食残渣) 横ばい	[150]	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
		t/年	[151]	153.36	159	160	160	160
		大規模事業所食品廃棄物資源化 (民間)	[152]	20.5	20.5	22.6	24.6	26.7
		t/年	[153]	2,962.35	2,969	3,280	3,587	3,891
		●少量排出事業所	[154]					
		古紙等 最終目標5.4g/人/日	[155]	1.1	1.1	1.5	1.9	2.4
		達成率	[156]	0%	0%	10%	20%	30%
		t/年	[157]	155.11	159	218	277	350
		(内訳)						
		古紙等自主的資源化 (共同回収モデル事業等)	[158]	0.021	0.047	0.447	0.847	1.347
		t/年	[159]	3.01	6	65	124	197
		下記以外 横ばい (インクカードリッジ等)	[160]	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
		t/年	[161]	0.38	0	0	0	0
		機密文書リサイクル 横ばい	[162]	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
		t/年	[163]	21.59	22	22	22	22
		剪定枝(クリーンランド) 横ばい	[164]	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55
		★施設搬入後資源化	[165]	79.23	80	80	80	80
		剪定枝(街路樹) (とよびー 給食残渣) 横ばい	[166]	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
		t/年	[167]	12.60	13	13	13	13
		ボックス回収(クリーンランド) 横ばい	[168]	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26
		★施設搬入後資源化	[169]	38.30	38	38	38	38
		事業系ごみ資源化目標量 計	[170]	102.9	102.9	105.6	108.1	110.9
		t/年	[171]	14,868.84	14,904	15,326	15,764	16,160
		庁内取組・市関与	[172]	591.82	606	666	728	815
		許可業者資源化	[173]	7.78	8	8	8	8
		施設搬入後資源化 (剪定枝、リサイクルBOX)	[174]	117.53	118	118	118	118
		民間自主的取組	[175]	14,151.71	14,172	14,534	14,910	15,219
		新規資源化量(市受入削減量)	[176]	(0)		(382)	(758)	(1,067)
		(対事業系ごみ発生抑制後 排出量資源化目標率) (⑤/④)	[177]	34.0%	34.0%	35.0%	35.9%	36.9%
	[合計]	資源化目標量 合計 ★リサイクルプラザでの鉄等回収、小型家電ビックアップは除く	[178]	33,229	33,317	34,115	35,169	36,052
		(対総ごみ発生抑制後排出量資源化目標率) (⑤/④)	[179]	26.7%	26.7%	27.3%	28.0%	28.8%

	中間目標年度						最終目標年度		
平成33年度 2021	平成34年度 2022	平成35年度 2023	平成36年度 2024	平成37年度 2025	平成38年度 2026	平成39年度 2027	行番号	備考	
365	365	366	365	365	365	366			
399,249	399,267	399,286	399,304	399,322	398,954	398,586	[1]	第4次豊中市総合計画前期基本計画に基づく平成32年度、平成37年度、平成42年度の人口が直線的に推移するものとして各年度の人口を推定。ただし、平成28年度は市の推計人口	
							[130]		
74.2	74.4	74.5	74.7	74.9	75.0	75.2	[131]	【最終目標】75.2g/人/日	
40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	[132]		
10,813	10,842	10,887	10,887	10,917	10,921	10,970	[133]		
2.9	2.9	2.9	2.9	3.0	3.0	3.0	[134]		
40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	[135]	【最終目標】3.0g/人/日	
423	423	424	423	437	437	438	[136]		
71.3	71.5	71.6	71.8	71.9	72.0	72.2	[137]		
10,390	10,419	10,463	10,464	10,480	10,484	10,532	[138]		
6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	[139]	【最終目標】6.7g/人/日	
40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	[140]		
976	976	979	976	977	976	977	[141]		
1	1	1	1	1	1	1	[142]		
4	4	4	4	4	4	4	[143]		
3	3	3	3	3	3	3	[144]		
5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	[145]		
968	968	971	968	969	968	969	[146]		
29.8	31.9	33.9	36.0	38.0	40.1	42.1	[147]	【最終目標】42.1g/人/日	
40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	[148]		
4,343	4,649	4,954	5,247	5,539	5,839	6,142	[149]		
1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	[150]		
160	160	161	160	160	160	161	[151]		
28.7	30.8	32.8	34.9	36.9	39.0	41.0	[152]		
4,182	4,489	4,793	5,087	5,378	5,679	5,981	[153]		
							[154]		
2.8	3.2	3.7	4.1	4.5	5.0	5.4	[155]	【最終目標】5.4g/人/日	
40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	[156]		
408	466	541	598	656	728	788	[157]		
1,747	2,147	2,647	3,047	3,447	3,947	4,347	[158]		
255	313	388	445	503	575	635	[159]		
0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	[160]	横ばい	
0	0	0	0	0	0	0	[161]		
0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	[162]	横ばい	
22	22	22	22	22	22	22	[163]		
0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	[164]	横ばい	
80	80	80	80	80	80	80	[165]	★搬入量に含まれる	
0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	[166]	横ばい	
13	13	13	13	13	13	13	[167]		
0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	[168]	横ばい	
38	38	38	38	38	38	38	[169]	★搬入量に含まれる	
113.5	116.2	118.8	121.5	124.1	126.8	129.4	[170]		
16,540	16,933	17,361	17,708	18,089	18,464	18,877	[171]		
873	931	1,008	1,063	1,136	1,207	1,268	[172]		
8	8	8	8	8	8	8	[173]		
118	118	118	118	118	118	118	[174]	★搬入量に含まれる	
15,541	15,876	16,228	16,519	16,827	17,131	17,483	[175]		
(1,389)	(1,724)	(2,076)	(2,367)	(2,675)	(2,979)	(3,331)	[176]		
38.0%	39.1%	40.1%	41.2%	42.2%	43.2%	44.1%	[177]		
36,754	37,547	38,385	39,001	39,738	40,284	40,928	[178]		
29.4%	30.1%	30.8%	31.4%	32.0%	32.5%	33.0%	[179]		

	行番号	実績	予測→	初年度				
		平成28年度 2016	平成29年度 2017	平成30年度 2018	平成31年度 2019	平成32年度 2020		
		365	365	365	366	365		
人口		[1]	396,014	396,818	397,623	398,427	399,231	
市施設 受入量 ⑦	家庭系ごみ (市収集)	可燃ごみ	[180]	57,042.71	57,147	56,905	56,640	56,066
		平成28=100	[181]	100	100	100	99	98
		原単位(g/人/日)	[182]	394.6	394.6	392.1	388.4	384.8
		平成28=100	[183]	100	100	99	98	98
		不燃ごみ	[184]	1,878.43	1,865	1,855	1,846	1,828
		平成28=100	[185]	100	99	99	98	97
		原単位(g/人/日)	[186]	13.0	13	13	13	13
		平成28=100	[187]	100	99	98	98	96
		粗大ごみ (電話申告制)	[188]	917.09	912	914	919	918
		可燃系	[189]	580.24	577	578	581	581
		不燃系	[190]	336.85	335	336	338	337
		資源ごみ	[191]	6,270.60	6,290	6,479	6,761	7,009
		紙(雑がみ含む)・布	[192]	115.33	116	119	125	129
		異物	[193]	18.83	19	20	20	21
		残渣	[194]	3,705.70	3,707	3,733	3,786	3,802
	プラ製容器包装(発泡トレイ含む)	[195]	709.22	709	714	724	727	
	異物	[196]	572.20	580	581	602	602	
	空き缶(危険ごみ含む)	[197]	101.84	103	103	107	107	
	異物	[198]	2,256.92	2,270	2,290	2,301	2,315	
	ガラスびん	[199]	211.55	213	215	216	217	
	異物	[200]	732.41	740	742	746	744	
	ペットボトル	[201]	101.72	103	103	104	103	
	異物	[202]	13,537.83	13,587	13,825	14,196	14,472	
	小計	[203]	100	100	102	105	107	
	平成28=100	[204]	1,239.66	1,244	1,254	1,276	1,283	
	異物	[205]	73,376.06	73,511	73,499	73,601	73,284	
	合計 ⑦-1	[206]	100	100	100	100	100	
	平成28=100	[207]	37,186.75	37,232	36,813	36,498	35,943	
	事業系ごみ	許可業者	[208]	36,159.17	36,204	35,797	35,491	34,951
		可燃系	[209]	1,019.80	1,020	1,008	999	984
		不燃系	[210]	7.78	8	8	8	8
		資源系(教育施設)	[211]	5,920.22	5,938	5,950	5,979	5,974
		自己搬入	[212]	5,548.26	5,565	5,576	5,604	5,599
		可燃系	[213]	371.96	373	374	375	375
		不燃系	[214]	43,106.97	43,170	42,763	42,477	41,917
		合計 ⑦-2	[215]	298.2	298.1	294.6	291.3	287.7
		1人1日当たり	[216]	100	100	99	99	97
		平成28=100	[217]	1,431.65	1,434	1,437	1,444	1,443
	臨時・公共等	合計 ⑦-3	[218]	1,287.11	1,289	1,292	1,298	1,297
		可燃系	[219]	136.59	137	137	138	138
		不燃系	[220]	7.95	8	8	8	8
		家電4品目	[221]	4.08	4	7	10	15
	使用済み小型家電 ⑦-1'	[222]	117,918.76	118,119	117,706	117,532	116,659	
	合計	[223]	100	100	100	100	99	
	平成28=100	[224]	3,743.63	3,729.9	3,709.7	3,696.0	3,661.8	
リサイクルプラザ (不燃物処理施設) マテリアルフロー	不燃・粗大	[225]	1,239.66	1,244.0	1,254.0	1,276.0	1,283.0	
	資源化施設から	[226]	4,983.29	4,973.9	4,963.7	4,972.0	4,944.8	
	計	[227]	100	100	100	100	99	
	平成28=100	[228]	516.07	515	514	515	512	
	資源選別量(鉄・アルミ)	[229]	0.056	0.056	0.075	0.095	0.114	
	最終目標:0.25g/人/日 原単位(g/人/日)	[230]	0%	0%	10%	20%	30%	
	達成率	[231]	8.13	8	11	14	17	
	小形家電 (ビックアップ回収)	[232]	0.00	0	0	0	0	
	処理後の流れ 廃バッテリー	[233]	524.20	523	525	529	529	
	資源化量 計	[234]	3,083.67	3,077.9	3,071.6	3,076.7	3,059.9	
	焼却施設移行	[235]	954.01	952.2	950.3	951.9	946.6	
	埋立処分	[236]	421.41	420.7	413.4	408.1	398.2	
	処理困難物	[237]	13,545.61	13,595	13,833	14,204	14,480	
	資源ごみ(外部処理、教育施設含む)	[238]	7.95	8.0	8.0	8	8	
	その他(家電4品目)	[239]	13,553.56	13,603.0	13,841.0	14,212	14,488	
計	[240]	100	100	102	105	107		
平成28=100	[241]	12,287.12	12,332.0	12,559.0	12,908.0	13,176.0		
リサイクルプラザ (資源化施設) マテリアルフロー	資源選別量(業者含む)	[242]	7.95	8.0	8.0	8.0	8.0	
	処理後の流れ その他(家電4品目)	[243]	18.83	19.0	20.0	20.0	21.0	
	処理困難物(外部処理残渣)	[244]	1,239.66	1,244.0	1,254.0	1,276.0	1,283.0	
	不燃物処理施設移行							

	中間目標年度						最終目標年度		
平成33年度 2021	平成34年度 2022	平成35年度 2023	平成36年度 2024	平成37年度 2025	平成38年度 2026	平成39年度 2027	行番号	備考	
365	365	366	365	365	365	366			
399,249	399,267	399,286	399,304	399,322	398,954	398,586	[1]	第4次豊中市総合計画前期基本計画に基づく平成32年度、平成37年度、平成42年度の人口が直線的に推移するものとして各年度の人口を推定。ただし、平成28年度は市の推計人口	
55,655	55,192	54,957	54,436	54,053	53,794	53,695	[180]		
98	97	96	95	95	94	94	[181]		
381.9	378.7	376.1	373.5	370.9	369.4	368.1	[182]		
97	96	95	95	94	94	93	[183]		
1,828	1,795	1,784	1,779	1,762	1,743	1,731	[184]		
97	96	95	95	94	93	92	[185]		
13	12	12	12	12	12	12	[186]		
96	95	94	94	93	92	92	[187]		
918	918	921	918	918	917	919	[188]		
581	581	583	581	581	580	581	[189]	可燃系の割合	
337	337	338	337	337	337	338	[190]	63.27%	
7,188	7,352	7,551	7,696	7,875	7,942	8,045	[191]	異物＋残渣混入率	
132	135	139	142	145	146	148	[192]	2.14% (調整値)	
22	22	23	23	24	24	24	[193]	残渣割合 14.04%	
3,819	3,856	3,885	3,892	3,911	3,943	3,968	[194]	異物混入率	
730	737	743	744	748	754	759	[195]	19.12% (設定値)	
602	620	621	620	620	637	638	[196]	異物混入率	
107	110	110	110	110	113	113	[197]	17.73% (設定値)	
2,315	2,331	2,355	2,348	2,365	2,362	2,382	[198]	異物混入率	
217	218	221	220	222	221	223	[199]	9.37% (設定値)	
744	762	764	762	762	761	762	[200]		
103	106	106	106	106	106	106	[201]	13.89% (設定値)	
14,668	14,921	15,176	15,318	15,533	15,645	15,795	[202]		
108	110	112	113	115	116	117	[203]		
1,289	1,306	1,319	1,322	1,331	1,340	1,349	[204]		
73,069	72,826	72,838	72,451	72,266	72,099	72,140	[205]		
100	99	99	99	98	98	98	[206]		
35,302	34,648	34,192	33,615	33,104	32,623	32,218	[207]	可燃系、不燃系の割合	
34,327	33,692	33,248	32,687	32,190	31,722	31,328	[208]	97.24%	
967	948	936	920	906	893	882	[209]	2.74%	
8	8	8	8	8	8	8	[210]	0.02%	
5,975	5,975	5,992	5,976	5,976	5,970	5,981	[211]	可燃系の割合	
5,600	5,600	5,616	5,601	5,601	5,595	5,605	[212]	93.72%	
375	375	376	375	375	375	376	[213]		
41,277	40,623	40,184	39,591	39,080	38,593	38,199	[214]		
283.2	278.7	275.0	271.6	268.1	265.0	261.8	[215]		
96	94	93	92	91	90	89	[216]		
1,443	1,443	1,447	1,443	1,443	1,442	1,444	[217]	可燃系、不燃系の割合	
1,297	1,297	1,301	1,297	1,297	1,296	1,298	[218]	89.90%	
138	138	138	138	138	138	138	[219]	9.54%	
8	8	8	8	8	8	8	[220]		
17	20	23	26	31	33	36	[221]		
115,806	114,912	114,492	113,511	112,820	112,167	111,819	[222]		
98	97	97	96	96	95	95	[223]		
3,644.8	3,592.8	3,572.1	3,548.7	3,518.1	3,485.6	3,464.6	[224]		
1,289.0	1,306.0	1,319.0	1,322.0	1,331.0	1,340.0	1,349.0	[225]		
4,933.8	4,898.8	4,891.1	4,870.7	4,849.1	4,825.6	4,813.6	[226]		
99	98	98	98	97	97	97	[227]		
511	507	507	504	502	500	498	[228]		
0.134	0.153	0.172	0.192	0.211	0.231	0.250	[229]	ボックス回収と合わせて回収率30%＝ビックアップ0.25g/人/日	
40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	[230]		
20	22	25	28	31	34	36	[231]		
0	0	0	0	0	0	0	[232]		
531	529	532	532	533	534	534	[233]		
3,053.1	3,031.4	3,026.6	3,014.0	3,000.6	2,986.1	2,978.7	[234]		
944.5	937.8	936.4	932.5	928.3	923.8	921.5	[235]		
392.3	385.0	376.7	370.2	359.8	352.8	347.4	[236]		
14,676	14,929	15,184	15,326	15,541	15,653	15,803	[237]		
8	8	8	8	8	8	8	[238]		
14,684	14,937	15,192	15,334	15,549	15,661	15,811	[239]		
108	110	112	113	115	116	117	[240]		
13,365.0	13,601.0	13,842.0	13,981.0	14,186.0	14,289.0	14,430.0	[241]		
8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	[242]		
22.0	22.0	23.0	23.0	24.0	24.0	24.0	[243]		
1,289.0	1,306.0	1,319.0	1,322.0	1,331.0	1,340.0	1,349.0	[244]		

	行番号	実績	予測→	初年度					
		平成28年度 2016	平成29年度 2017	平成30年度 2018	平成31年度 2019	平成32年度 2020			
		365	365	365	366	365			
人口	[1]	396,014	396,818	397,623	398,427	399,231			
その他クリーンランド内での資源化	焼却施設古紙類リサイクルBOX	t/年	[245]	38.30	38	38	38		
	剪定枝	t/年	[246]	79.23	80	80	80		
	計	t/年	[247]	117.53	118	118	118		
使用済み小型家電 (ボックス・イベント回収)	計	t/年	[248]	4.08	4.0	7.0	10.0	15.0	
焼却処理量 ⑩	家庭系ごみ	t/年	[249]	57,623	57,724	57,483	57,221	56,647	
	事業系ごみ(リサイクルボックス投入量除く)	t/年	[250]	41,590	41,651	41,255	40,977	40,432	
	臨時・公共等	t/年	[251]	1,287	1,289	1,292	1,298	1,297	
	不燃物処理後の可燃	t/年	[252]	3,083.67	3,078	3,072	3,077	3,060	
	焼却処理量合計 ⑩-1	t/年	[253]	103,583.63	103,742	103,102	102,573	101,436	
	原単位(g/人/日)	[254]	100	100	100	99	98		
最終処分量 ⑨	焼却灰 ⑨-1	[256]	13,336	13,352	13,269	13,201	13,055		
	破砕後の不燃物 ⑨-2	[257]	954	952	950	952	947		
	最終処分量 合計 ⑨	[258]	14,290	14,304	14,219	14,153	14,002		
		[259]					最終処分量 平成24比△21%		
		[260]					国: △14%(平成24比)		
	平成28=100	[261]	100	100	100	99	98		
	原単位(g/人/日)	[262]	98.9	98.8	98.0	97.1	96.1		
平成28=100	[263]	100	100	99	98	97			
その他 ⑪ (処理困難物等)	[264]	440	440	433	428	419			
資源化量 ⑥	家庭系ごみ	市収集 ⑥-2 (使用済み小型家電ボックス等回収含む)	t/年	[265]	12,283.42	12,328	12,558	12,910	13,183
		市関与民間回収(集団回収等) ⑥-3	t/年	[266]	6,076.81	6,085	6,231	6,495	6,709
		家電4品目 ⑥-4	t/年	[267]	7.95	8	8	8	8
		合計 ⑥-1	資源化量合計(t/年)	[268]	18,368.18	18,421	18,797	19,413	19,900
		原単位(g/人/日)	[269]	127.1	127.2	129.5	133.1	136.6	
	事業系ごみ	庁内取組、市関与 ⑥-6	t/年	[270]	591.82	606	666	728	815
		許可業者分別収集 ⑥-7	t/年	[271]	7.8	8	8	8	8
		カンパウンド古紙ボックス回収、剪定枝⑥-8	t/年	[272]	117.53	118	118	118	118
		小計	t/年	[273]	717.1	732	792	854	941
		(参考)	t/年	[274]	5.0	5.1	5.5	5.9	6.5
		民間自主的取組 ⑥-9	原単位(g/人/日)	[275]	14,151.7	14,172	14,534	14,910	15,219
	合計 ⑥-5	資源化量合計(t/年)	[276]	97.9	97.8	100.1	102.2	104.4	
		原単位(g/人/日)	[277]	14,868.8	14,904	15,326	15,764	16,160	
		原単位(g/人/日)	[278]	102.8	102.9	105.6	108.1	110.8	
	リサイクルプラザでの選別回収 ⑥-10	t/年	[279]	524.20	523	525	529	529	
		原単位(g/人/日)	[280]	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	
	市関与による資源化量合計 ⑥ ※民間自主的取組は含まない	資源化量合計(t/年)	[281]	19,609.51	19,676	20,114	20,796	21,370	
	平成28=100	[282]	100.00	100	103	106	109		
	原単位(g/人/日)	[283]	135.7	135.8	138.6	142.6	146.7		
	資源化率(%)(対発生抑制後排出量)	[284]	15.7%	15.8%	16.1%	16.6%	17.1%		
	[(参考)国・府の目標]	[285]					国:27% 府:16%		
集団回収、再生資源を除く 排出量 ⑧	家庭系ごみ	集団回収&分別収集による 資源ごみ除く収集量(t/年) ⑧-1	[286]	59,838.23	59,924	59,674	59,405	58,812	
		原単位(g/人/日) ⑧-2	[287]	414.0	413.7	411.2	407.4	403.6	
		国・府の目標	[288]					国500g (府403g)	
	事業系ごみ	資源を除く事業系ごみ量 (t/年) ⑧-3	[289]	42,982	43,044	42,637	42,351	41,791	

	中間目標年度						最終目標年度		
平成33年度 2021	平成34年度 2022	平成35年度 2023	平成36年度 2024	平成37年度 2025	平成38年度 2026	平成39年度 2027	行番号	備考	
365	365	366	365	365	365	366			
399,249	399,267	399,286	399,304	399,322	398,954	398,586	[1]	第4次豊中市総合計画前期基本計画に基づく平成32年度、平成37年度、平成42年度の人口が直線的に推移するものとして各年度の人口を推定。ただし、平成28年度は市の推計人口	
38	38	38	38	38	38	38	[245]		
80	80	80	80	80	80	80	[246]		
118	118	118	118	118	118	118	[247]		
17.0	20.0	23.0	26.0	31.0	33.0	36.0	[248]		
56,236	55,773	55,540	55,017	54,634	54,374	54,276	[249]		
39,809	39,174	38,746	38,170	37,673	37,199	36,815	[250]		
1,297	1,297	1,301	1,297	1,297	1,296	1,298	[251]		
3,053	3,031	3,027	3,014	3,001	2,986	2,979	[252]		
100,395	99,275	98,614	97,498	96,605	95,855	95,368	[253]		
97	96	95	94	93	93	92	[254]		
688.9	681.2	674.8	669.0	662.8	658.3	653.7	[255]		
12,921	12,777	12,692	12,548	12,433	12,337	12,274	[256]	焼却灰発生率(平成28年度実績 12.87%)	
945	938	936	933	928	924	922	[257]		
13,866	13,715	13,628	13,481	13,361	13,261	13,196	[258]		
							[259]		
							[260]		
97	96	95	94	93	93	92	[261]		
95.2	94.1	93.3	92.5	91.7	91.1	90.5	[262]		
96	95	94	94	93	92	92	[263]		
414	407	400	393	384	377	371	[264]		
13,374	13,613	13,857	13,999	14,209	14,314	14,458	[265]	★異物を除くネット資源化量	
6,840	7,001	7,167	7,294	7,440	7,506	7,593	[266]	集団回収量+買取市+臨時ごみリユース量	
8	8	8	8	8	8	8	[267]		
20,222	20,622	21,032	21,301	21,657	21,828	22,059	[268]		
138.8	141.5	143.9	146.2	148.6	149.9	151.2	[269]		
873	931	1,008	1,063	1,136	1,207	1,268	[270]		
8	8	8	8	8	8	8	[271]		
118	118	118	118	118	118	118	[272]		
999	1,057	1,134	1,189	1,262	1,333	1,394	[273]		
6.9	7.3	7.8	8.2	8.7	9.2	9.6	[274]		
15,541	15,876	16,228	16,519	16,827	17,131	17,483	[275]		
106.6	108.9	111.0	113.3	115.4	117.6	119.8	[276]		
16,540	16,933	17,362	17,708	18,089	18,464	18,877	[277]		
113.5	116.2	118.8	121.5	124.1	126.8	129.4	[278]		
531	529	532	532	533	534	534	[279]	鉄等破砕後の選別回収+小型家電ピックアップ回収+	
3.6	3.6	3.6	3.7	3.7	3.7	3.7	[280]	バッテリー回収	
21,752	22,208	22,698	23,022	23,452	23,695	23,987	[281]		
111	113	116	117	120	121	122	[282]		
149.3	152.4	155.3	158.0	160.9	162.7	164.4	[283]		
17.4%	17.8%	18.2%	18.5%	18.9%	19.1%	19.3%	[284]		
							[285]		
58,401	57,905	57,662	57,133	56,733	56,454	56,345	[286]	定期収集ごみ(可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ)	
400.8	397.3	394.6	392.0	389.2	387.7	386.2	[287]		
							[288]		
41,151	40,497	40,058	39,465	38,954	38,467	38,073	[289]		

家庭系ごみの減量目標の設定

(平成28年度(2016年度)基準)資源化ベース(平成28年(2016年)度資源化実績量、平成24年豊中市家庭ごみ排出実態調査等から設定)

品目	資源化の実績(t)					合計(t)	可燃+不燃ごみへの排出状況(平成28)			目標		
	集団回収+買取市 平成28 (t)	集団回収 (原単位 g/人/日) ①	分別収集 平成28 資源化 ベース (t)	分別収集 平成28 (原単位 g/人/日) ②	1人1日 当たりの 資源化量 実績 (g/人/日) ③=①+②		ごみ中の 割合(平成24 家庭系ごみ 質調査)	1人1日 当たり 排出量 (g/人/日) ④	分別等 協力率 ④÷ ③+④	目標 分別等 協力率 ⑤	新規1人1日 当たりの 減量目標 (g/人/日) ③+④ ×⑤-③	
紙類	段ボール	895.43	6.2	1,110.87	7.7	2,006.30	13.8	1.8%	7.3	65.4%	70%	1.0
	紙パック	6.55	0.0	10.90	0.1	17.45	0.1	0.37%	1.5	6.3%	30%	0.4
	新聞・雑誌 ・書籍・折り込み広告	4,751.53	32.9	4,485.77	31.0	9,237.30	63.7	3.6%	14.7	81.3%	85%	2.9
	雑がみ	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0	10.6%	43.2	0.0%	40%	17.3
計	5,653.51	39.1	5,607.54	38.8	11,261.05	77.7	16.37%	66.7	53.8%	—	21.6	
プラスチック類	ペットボトル	0.00	0.0	630.69	4.4	630.69	4.4	0.06%	0.1	97.8%	99%	0.1
	白色発泡トレイ	0.00	0.0	0.33	0.0	0.33	0.0	0%	0.0	100.0%	100%	0.0
	その他のプラスチック製 容器包装	0.00	0.0	2,996.15	20.7	2,996.15	20.7	2.1%	8.6	70.6%	75%	1.3
計	0.00	0.0	3,627.17	25.1	3,627.17	25.0	2.16%	8.8	74.0%	—	1.4	
布類	古布	306.24	2.1	528.90	3.7	835.14	5.8	0.98%	4.0	59.2%	60%	0.1
金属類	缶(スチール缶)	10.26	0.1	294.27	2.0	304.53	2.1	0.16%	0.7	75.0%	90%	0.4
	缶(アルミ缶)	106.31	0.7	176.09	1.2	282.40	1.9	0.03%	0.1	95.0%	95%	0.0
	小型家電等(ピックアップ除く)	0.00	0.00	4.07	0.03	4.07	0.03	0.40%	1.63	1.8%	15%	0.22
計	116.57	0.8	474.43	3.3	591.00	4.1	0.59%	2.4	63.1%	—	0.6	
ガラス類	びん	0.00	0.0	2,045.37	14.2	2,045.37	14.1	0.56%	2.3	86.0%	90%	0.7
合計		6,076.32	42.0	12,283.41	85.0	18,359.73	126.7	40.96%	167.0	43.1%		24.4

注) 雑がみの可燃+不燃ごみ中への排出割合は紙箱、紙袋・包装紙等の計5.3%の2倍と設定。上記資源化量には許可業者が収集している教育施設分(事業系ごみ)は含まない。

事業系ごみの減量目標の設定(平成28年度基準)

大規模事業所	廃棄物全体	平成28		ごみ量		新規資源化量					資源化目標	
		自主的 資源化量 (t)	市民1人1日 当たり (g/人/日) ①	ごみとして排出 されている 資源化可能物量 (減量計画書から) (t)	市民1人 1日当たり (g/人/日) ②	実績 分別等 協力率 ③=① ÷(①+②)	目標 分別等 協力率 ④	新規 1人1日 当たりの 目標 g/人/日 ⑤= (①+②) ×④-①	備考	既存+新規 (g/人/日)		
古紙類		10,628.62	73.5	1438.96	10.0	88.0%	→	90%	1.7		75.2	
	(市内古紙)	(400.88)	(2.8)	—	—	—		(0.2)		1割(内数)	(3.0)	
缶びん・その他		969.40	6.7	3,688.36	25.5	20.8%		—	0.0	現状のまま	6.7	
	許可業者教育施設→	(缶)	(0.00)	—	—	—		—	0.0			
		(びん)	(0.96)	(0.00)	—	—	—		—	0.0		
	(容ブラ)	(4.55)	(0.00)	—	—	—		—	0.0			
食品廃棄物 (給食残渣含む)	魚あら+廃食用油 +厨芥類	2,962.35	20.5	給食残渣 含む(153.36t)	9206.15	63.7	24.3%	→	50%	21.6	※食品リサイクル法の外食産業の 平成31目標50%を参考に設定	42.1
小規模事業所		平成28	ごみ量	H39		新規資源化量					資源化目標	
		自主的 資源化量 (t)	市民1人1日 当たり (g/人/日)	平成28ごみ組成調査 から推定した事業系ご み中の資源化物量(t)	市民1人 1日当たり (g/人/日)	実績 分別等 協力率		目標 分別等 協力率	g/人/日		既存+新規	
古紙等	インクカートリッジ リサイクルボックス (クリーンランド)	0.38	0.0									
	共同回収 モデル事業	38.30	0.3									
	機密文書	3.01	0.0									
	剪定枝 (とよびびり以外も含む)	21.59	0.1									
	計	91.82	0.6									
事業系ごみ合計		155.10	1.1	5,012.00	34.7	3.1%	→	15%	4.3		5.4	
事業系ごみ合計		14,715.47	101.8						27.6		129.4	

資料3 用語の解説

あ 行

■アダプトシステム事業

アダプト（ADOPT）とは、英語で「養子縁組をする」という意味。市民が自ら住んでいる地域のまちを美しくしようとする取り組みを、行政とのパートナーシップにより推進し、地域に暮らす市民・事業者が里親となって、市と覚書を交わし、道路などの公共の場所を清掃する制度。

具体的には、市民・事業者の団体が美化清掃を行い、行政は美化清掃を行う団体へ清掃用具の提供等を行う。

■eMIRAIE環境交流センター

平成17年（2005年）4月に開所した施設で、市民・事業者の3R活動を推進するための地域拠点であり、実践と交流・支援、情報発信の活動を行う場として3Rに関連した様々な事業に取り組んでいる。

■一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた「産業廃棄物以外の廃棄物」。具体的には、家庭や食堂、商店、事務所などから排出される台所ごみ、紙くずなどのこと。

■違法簡易広告物追放推進団体（とよなか美はり番）

地域に密着した市民・事業者の団体の活動により、違法な広告物を許さない地域環境づくりを推進するために、違法簡易広告物の除却を地域団体等に委任する制度。

■エコショップ制度

環境に配慮した取組みを行うお店（小売店や飲食店等）から申請をいただき、審査を経た後、豊中エコショップとして認定。さらに、その取組みの充実や向上が見られる豊中エコ

ショップを「優良」店舗にステップアップ認定する制度。

■NPO（Non-Profit-Organization）

法人格をもった、ボランティア団体や市民活動団体である民間非営利組織のことで、医療・福祉や環境保全、災害復興、地域興しなど様々な分野で活動する団体が含まれる。

■大阪湾広域臨海環境整備センター

近畿2府4県の市町村の廃棄物の広域的な処分・再利用を図るため、昭和56年（1981年）に制定された「広域臨海環境整備センター法」に基づき昭和57年（1982年）3月に設立された団体。通称は、大阪湾フェニックスセンター。

大阪湾フェニックス計画に基づき、廃棄物の最終処分先として、大阪湾に埋立処分場を建設し、廃棄物の埋立等を行っている。現在、尼崎沖、泉大津沖、大阪沖、神戸沖の4カ所の処分場がある。

か 行

■拡大生産者責任

（Extended Producer Responsibility）

自ら生産する製品等について、生産・流通・使用段階だけでなく、使用後に製品が廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで生産者の責任を拡大しようとする考え方。平成12年（2000年）6月施行の「循環型社会形成推進基本法」に明記されている。

■環境基本法

平成5年（1993年）に制定された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示す法律。平成4年の国連環境開発会議（地球サミット）で合意したリオ宣言を前提に、3章46条と付則からなる。基本理念として「環境の恵沢の享受と継承等」「環

境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つを定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしている。

■基本フレーム

将来の計画を立てる場合に、あらかじめ決めておかなければならない数値的な枠組み。人口、ごみ量などの将来の目標値。

■共同回収モデル事業

事業系ごみの減量に向けて、酒販組合豊能第二部会で平成19年度(2007年度)に実験事業として実施した再生資源の共同回収によるリサイクルの取り組み。実験期間終了後も、団体の自主事業として継続実施されている。

■許可業者（一般廃棄物収集運搬）

市町村長から許可を受けた収集運搬業者のこと。廃棄物処理法では、一般廃棄物の収集・運搬を市町村で行うことが困難な場合は、市町村長から許可を受けた収集運搬業者が、排出事業所から収集・運搬を請け負ってもよいこととなっている。

■拠点回収

本市においては、市民・事業者・行政が協働したリサイクル事業を推進するため、小売店舗や公共施設等の拠点において、ペットボトル・食品白色トレイ・インクカートリッジ・使用済小型家電・水銀使用廃製品の回収を行っている。

■減量計画書

延べ床面積が3,000㎡以上又は一般廃棄物の排出量が月3トン以上の事業所を多量排出事業所として位置づけ、(事業

系一般廃棄物)減量計画書の提出を求めており、それらの資料をもとに、立入調査や個別指導を実施している。(これまでの月5トン以上から月3トン以上に変更(平成30年(2018年)4月から))

■公共下水道

区域内の汚水や雨水を管渠で集め、汚水は処理してから放流し、雨水はそのまま排除するための下水道で、終末処理場を有するかまたは流域下水道に接続しているもの。原則として、市町村が建設・管理を行う。

■ごみ有料化

自治体が行うごみ処理費用の一部または全部を、ごみの排出者が税金とは別に、ごみ処理手数料として負担する制度のこと。指定ごみ袋に手数料を上乗せする有料指定袋制や、手数料の証紙としてシールなどを販売する方法などがある。

さ行

■災害廃棄物

地震や風水害等の災害時に発生する廃棄物のこと。災害廃棄物は、様々な種類を含む廃棄物が一度に大量に発生し、通常時とは異なる体制・迅速な処理が求められる。

■再生資源集団回収

地域団体が地域で再生資源の回収を行うこと。ごみの減量及び資源のリサイクルを進めるため、市では地域での再生資源の回収を行う地域団体と再生資源を回収する行商者に、報奨金を交付している。

■在宅医療廃棄物

在宅医療に関わる医療処置に伴い、家庭から排出される可能性のある廃棄物をいう。なお、「在宅医療」は、医師、看護

師等の訪問を伴うもの（往診、訪問診療、訪問看護等）、医師等の訪問を伴わないもの（在宅療養）の両方をいう。

■サニテーション

下水処理施設。豊中市サニテーションは平成3年（1991年）から稼動していたが、公共下水道の普及に伴い平成20年（2008年）3月に閉鎖した。同年4月からは「伊丹市し尿公共下水放流施設」を利用している。

■産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同施行令で定められた工場などの事業活動から出る廃棄物で、燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチック類、建設廃材など20種類が指定されている。

■循環型社会

廃棄物の処理に優先順位を設け、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り抑制される社会をいう。

■循環型社会形成推進基本法

省庁ごとに個別に取り組みられてきた廃棄物処理及び再資源化関連法を総括する基本的枠組み法として、平成12年（2000年）5月に制定された。併せて廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）とリサイクル法（再生資源利用促進法）の改正、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）、食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）も一体的に成立している。

■浄化槽

公共もしくは民間、個人が設置する、微生物の働きにより汚水をきれいにして放流できる状態まで浄化する装置のこと。下水道や農業集落排水などを整備することが困難な地域に設置する。

■使用済小型家電

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電の部品にはレアメタルなどの貴重な資源が使用されており、これらを再生利用することを目的としている。本市では、平成28年（2016年）1月から市役所や図書館等に回収ボックスを設置し、回収を行っている。

■食品ロス

食品廃棄物のうち、食べ残しや賞味期限切れに伴い廃棄されたものなど、本来食べられるにもかかわらず捨てられているもの。

■水銀使用廃製品

地球規模での水銀汚染防止をめざす「水銀に関する水俣条約」が平成25年（2013年）に採択され、市町村においても、蛍光管等の水銀使用廃製品の適正な処理が求められている。豊中市では、市内に専用回収ボックスを設置し、平成29年（2017年）7月から、水銀を使用した蛍光管、体温計・血圧計及び電池類の拠点回収を始めている。回収した水銀使用廃製品は安全に収集・運搬され、適正に処理される。

■3R（スリーアール）

「リデュース（Reduce：廃棄物等の発生抑制）・リユース（Reuse：再使用）・リサイクル（Recycle：再生利用）」の頭文字をとった、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。

平成12年（2000年）に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を(1)リデュース、(2)リユース、(3)リサイクルとし、さらに(4)熱回収（サーマルリサイクル）、(5)廃棄物の適正処理としている。

■生活排水

調理、洗濯、入浴、し尿など、日常生活に伴い公共用水域に排出される排水のこと。

■生物化学的酸素要求量

（BOD；Biochemical Oxygen Demand）

河川中の汚染物質が水中の微生物により酸化され炭酸ガスなどに分解されるとき、微生物が必要とする酸素量をいい、数値（mg／l）が大きいほど水質汚濁の著しいことを示す。

た 行

■第4次豊中市総合計画

総合計画とは、市政運営の根幹となるまちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための基本方針を示す計画である。平成30年（2018年）に策定した第4次豊中市総合計画では、平成39年度（2027年度）を目標年度とし、「みらい創造都市 とよなか～明日がもっと楽しみなまち～」をまちの将来像とし、「子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり」「安全に安心して暮らせるまちづくり」「活力ある快適なまちづくり」「いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり」を施策体系に将来像の実現をめざしている。

■第3次豊中アジェンダ21

「第3次豊中市環境基本計画」と両輪となり環境保全を進めるために、市民・事業者・行政が協働とパートナーシップで取り組みを

進める自主的な行動計画で、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）を計画期間とする。平成11年（1999年）3月に策定された「第1次豊中アジェンダ21」、平成23年（2011年）6月に策定された「第2次豊中アジェンダ21」の取り組みを振り返り、市民・事業者・行政によるパートナーシップ組織「とよなか市民環境会議」が主体となり平成30年（2018年）3月に策定。

■第3次豊中市環境基本計画

豊中市環境基本条例に基づき、市のめざす目標と施策の枠組みを明らかにし、市民・事業者・行政のパートナーシップのもとに総合的・計画的に取り組むことを目的とする行政計画で、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）を計画期間としている。

■堆肥化・バイオマス化

【堆肥化】

厨芥類などの生ごみや落ち葉をバクテリア等の微生物によって分解し、堆肥をつくること。

【バイオマス化】

再生可能な生物由来の有機性資源（バイオマス）をつくること（化石燃料を除く。）。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥をレンガ原料などの建築資材としての利用するほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などがある。

■地域清掃

個人・団体などの地域住民による自発

的な地域での清掃活動のことで、本市では清掃用具の提供・貸出を行うとともに、ごみ袋の配布とごみの収集を行っている。

■中間処理

廃棄物の最終処分に先立って、廃棄物を無害化・安定化・減量化・再生利用するための人為的な操作をいい、焼却、破砕、圧縮、脱水、中和、蒸留、コンクリート固型化などの方法がある。

■超高齢社会

高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）が21%以上の社会をいう。また、高齢化率が14%以上21%未満を高齢社会といい、7%以上14%未満を高齢化社会という。

日本は昭和45年（1970年）に高齢化社会に、平成6年（1994年）に高齢社会になり、平成19年（2007年）には超高齢社会となった。日本の高齢化率は、平成28年（2016年）10月現在で、27.3%である。

■2R（ツアール）

3R（スリーアール）の「リデュース（Reduce：廃棄物等の発生抑制）・リユース（Reuse：再使用）・リサイクル（Recycle：再生利用）」のうち、リサイクルよりも取組みの優先順位がより高いリデュースとリユースの2つを示している。循環型社会構築のために、リサイクルよりも取組みが進んでいない2Rの取組みをより進めていくことが必要である。

■適正処理困難物

自治体が処理する一般廃棄物のうち、その適正な処理が全国各地で困難であると認められるものを環境大臣が指定する。またこれ以外にも、豊中市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例により市長が指定することができる。

■豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例

美しいまちづくりを推進するため、市・市民等・事業者・団体の役割、ポイ捨て・犬のふんの放置、美観を損なう屋外広告物の表示等の防止と空き地の適正管理について必要な事項を定めた条例。平成17年（2005年）施行。

は行

■廃棄物

占有者が自ら利用し、または、他人に有償で売却することができないため不要になった物をいう。廃棄物処理法では、「ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）」と定義し、産業廃棄物と一般廃棄物に大別される。

■廃棄物減量等推進員

一般廃棄物の減量のための施策への協力など、市民の自主的活動を通じて、地域に密着したごみの減量、再資源化を推進することを目的とした制度。市長からの委嘱を受けた推進員は、ごみの減量、再資源化を推進する活動を地域で行っている。

■廃棄物処理法

正式には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」。廃棄物の定義や処理責任、処理方法や処理施設に係る基準など、廃棄物の減量化と適正処理に関する基本的な法律である。

■廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成5年（1993年）に交付された廃棄物の減量の促進や、適正処理、地域の環

境美化の推進について定めた豊中市の条例。平成27年（2015年）に、新たに再生資源等の持ち去り禁止規定を設け、「市並びに市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者及び再生資源集団回収登録行商者以外の者」が「所定の集積場所」に排出された再生資源等を無断で持ち去ることを禁止している。

■PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）を意味し、品質向上のための体系的な考え方をいう。管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、らせん状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

■ひと声ふれあい収集

家庭から排出されるごみや再生資源をごみステーション等に持ち出すことが困難な世帯に対して、戸別訪問を行いごみ等の収集を実施し、併せてひと声かけることにより、高齢者や障害者の方々とのコミュニケーションを図り、安否の確認を行っている。

■ビルピット

ビルの汚水などを公共下水道に排出するまでの間、一時貯留するための排水槽。

■フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。

■フードバンク

「食品銀行」を意味する社会福祉活動のこと。食品製造業や流通業、小売店等で、まだ食べることができるが、販売をするには賞味期限が残り少ない食べ物を、食べ物に困っている方につなげる活動を行っている。

や行

■容器包装リサイクル法

正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化促進等に関する法律」。平成3年（1991年）に施行された再生資源利用促進法（リサイクル法）に続き、新リサイクル法として平成7年（1995年）6月に成立、平成9年度（1997年度）より施行。容器包装を製造・利用する特定事業者には再生利用の義務を課している。また、市町村は容器包装リサイクル法の対象品目の発生量、回収量、分別方法、収集方法等に関する計画を3年毎に5年を1期とする計画（分別収集計画）の策定が求められている。

容器包装リサイクル法は、平成18年（2006年）6月に大きく改正され、容器包装を一定量以上利用する事業者に対する排出抑制の取組み状況報告の義務付け、再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化、質の高い分別収集・再商品化を促進するため、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設等の見直しがなされた。

■溶融スラグ

ごみ焼却施設で、焼却に伴って発生する焼却灰を高温で溶かし、冷却、固化させたもの。焼却灰よりも容積を減らすことができ、最終処分場の延命化につながる。また道路工事等に用いる路盤材としてリサイクルすることもできる。焼却灰

を熔融スラグにすることを「熔融スラグ化」という。

■余熱利用

ごみ焼却施設などで、焼却に伴って発生する熱を有効利用すること。利用方法として、発電、蒸気として暖房などへの利用、給湯などがある。

ら行

■リサイクル（recycle：再生利用）

紙・鉄くず・アルミニウム・ガラスびん・布などの循環資源を原料に戻して、再び製品にして使用することをいう。広義には、リユース（再使用）を含める場合もある。

■リデュース（reduce：発生抑制）

切り詰める、縮小する、減らすという意味で、ごみの発生抑制のこと。

過剰な消費をやめて適正な購入を行うこと。

■リユース（reuse：再使用）

循環資源を製品としてそのまま、あるいは修理を行って使用すること。製品の一部を他の製品に使用する場合もリユースに含む。

第 4 次豊中市一般廃棄物処理基本計画

発行日 平成 30 年 3 月 26 日

編集・発行 豊中市環境部減量計画課

〒561-0891 豊中市走井 2 丁目 5 番 5 号

電話：06-6858-2279

ファクス：06-6843-3501

